

漁港漁場整備事業の実務の手引き

[令和7年度]

令和7年4月
水産庁 漁港漁場整備部

はじめに

市町村における土木・建築部門の職員数は、大量採用世代の退職、景気拡大に伴う採用難等により、減少傾向が続いています。水産庁が令和6年12月に全国417の市町村の漁港管理者に対して実施したアンケート調査では、漁港漁場整備を担当する技術職員がいない自治体が約4割という深刻な実態が明らかになりました。

こうした事態を受け、水産庁では、引き続き市町村等が漁港漁場整備事業等を円滑に推進していくことができるよう、市町村への支援の取組を進めているところです。

本書は、この取組として、初めて漁港漁場整備等に携わることとなった職員を対象に、漁港漁場整備事業の実務の一連の流れ(計画・実施・管理)を理解できるように作成しました。

本書が漁港漁場整備の実務担当者の一助となれば幸いです。

令和5年度版からの主な改訂点

- ・「事業基本計画の参考事例」「工事設計書の作成」について、記入上の留意点を追記するとともに、事業基本計画変更時の留意点を追加しました。
- ・「実績報告と額の確定」について記入上の留意点を追記しました。
- ・「漁港漁場整備にかかる「よろず相談」へのQ&A」の事例を増やしました。

目 次

1. 漁港漁場整備事業の実務の流れ (p.4)
2. 漁港漁場整備事業の実務の内容 (p.5)
 - I. 事業基本計画 (p.5)
 - I-① 事業基本計画の作成と承認申請 (p.5)
 - I-② 事業基本計画の変更 (p.9)
 - I-③ 事業評価書の作成 (p.45)
 - II. 予算要求と交付申請 (p.53)
 - II-① 予算要求資料の作成 (p.53)
 - II-② 補助金交付申請 (p.54)
 - II-③ 内示変更要望と交付決定変更申請 (p.58)
 - II-④ 繰越手続き (p.60)
 - III. 事業の執行と台帳調製 (p.62)
 - III-① 工事設計書の作成 (p.62)
 - III-② 発注関係事務 (p.77)
 - III-③ 実績報告と額の確定 (p.79)
 - III-④ 漁港台帳の調製 (p.85)
 - IV. 漁港漁場整備に係る「よろず相談」へのQ&A (p.88)
 - V. 近年の漁港漁場整備事業に係る制度の主な拡充・改正事項とその概要 (p.96)
 - VI. 補助対象に関するよくある問い合わせ内容とその回答 (p.98)

＜問い合わせ窓口一覧＞ (p.99)

本書の構成は、漁港漁場整備事業を実施する上で不可欠な実務の内容とその手順及び方法について解説するとともに、各実務内容に関連する通知や参考となる図書、WEBページ等の情報をそれぞれ掲載しています。

1. 漁港漁場整備事業の実務の流れ

		I. 事業基本計画 (p.5～p.52で解説)	II. 予算要求と交付申請 (p.53～p.61で解説)	III. 事業執行と台帳調製 (p.62～p.87で解説)
事業計画 案作成の 年度	4-6月	I-① [p.5] 事業ニーズの把握と 基本構想の作成 ↓ 事業基本計画の作成	II-① [p.53] 予算(概算)要求資料 の作成	
	7-9月			
	10-12月			
	1-3月			
事業実施 の前年度	4-6月	I-② [p.45] 事業評価書の作成	概算要求ヒアリング(5月)	III-① [p.62] 工事設計書の作成 〔新規・改良の断面の場合 は工法協議が必要〕
	7-9月		II-① [p.53] 予算(実施)要求資料 の作成	
	10-12月		実施要求ヒアリング(1月)	
	1-3月		事業評価の実施(2月) I-① [p.5] 水産庁長官への事業 基本計画の承認申請	
事業実施 の年度以 降		計画の承認	地区別配分内示	III-② [p.77] 発注関係事務 〔契約図書の作成 ・予定価格の作成 ・入札及び契約の方法 の選択 ・契約相手方の決定 ・工事の監督・検査 ・工事中及び完成時の 施工状況の確認・評価〕
	4-6月	I-③ [p.9] 事業基本計画の変更※	II-② [p.54] 農林水産大臣への 補助金交付申請	III-③ [p.79] 実績報告と額の確定
	7-9月		補助金交付決定	
	10-12月		II-③ [p.58] 水産庁への 内示変更要望※ 交付決定変更申請※	
	1-3月		変更交付決定 II-④ [p.60] 地方財務局等への 繰越手続き※	
			予算繰越	III-④ [p.85] 漁港台帳の調製

□: 国(農林水産大臣又は水産庁長官等)が対応する項目, (注)表中の※の手続きは必要な場合のみ実施。

2. 漁港漁場整備事業の実務の内容

I. 事業基本計画

I-①事業基本計画の作成と承認申請

より良い漁港漁場整備を推進するためには、日頃から漁業者等の要請を聞き取って、事業ニーズを把握し、漁港漁場整備の基本構想を固めておくことが重要である。

その上で、事業主体は、関係する漁業者の要望、波浪・高潮等の自然状況等を十分に把握し、「漁港計画の手引き」等を参考にしながら、①計画課題の整理、②計画目標の設定、③整備方針の決定、の順で事業基本計画の検討を進める。

国の助成を受けて漁港漁場整備事業(漁港関係事業メニュー早見表[p.7]を参照)を実施する場合には、事業主体は「水産物供給基盤整備等実施要領」等に基づいて、事業基本計画を作成し、水産庁長官に対し、その承認申請を行う。

水産庁長官は、事業主体等からの申請が承認の要件に該当し、事業を実施することが適当であるときには、事業基本計画を承認する。なお、特定漁港漁場整備事業計画(一つの事業の計画事業費が20億円以上等の一定の要件を満す計画。以下、特定計画と言う。)については、漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則に基づき、手続きを行う。

(事業基本計画の承認要件)

- 「水産物供給基盤整備事業等実施要領」(以下「実施要領」という。)第4の3「事業基本計画の承認」で以下のとおり定められている。
 - ア 「漁港及び漁場の整備等に関する法律」第6条の2に規定する「漁港漁場整備基本方針」に適合しているものであること。
 - イ 事業の実施体制及び費用の負担能力からみて、事業が確実に遂行できる十分な見通しがあるものであること。
 - ウ 事業実施後、施設の適正な管理及び運営が図られる見通しがあるものであること。
- 「水産物供給基盤整備事業等実施要領の運用について」(以下「実施要領の運用」という。)第2の2において、事業基本計画の承認等における要件として、都道府県は圏域総合水産基盤整備事業計画を事業主体と調整して作成し、届け出ることとなっている。

(事業基本計画の内容)

- 事業基本計画は、ア 地区名、イ 地区の概要、ウ 計画の基本方針、エ 計画内容、オ その他事業の実施に当たって参考となる事項を主な内容として定める。(実施要領第4)
- 事業基本計画は、実施要領の運用の[記載要領]を踏まえて作成する。
- 事業基本計画の提出は、原則、事業実施希望年度の前年度の3月末日までに提出する。(実施要領の運用第2)

(事業基本計画の申請)

- 事業の実施に当たって国の助成を受けようとする場合、都道府県知事は水産庁長官に対し、事業計画の承認申請を行う。(実施要領第4の3)
- 事業主体が市町村長又は水産業協同組合の長の場合は、都道府県知事へ提出し、都道府県知事から水産庁長官に申請する。(実施要領第4の1)

<関連する通知等>

- 「水産物供給基盤整備事業等実施要領」(平成13年3月30日付け12水港第4457号)
- 「水産物供給基盤整備事業等実施要領の運用について」(平成13年3月30日付け12水港第4541号)

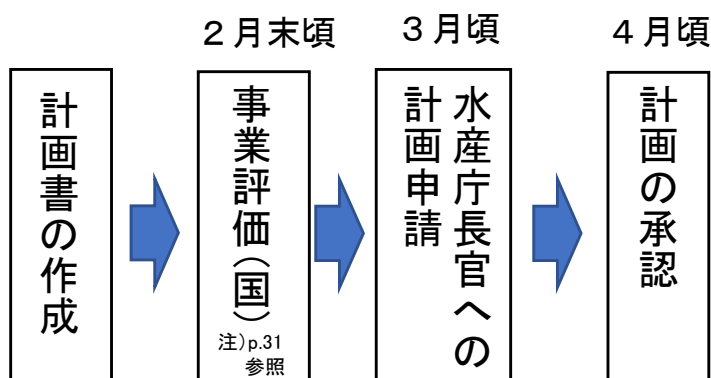
(特定漁港漁場整備事業計画の場合)

- 「漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則」(昭和26年農林省令第47号)
- 「特定漁港漁場整備事業実施要領」(平成14年6月5日付け14水港第960号)

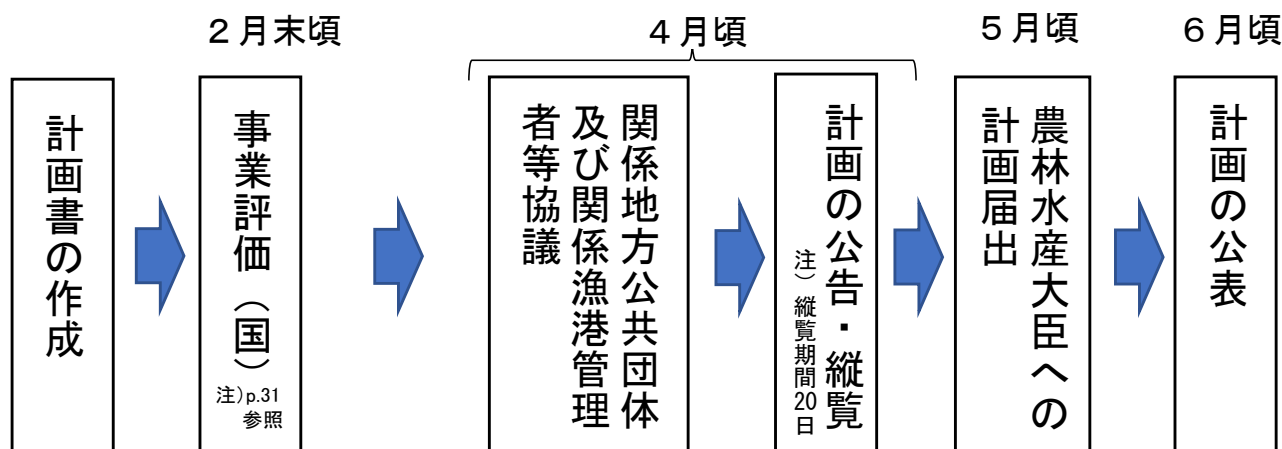
<参考資料>

- 漁港漁場関係事業事務必携 (令和6年度:公益社団法人全国漁港漁場協会)
- 漁港計画の参考図書(令和3年度:水産庁)
- 人工魚礁漁場造成計画指針(平成12年度:社団法人全国沿岸漁業振興開発協会)
- 増殖場造成指針(昭和58年度:(社)全国沿岸漁業振興開発協会)
- 増殖場造成計画指針[マダイ・イセエビ編](昭和63年度:(社)全国沿岸漁業振興開発協会)
- 増殖場造成計画指針[ヒラメ・アサリ編](平成8年度:(社)全国沿岸漁業振興開発協会)

事業基本計画(特定計画以外※¹)の計画承認までの流れ



(参考) 地方公共団体等の特定計画※²の策定・公表までの流れ

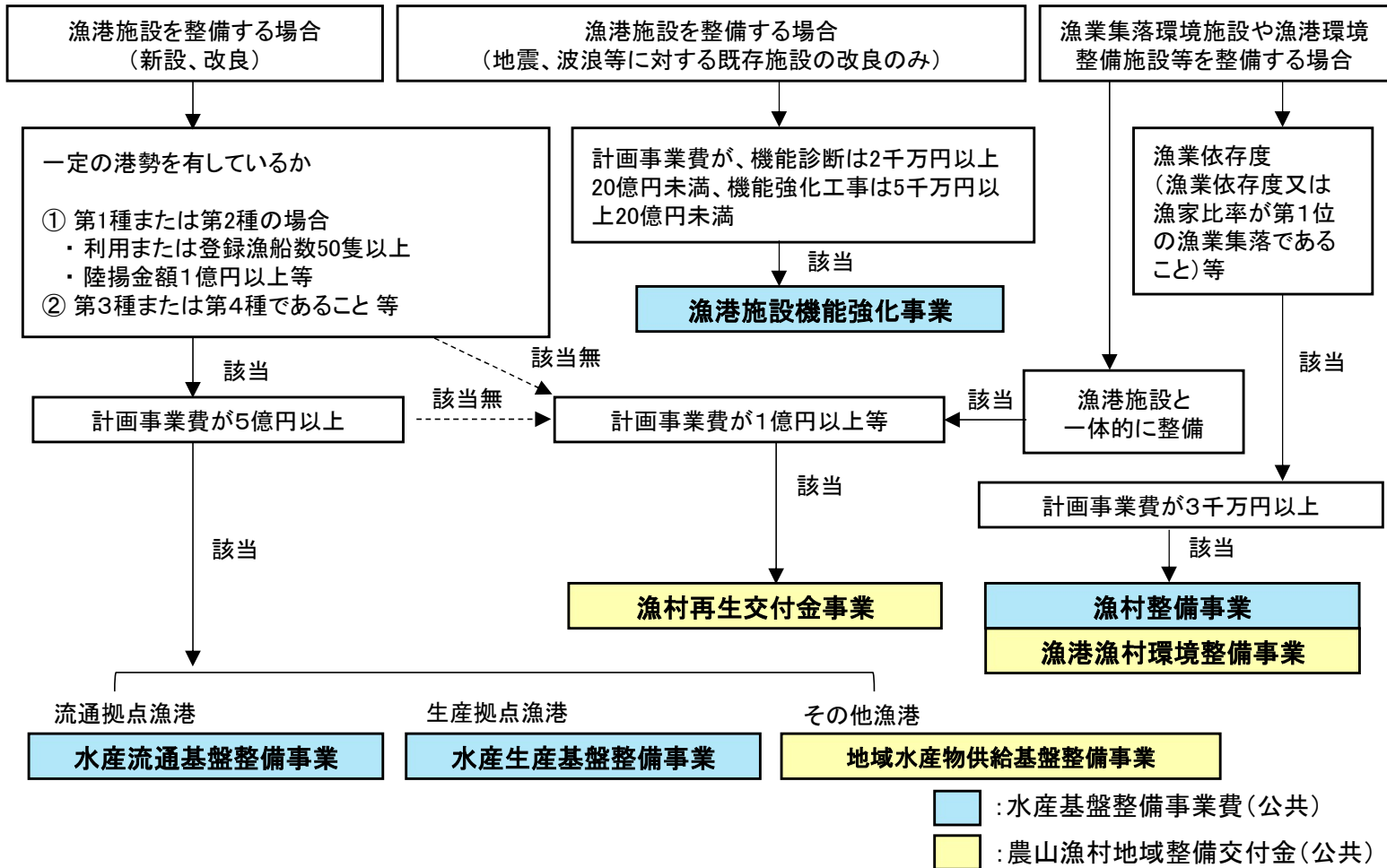


※¹ 特定計画以外の計画とは、一事業の計画事業費が20億円以下等の特定の要件を満たさない計画である。当該計画に基づく事業は地方財政法第16条に基づいて実施される予算補助事業となる。

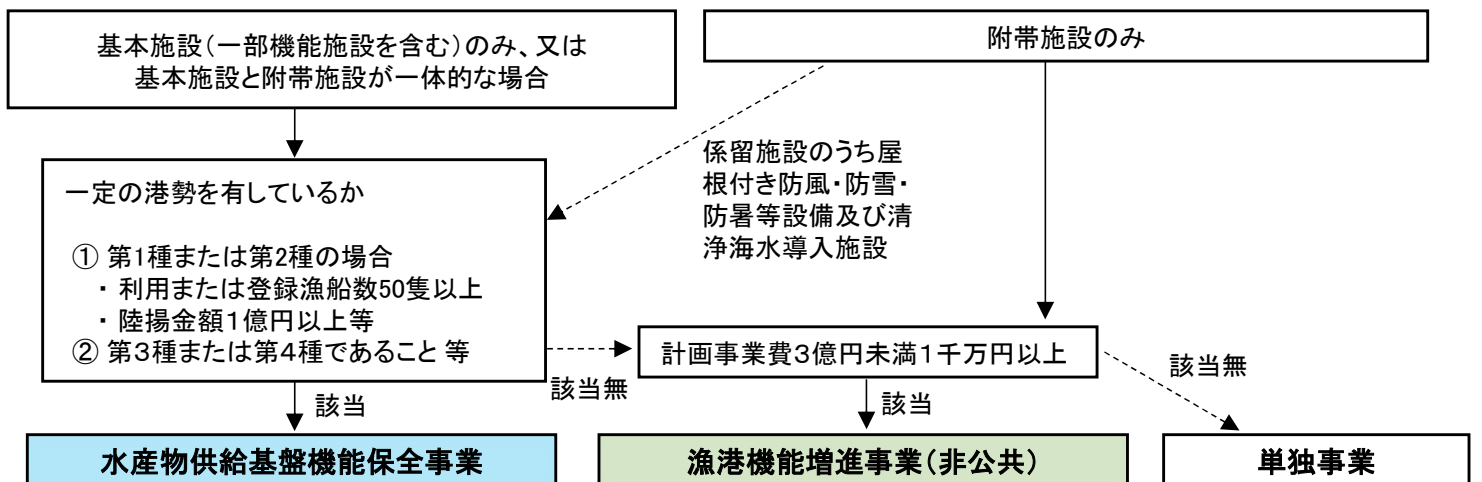
※² 特定計画とは、漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則第1条の2で定める「計画事業費が一事業につき20億円を超えるものであること。」等の要件を満たす計画である。当該計画に基づく事業は特定漁港漁場整備事業となり、漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づいて実施される法律補助事業となる。

漁港関係事業メニュー早見表

【機能保全事業以外の場合】



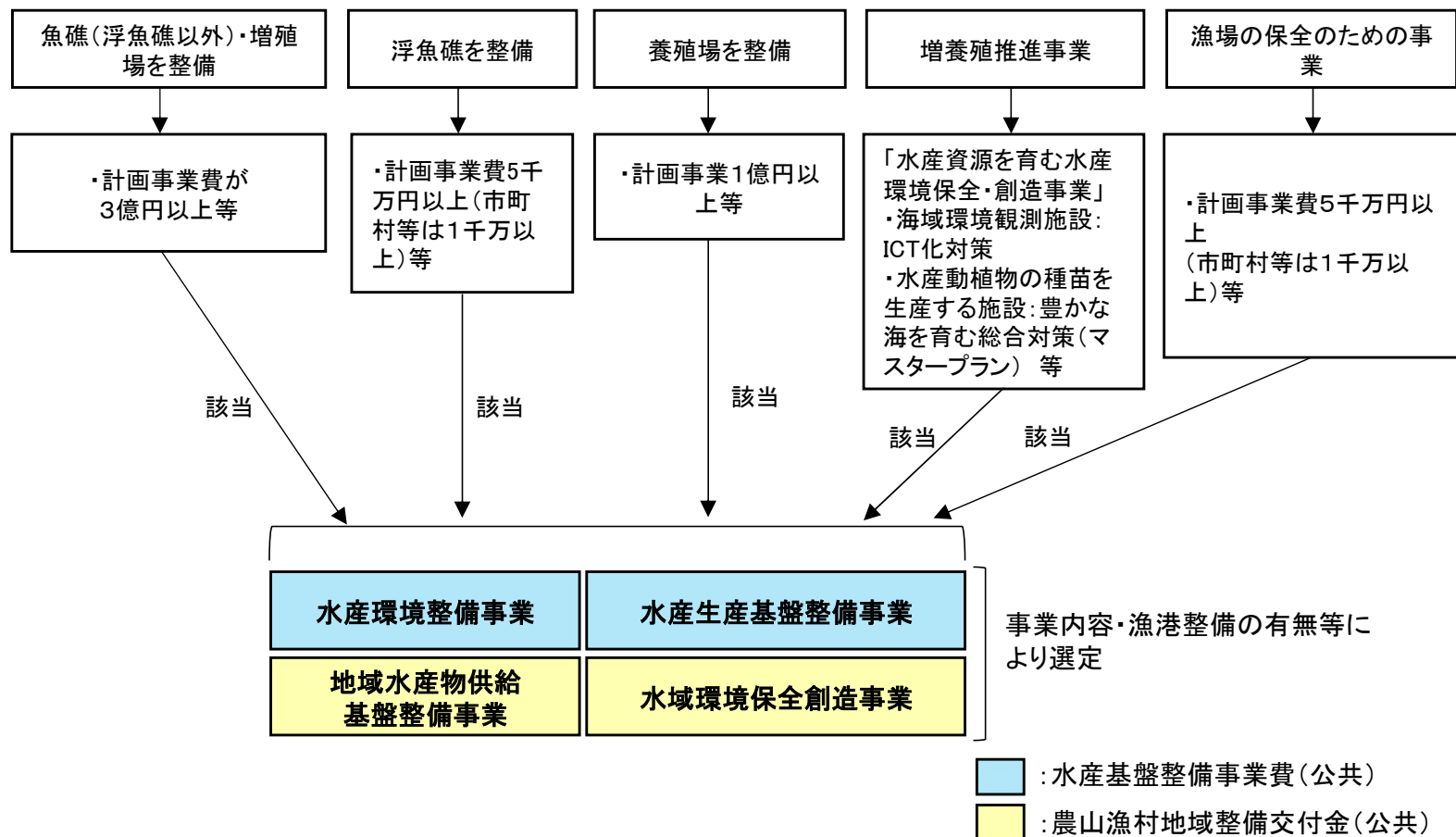
【機能保全事業の場合】



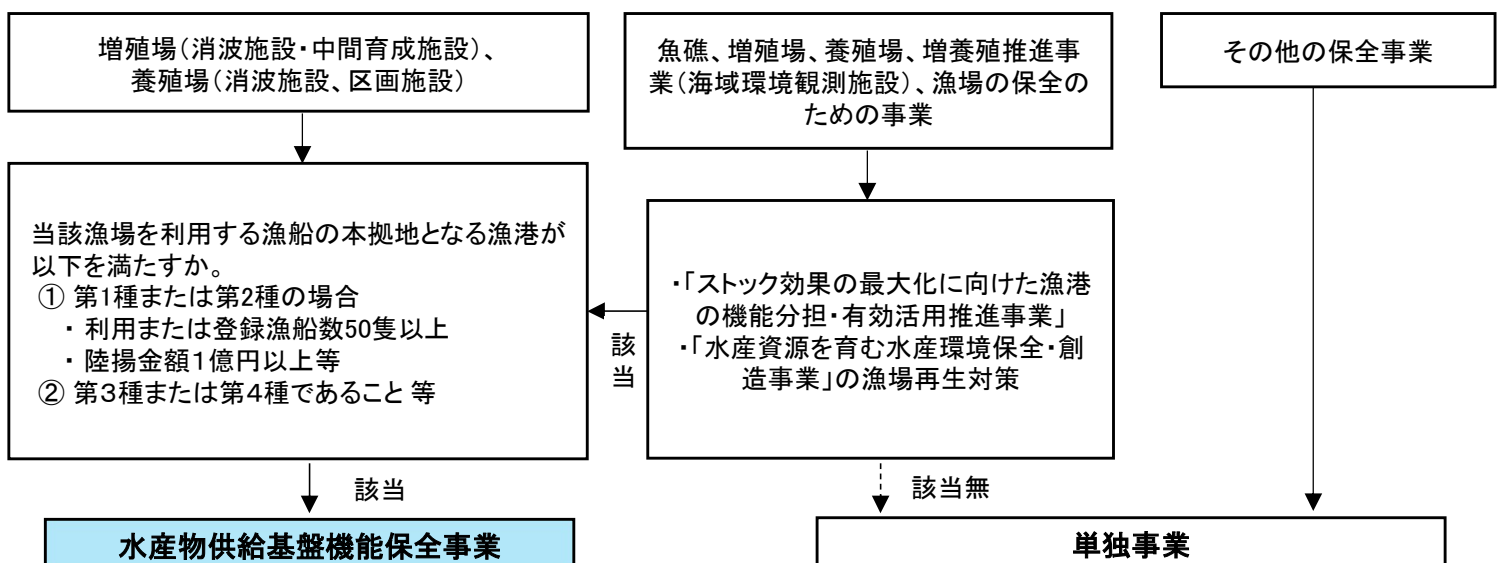
※要件を満たせば、総務省の公共施設等適正管理推進事業債の活用が可能

漁場関係事業メニュー早見表

【機能保全事業以外の場合】



【機能保全事業の場合】



I-② 事業基本計画の変更

事業基本計画の承認を受けた後、情勢の変化が生じて当初の計画どおり施行することが不可能あるいは不適当となった場合には、事業の全部、若しくは一部を中止又は変更の措置をとることが必要であり、これを計画変更という。

この場合の変更の手続き等については、実施要領及び運用等に基づいて変更の手続きをとることが必要である。

なお、特定漁港漁場整備事業の場合は「特定漁港漁場整備事業実施要領」に基づいて計画の変更を行う。

(計画変更の理由)

- 計画変更が避けられない事態には以下のものが挙げられる。
 - ① 当初計画の内容と現場の状態が一致しない場合
(異常な天然現象により地形が変化した場合、計画策定後の調査・検討によって経済的、合理的な計画に変更することが可能となった場合 など)
 - ② 社会情勢が変化した場合
(漁業情勢又は経済情勢の急激な変化によって計画規模を変更する必要性が生じた場合、インフレーションなど予期することのできなかった異常な事態が発生した場合など)
- 計画変更の理由について、以下に例文を示す。

ア 「計画工事種目の新設又は廃止」の場合の例文

【例1】近年の大型台風の来襲等による波高の増大に対し、港内が擾乱し 漁業活動に支障が生じていることから設計沖波の見直し及びそれに伴う静穏度解析を実施した結果、港口に位置する防波堤15mの延伸により、港内静穏度の向上が図られることが判明した。このため、防波堤(新設)15mを追加する。

【例2】駐車場の整備に関し、近年地域内での高齢化等に伴い想定以上に漁業従事者数が減少傾向にあるため、再度利用状況について調査したところ、既存の駐車場で必要な敷地を確保していることが確認されたため、地元漁業者との協議結果を踏まえ、駐車場を廃止する。

イ 「計画工事種目ごとの計画数量の変更であって20%以上の増減」の場合の例文

【例3】防波堤の耐浪化に関し、設計基準の改定により設計波高の算出方法が変更となつたため、再算定したところ設計波高が低くなった。この設計波高を用いて安定性能を照査したところ、対策必要延長が減少したことから、防波堤(改良)の計画数量を100mから60mに変更する。

(計画変更の理由)

- 特定漁港漁場整備事業計画の変更のうち、計画事業費が百分の二十以上増減することとなる変更の場合の例文

【例5】-3.0m岸壁については、既存の調査結果を基に概略の構造等を決定していたところ、実施にあたっての詳細な地質調査の結果、軟弱地盤であることが確認され、液状化対策が必要になったため対策工事費が増額となった。あわせて、資材単価の上昇等を考慮し、計画事業費を300百万円から400百万円に増額する。

(「変更の概要」の記載方法)

- 「変更の概要」については、表に整理するなど容易に概要が把握できるように工夫することが望ましい。以下に表の例を示す。

計画工種	当初		変更		延長 の増減	事業費の増減 (千円)
	延長	事業費 (千円)	延長	事業費 (千円)		
防波堤 (改良)	L=80m	500, 000	L=80m	1, 000, 000	0	500, 000増
-4. 0m岸壁 (改良)	L=200m	700, 000	L=150m	800, 000	50m減 (25%減)	100, 000増
合 計		1, 200, 000		1, 800, 000		600, 000増 (50%増)

(事業基本計画の変更の基準)

- 事業基本計画の変更の基準は、運用第2の3で規定している。
(実施要領の運用第2の3で計画変更が必要となる具体的な内容)
 - ア 計画工事種目の新設又は廃止
 - イ 計画工事種目ごとの計画数量の変更であって20%以上の増減
 - ウ 計画位置等の大幅な変更

[参考]

- 特定漁港漁場整備事業計画の変更の基準は、漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則第6条、特定漁港漁場整備事業実施要領第3で規定している。
(施行規則第6条で規定されている変更基準のポイント)
 - 一 目的又は第四条第一項第一号に掲げる事項(環境との調和に関する事項)に係る変更
 - 二 次に掲げる工事に関する事項の変更
 - イ 基本施設(外郭施設にあつては、他の防波堤により防護される水域内に設置される防波堤を除く。)の追加若しくは廃止、規模に関する大幅な変更又は配置に関する大幅な変更
 - ロ～ニ 省略
 - 三 計画事業費が百分の二十以上増減することとなる変更

<関連する通知等>

- 「水産物供給基盤整備事業等実施要領」(平成13年3月30日付け12水港第4457号)
- 「水産物供給基盤整備事業等実施要領の運用について」(平成13年3月30日付け12水港第4541号)

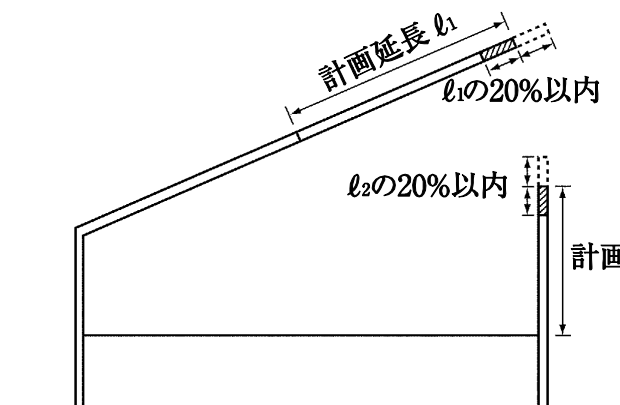
(特定漁港漁場整備事業計画の場合)

- 「漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則」(昭和26年農林省令第47号)
- 「特定漁港漁場整備事業実施要領」(平成14年6月5日付け14水港第960号)

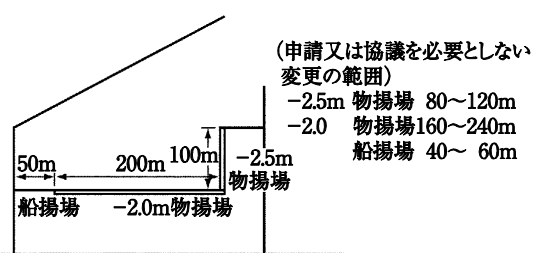
<参考資料>

- 漁港漁場関係事業事務必携 (令和6年度:公益社団法人全国漁港漁場協会)
- 漁港計画の参考図書(令和3年度:水産庁)
- 人工魚礁漁場造成計画指針(平成12年度:社団法人全国沿岸漁業振興開発協会)
- 増殖場造成指針(昭和58年度:(社)全国沿岸漁業振興開発協会)
- 増殖場造成計画指針[マダイ・イセエビ編](昭和63年度:(社)全国沿岸漁業振興開発協会)
- 増殖場造成計画指針[ヒラメ・アサリ編](平成8年度:(社)全国沿岸漁業振興開発協会)

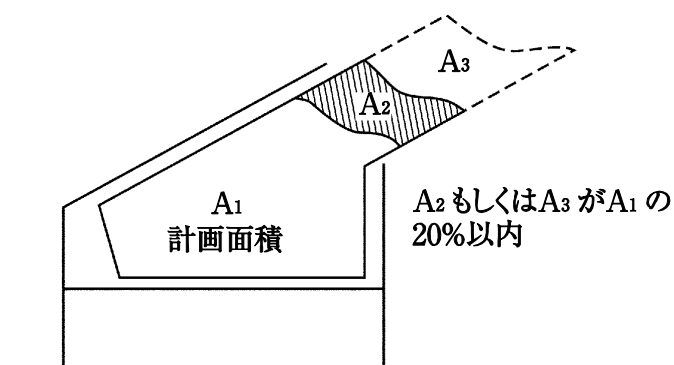
①外郭施設



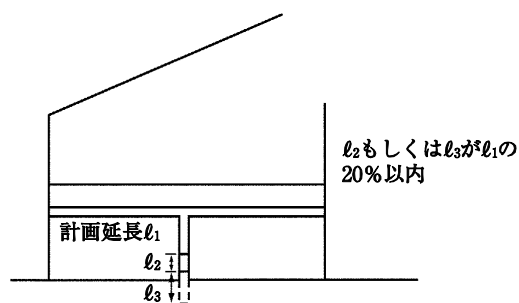
③係留施設



②水域施設



④輸送施設



計画変更の承認を必要としない場合(主な漁港施設)

(出典) 漁港漁場関係事業事務必携 令和6年度 p.275

第1号様式(第3条、第10条関係)

特定漁港漁場整備事業計画書

1 目 的

目 的
(1) 地域の特徴 ●村は、●県●半島の西部に位置し、北から、●の7つの漁港を有し、漁業が基幹産業である。 このため、県は令和元年策定の基本計画「『●』への挑戦」に、村は平成30年策定のアクションプラン「『●』を実現するために」に、漁村の文化や観光などの資源を活用して地域に雇用を生み出し、漁村を守ることを掲げている。 こうした中、●漁業協同組合は、村の中心部に位置し、定期船及び観光船の発着場や、村唯一の観光商業拠点施設及び水産物処理加工施設がある佐井漁港での本格的な海面魚類養殖への展開を目指し、村は、新たな漁業者の育成・定住を促進する「●事業」等に取り組んでいるほか、県・村・漁協が一丸となって、漁港内の増養殖場や近隣の藻場等を観光へ活用する取組の準備を進めており、漁港を高齢者や女性、新規就業者でも安全に働くことができる「なりわい」の場とするとともに、漁港に人を呼び込み「にぎわい」を創出することによる漁村の所得向上と活性化を目指している。 (2) 水産業の沿革と現状 ●漁港では、古くからタラ、サメ、ヒラメなどの刺し網漁業やアワビ、コンブ、ワカメ等の採貝藻漁業が盛んで、近年は、ミズダコのかご漁業、ヒラメ・カレイなどの刺し網漁業、ワカメ養殖漁業、ウニなどの採貝漁業が盛んに行われている。 こうした中、漁協は、県の海面漁業調整規則よりも強化した資源管理として、ナマコの操業期間をより短くし、採捕サイズの規則も加えて実施しているほか、独自の資源管理として、コンブやワカメなどには操業期間、ヒラメやマコガレイには採捕サイズと漁具の制限、ミズダコには個体重量制限と操業場所、休漁日の規則を定めるなど、積極的に資源管理の取組を実施しており、将来的には、これらの取組について、改正漁業法に基づく資源管理協定への移行も目指している。 また、ヒラメ・カレイなどに活〆神経抜き技術を導入し、漁獲物の高付加価値化に取り組むとともに、関東や九州地方までの販路拡大による所得向上の取組を推進している。 さらに、漁協は、令和元年度から本漁港でマツカワガレイとサーモンの陸上養殖試験を実施し、今後は海面での本格的な魚類養殖への展開を目指している。

(3) 漁港漁場整備の沿革と役割

●漁港は、昭和26年に県管理の第1種漁港に指定され、その後、第4種漁港に変更された昭和37年の翌年から、第3次漁港整備計画での修築事業により本格的な整備が始まり、平成13年までの同事業での継続した整備によって、現在の港形としたものである。

本漁港が面する●にはマグロの好漁場が形成され、県内外の漁船が操業しているが、冬期間は特に強風などの影響を受ける漁船航行上の難所でもあることから、本漁港は、周辺を航行または操業する漁船の避難港としての役割を担っている。

また、本漁港は、村の中心部に位置し、岸壁の一部は、●市との間での人と物資輸送を担う定期船や、国の天然記念物に指定されている「●」への観光船の発着場となっているほか、村唯一の観光商業拠点施設「●」もあることから、地域の生活と経済の拠点としての役割も担っている。

さらに、村と漁協は、漁業経営の安定化を目指し、「●漁港を中心とした生業・賑わい創出推進協議会」を立ち上げ、近隣漁港に分散した陸揚げにより、量がまとまらず不揃いなサイズでの出荷による魚価の低迷や、出荷できずに自家消費してロスが発生している状態を解消させるため、令和3年度から、村の中心に位置し、観光拠点でもある●漁港に、近隣4漁港から陸揚げ機能を集約させることとしている。

加えて、漁協は、令和元年度から本漁港でマツカワガレイとサーモンの陸上養殖試験を実施し、今後は漁港の沖合や既設防波堤背後での本格的な海面魚類養殖を計画している。このように●漁港は、避難港、地域の生活と経済の拠点、陸揚・集出荷拠点、生産拠点としての多くの重要な役割を担っている。

漁港漁場整備長期計画の柱と合致しているか

(4) 当該事業計画の目的

①産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化

荒天時において、主要な防波堤である北防波堤からの越波により、港内静穏度が確保されず、漁船や定期船、遊覧船を安全に係留することが出来ない状況となっている。

また、サケ等の回遊性魚種の近年の不漁から、漁業経営の安定を図るため、生産性の高い増養殖場の造成が求められている。

このため、港内静穏度の確保を目的とした防波堤と、海面魚類養殖に適した水域の確保を目的とした消波堤の機能を併せ持つ沖防波堤を整備するとともに、ウニ、ナマコ等の多様な水産資源の維持・増大を図るため、産卵や稚魚の育成の場となる増殖場（藻場）を整備し、漁業活動の安全性・効率性の向上及び漁業経営の安定を図る。

②海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保

荒天時において、主要な防波堤である北防波堤からの越波により、港内静穏度が確保されず、安全に係留できる水域が限られていることから、近隣海域を操業中の

漁船の避難を断ることもあり、避難港としての役割を十分に果たせていない。

このため、北防波堤の沖側に沖防波堤を整備し、港内静穏度を向上させて避難船が安全に係留できる水域を創出することで、避難港としての役割を果たし、海難に発展する危険を回避する。

③海業振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上

陸揚げ機能を集約する荷さばき所前面の陸揚げ岸壁は、小型漁船にとっては天端高が高いことから、陸揚げ作業時の肉体的負担が大きい状況となっている。このため、－2.0m物揚場（浮棧橋）を整備し、作業労力の軽減を図る。

また、本漁港には防雪防暑施設が整備されていないことから、陸揚げ作業時の降雨や降雪、直射日光による水産物の品質低下や異物混入、作業環境の悪化等を招いている。このため、－3.0m岸壁（防雪防暑施設）を整備し、水産物の品質及び漁業活動の安全性・効率性の向上を図る。

さらに、現在、県・村・漁協は、一丸となって、漁港内の増養殖場や漁港近隣の藻場等を観光へ活用する取組の準備を進め、漁港に人を呼び込み「にぎわい」を創出することによる漁村の所得向上と活性化を目指しており、本事業で整備する漁港漁場施設は、これらの取組にもフル活用されるものである。

地域指定欄には、「離島振興法」、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」、「山村振興法」、「過疎地域自立促進特別措置法」、「半島振興法」、「豪雪地帯対策特別措置法」、「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」、「奄美群島振興開発特別措置法」、「沖縄振興開発特別措置法」及び「自然公園法」に基づく地域又は区域の指定の状況を記載すること。

2 施行に係る区域及び工事に関する事項

(1) 区域に関する事項

イ 区域名

区域名	地区
-----	----

ロ 所在地等

都道府県名	県	関係市町村	村
地域指定	過疎、辺地、振興山村、農村促進、半島振興		
整備対象漁港名	漁港	整備対象漁場名	漁場

ハ 位置図

位置図	別紙参照
写真等	
	別紙参照

位置図

【**〇〇**県：**〇〇**地区特定漁港漁場整備事業(水産生産基盤整備事業)】

整備対象漁港及び整備対象漁場全体の位置関係が分かる図とすること。

漁港位置図

凡 例

- 令和2年度までに完成
- 当該事業計画
- その他事業
(R2年度まで施工済)
- その他事業
(R3年度以降の計画)

漁港航空写真

都道府県名 **〇〇**県 事業名 水産生産 地区名 **〇〇**地区 漁港名 **〇〇**漁港

漁港等の全体写真等を添付し、撮影時期を記載すること。



令和元年10月 撮影

② 既設北防波堤からの越波状況



荒天時において、主要な防波堤である北防波堤からの越波により、港内静穏度が確保されず、漁船や定期船、遊覧船を安全に係留することが出来ない状況となっている。また、漁業経営の安定を図るため、魚類養殖に適した静穏な水域の確保が求められている。

各計画施設に関する整備の必要性を示す写真等を添付し、各写真には撮影時期、撮影されている場所及び説明を記載すること。

令和2年3月 撮影

④ 既設北防波堤からの越波状況



荒天時において、主要な防波堤である北防波堤からの越波により、港内静穏度が確保されず、漁船や定期船、遊覧船を安全に係留することが出来ない状況となっている。また、漁業経営の安定を図るため、魚類養殖に適した静穏な水域の確保が求められている。

令和2年8月 撮影

二 当該区域の水産業に係る現況、課題及び整備方針

当該区域の水産業に係る現況、課題及び整備方針

○圏域の県内での役割

■■■■漁港が属する■■■■圏域は、■■■■県の北部に位置し■■■■の3町2村にある19漁港、1港湾の計20港で構成している。

本圏域は、地域団体商標登録の■■■■産の「■■■■」や■■■■産の「■■■■鮫鰯」、活〆神経抜き技術を取り入れた佐井産のヒラメ・カレイなどの高品質な水産物を産地市場を有する流通拠点（■■■■港）をはじめ、本漁港などの各生産拠点で生産し、県内外に出荷する役割を担っている。

○当漁港の圏域内での役割とそのための整備方針

■■■■漁港は、避難港及び地域の生活と経済の拠点であるほか、■■■■圏域における生産拠点漁港としての役割を担っている。

また、令和3年度からは、機能集約により近隣4漁港の陸揚・集出荷機能を有するほか、今後は本格的な海面魚類養殖の拠点としての役割も担っている。

このことから、避難港、地域の生活と経済の拠点、陸揚・集出荷拠点、養殖等の生産拠点としての多くの重要な役割を果たすため、次の漁港漁場整備を行う。

施策別の方針は、次のとおりである。

（１）産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化

① 現況、課題

荒天時において、主要な防波堤である北防波堤からの越波により、港内静穏度が確保されず、漁船や定期船、遊覧船を安全に係留することが出来ない状況となっている。

また、サケ等の回遊性魚種の近年の不漁から、漁業経営の安定を図るため、生産性の高い増養殖場の造成が求められている。

② 整備方針

港内静穏度の確保を目的とした防波堤と、海面魚類養殖に適した水域の確保を目的とした消波堤の機能を併せ持つ沖防波堤を整備するとともに、ウニ、ナマコ等の多様な水産資源の維持・増大を図るため、産卵や稚魚の育成の場となる増殖場（藻場）を整備し、漁業活動の安全性・効率性の向上及び漁業経営の安定を図る。

漁港漁場整備長期計画の柱と合致しているか

（２）海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保

① 現況、課題

荒天時において、主要な防波堤である北防波堤からの越波により、港内静穏度が確保されず、安全に係留できる水域が限られていることから、近隣海域を操業

中の漁船の避難を断ることもあり、避難港としての役割を十分に果たせていない。

② 整備方針

北防波堤の沖側に沖防波堤を整備し、港内静穏度を向上させ避難船が安全に係留できる水域を創出することで、避難港としての役割を果たし、海難に発展する危険性を回避する。

(3) 海業振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上

① 現況、課題

陸揚げ機能を集約する荷さばき所前面の陸揚げ岸壁は、小型漁船にとっては天端高が高いことから、陸揚げ作業時の肉体的負担が大きい状況となっている。

また、本漁港には防雪防暑施設が整備されていないことから、陸揚げ作業時の降雨や降雪、直射日光による水産物の品質低下や異物混入、作業環境の悪化等を招いている。

② 整備方針

－ 2. 0 m物揚場（浮棧橋）を整備することで、陸揚げ時の岸壁と小型漁船の高低差を解消し、陸揚げ作業の労力の軽減を図る。

また、－ 3. 0 m岸壁（防雪防暑施設）を整備することで、陸揚げ作業時における降雨や降雪、直射日光の影響を回避し、水産物の品質及び漁業活動の安全性・効率性の向上を図る。

ホ 整備対象漁港及び整備対象漁場の現況及び将来見通し
(現況)

(平成30年12月現在)

整備対象 漁港名 ●●●● (第4種)	属地陸揚量	属地陸揚金額	属人漁獲量
	登録漁船隻数 72隻	利用漁船隻数 73隻	漁船以外利用船舶隻数 7隻
主な漁業種類 かご、刺し網、ワカメ養殖、 採貝漁業			
主な魚種 タコ、ヒラメ・カレイ、ワカメ、 ウニ			
整備対象 漁場全体 ●●●●漁場	受益戸数 117戸	登録漁船隻数 漁港名又は港湾名：●●●●	総数 ●●●●隻

最新の港勢データを使用しているか

(将来見通し)

(目標年：令和9年)

整備対象 漁港名 ●●●● (第4種)	属地陸揚量	属地陸揚金額	属人漁獲量
	登録漁船隻数 67隻	利用漁船隻数 173隻	漁船以外利用船舶隻数 7隻
整備対象 漁場全体 ●●●●漁場	受益戸数 110戸	登録漁船隻数 漁港名又は港湾名：●●●●	総数 ●●●●隻

将来見通しの考え方

＜共通項（登録漁船以外）＞

将来見通しの値は、近隣4漁港から●●●●漁港への陸揚・集出荷機能の集約を踏まえ、
陸揚量及び金額は5漁港、利用漁船は●●●●漁港に直接陸揚げする3漁港の合計とした。

＜登録、利用漁船隻数＞

近年の漁船の減少傾向に配慮するため、直近10カ年の港勢調査をもとに、各漁船
の階層ごとに対数回帰分析を行い、目標年の漁船隻数を推定した。

＜漁船以外利用船舶隻数＞

近年の船舶の利用状況隻数が横ばいで推移していることから、今後も横ばいで推移
するものと推定し、現況の隻数と同数とした。

＜属地陸揚量＞

過去5ヶ年の港勢調査の平均値とした。

＜属地陸揚金額＞

上記陸揚量に過去3ヶ年の港勢調査の平均陸揚単価を乗じて推定した。

＜受益者戸数、登録漁船隻数（漁場分）＞

近年の漁船の減少傾向に配慮するため、直近10カ年の港勢調査をもとに、漁業経
営体数及び各漁船の階層ごとに対数回帰分析を行い、目標年の値を推定した。

上記データと
合致しているか

備考欄には、新設する施設にあつては
「新設」と記載し、改良、補修する施設
にあつては築造年度を記載すること。

(2)工事に関する事項

イ 主要施設の種類、規模及び配置等

(漁港施設)

都道府県名 ●●●●	整備対象漁港名 ●●●●漁港	漁港種類 第4種	所管 本土	事業主体名 ●●●●	漁港管理者名 ●●●●
計画施設	計画工事種目		単位	計画数量	備考
外郭施設	沖防波堤		m	350	①新設
係留施設	-2.0m 物揚場		m	60	②新設 (浮桟橋)
	-3.0m 岸壁		m	70	③改良 (防雪防暑施設) S44築造

計画平面図と数値
が合致しているか

(漁場の施設等)

都道府県名 青森県	整備対象 漁場名 ●●●●漁場	所管 本土	事業主体名 ●●●●	関係 市町村名 ●●●●	対象生物 ヤリイカ、アイナメ、 ソイ・メバル類、 アワビ、ナマコ、 サザエ、ウニ
計画施設	計画工事種目	単位	計画数量		備考
漁場施設	増殖場	ha	1		④新設（藻場）

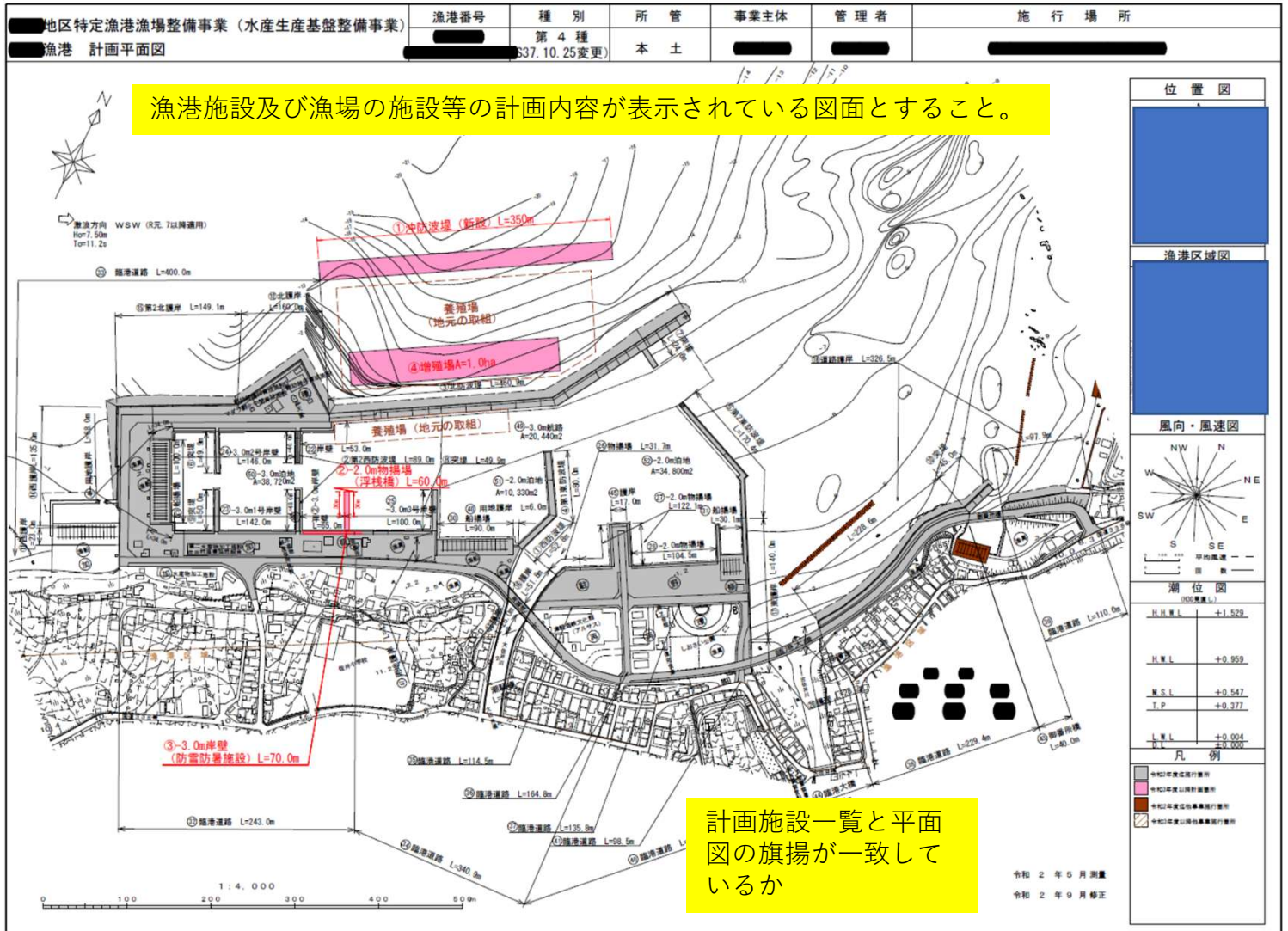
ロ 工事の着手及び完了の予定時期

着手（予定）年度	令和3年度	完了予定年度	令和7年度
----------	-------	--------	-------

ハ 計画平面図

計画平面図

別紙参照



3 事業費に関する事項

計画事業費	4,800 (百万円)
-------	-------------

4 効果に関する事項

1. 主要な水産施策別の事業効果

- (1) 産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化
 沖防波堤の整備により、北防波堤からの越波がなくなること、港内の静穏度が向上し、漁船や定期船、遊覧船を安全に係留することが出来るほか、沖防波堤及び北防波堤の背後に静穏な水域が創出されることで、海面魚類養殖が可能となる。
 また、沖防波堤の背後に増殖場（藻場）を整備することにより、産卵や稚魚の育成の場が創出されるほか、ウニ、ナマコ等の多様な水産資源の維持・増大が図られる。
- (2) 海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保
 沖防波堤の整備により、北防波堤からの越波がなくなること、港内の静穏度が向上し、近隣海域を操業中の漁船が安全に避難係留することが出来るようになり、海難に発展する危険が回避される。
- (3) 海業振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上
 ー 2.0 m 物揚場（浮桟橋）の整備により、陸揚げ時の岸壁と小型漁船の高低差を解消し、陸揚げ作業の労力の軽減が図られる。
 また、ー 3.0 m 岸壁（防雪防雪施設）を整備により、陸揚げ作業時における降雨や降雪、直射日光の影響を回避でき、水産物の品質及び漁業活動の安全性・効率性の向上が図られる。
 さらに、本事業で整備する漁港漁場施設は、県・村・漁協が一丸となって準備を進めている、漁港内の増養殖場や漁港近隣の藻場等を観光へ活用する取組にもフル活用できる。

漁港漁場整備長期計画の柱と合致しているか

また、持続可能な水産物の生産体制の構築に向け、●●地区資源管理計画など水産資源管理の取組との連携を図るほか、施工時にCO2排出の少ない工法を採用するなど環境負荷低減を図る。

右記内容について記載すること

計画との関連性が示されているか

2. 地域に与える影響		
県は令和元年度策定の基本計画に、村は平成30年度策定のアクションプランに、漁村の文化や観光などの資源を活用して地域に雇用を生み出し、漁村を守ることを掲げている。		
本事業の整備により、村の中心に位置する●●漁港は、高齢者や女性、新規就業者でも安全に働くことができるマツカワガレイやサーモンの魚類養殖場などの「なりわい」の場となるとともに、地元が新たな体験型観光資源としてフル活用することと、漁港への来訪者が増えて漁村に「にぎわい」が創出され、漁村の所得向上と活性化が図られる。		
3. 費用対効果分析結果		
社会的割引率	4. 0 0 %	投資期間 令和3年～令和7年 5 0 年（漁港施設） 3 0 年（漁場施設）
現在価値化の基準年度 令和2年		
貨幣化による分析結果		
貨幣化した効果項目	○水産物の生産性向上 ・水産物生産コストの削減効果 ・漁獲機会の増大効果 ・漁獲可能資源の維持・培養効果 ○漁業就業環境の向上 ・漁業就業者の労働環境改善効果 ○地域産業の活性化 ・漁業外産業への効果 ○非常時・緊急時の対処 ・避難・救助・災害対策効果 ○自然保全、文化の継承 ・自然環境保全・修復効果	
総便益額B	5, 8 9 3 百万円	
総費用額C	3, 8 6 0 百万円	
費用便益比率(B/C)	1. 5 3	
参考	純現在価値：(B－C)	
	内部収益率：(IRR)	
		2, 0 3 3 百万円 5. 8 7 %
4. 事業の定量的・定性的効果（貨幣化が困難な効果）		
地元が漁港内の増養殖場や藻場を活用した漁業体験ツアーを実施することと、漁村の核となる漁港への来訪者による「にぎわい」が創出され、漁村の活性化が図られる。		

5 環境との調和に関する事項

環境との調和に関する事項

●●漁港が所在する●●村は、地域の資源の保護等を目的として「日本で最も美しい村」連合に加盟しているほか、国の天然記念物の指定を受けた「仏ヶ浦」などの豊かな自然景観を有していることから、事業の施行に際しては、下記に配慮する。

(1) 自然環境の保全に係る配慮

- 各施設の整備にあたっては、環境に配慮して施設配置及び構造、施工方法を検討し、環境共生型ブロックや環境配慮型コンクリートなどの活用を検討して、地域の環境や海域の生態系に配慮する。
- 工事の施工に先立ち、必要に応じて、水生生物の生息状況を確認する。

(2) 大気汚染及び水環境等の生活環境の保全に係る配慮

- 施工方法の検討にあたっては、騒音や振動が発生する工法をできるだけ避ける。

(3) 資源循環や廃棄物の適正処理に係る配慮

- 工事の施工に伴って発生が見込まれる廃棄物の性状を踏まえ、発生抑制、減量化、再利用及び再生利用などに努める。
- 工事に伴って発生する廃棄物の処理に必要な費用負担を計上し、廃棄物の適正処理の確保に努める。

6 他の水産業に関する施設との関係に関する事項

施設名	施設規模・内容	本事業との関係	備 考
水産物荷さばき所	1棟 木造平屋建て 317.99m ²	本漁港及び近隣4漁港所属の利用漁船が漁獲した水産物の陸揚げ、集荷、出荷時に使用する施設	●●漁業協同組合 設置：昭和63年
水産物鮮度保持施設(製氷・貯氷庫)	1棟 製氷5t/日 貯氷140t	本漁港及び近隣4漁港所属の利用漁船等が漁獲した水産物の陸揚げ、集荷、出荷時に使用する氷の製造、保管施設	●●漁業協同組合 設置：昭和56年
水産物処理加工施設	1棟 鉄骨造4階建て 3,690.9m ²	本漁港及び近隣4漁港所属の利用漁船等が漁獲した水産物の加工に使用する施設	●●漁業協同組合 設置：平成6年

施設規模欄には、面積、棟数、箇所数等を記載すること。
備考欄には、施設整備が予定される年次、事業主体等について記載すること。

第1号様式(第3条、第10条関係)

特定漁港漁場整備事業計画書

1 目的

目的

(1) 地域の特徴

当該地区は、〇〇県の太平洋側に位置する。陸では北部に森林地帯が広がり、南部は平野が開かれている。夏は短く冬の寒さが厳しい冷涼型で、冬には西風、夏には東風が卓越する。

本県と北海道に挟まれた〇〇からの〇〇、北からの寒流である親潮、南からの暖流である黒潮がぶつかり合い、こうした海流に乗って多種多様な魚介類が往来している。この恩恵を受けて、スルメイカを対象としたいか釣り漁業や、サケ等を対象とした定置漁業、タラ等を対象とした刺し網・はえ縄漁業等の多様な沿岸漁業が営まれており、当地区の直近5カ年の沿岸漁業総漁獲量は〇〇県全体の約40%を占め、当県水産業において極めて重要な地区である。

(2) 水産業の沿革と現状

当該地区では、複雑な海流に乗って往来する多種多様な魚介類の恩恵を受けて、スルメイカを対象としたイカ釣り漁業、サケ等を対象とした定置網漁業、タラを対象とした刺し網・はえ縄漁業など多様な漁業が営まれ、水産業が地域の基幹産業となっている。

当該地区の漁業生産は、スルメイカ、サケ等の回遊性魚種に大きく依存しているが、これらの回遊性魚種の漁獲量は低迷の一途をたどり、特にスルメイカについては、記録的な不漁に見舞われており、漁業経営の厳しさが一層増している状況にある。

(3) 漁港漁場の沿革と役割

当該地区では、昭和30年代から市町村や漁業協同組合による共同漁業権の区域内における魚礁漁場の整備と、県による共同漁業権の区域外における大型魚礁漁場の整備が行われてきた。また、昭和50年代からは磯根資源等を対象とした増殖場の整備が行われてきた。

整備された魚礁漁場は、ヒラメ、カレイ類、ウスメバル等の重要な漁場として沿岸漁業者に利用されており、また、増殖場は、魚介類の産卵場や幼稚魚の育成場、アワビ等磯根資源の生息場となっているなど、地域の漁業生産にとって重要な役割を果たしている。

(4) 当事業計画の目的

スルメイカ、サケ等の漁獲量の低迷が続く、特に近年のスルメイカ漁獲量の減少傾向が著しく、漁業経営の厳しさが一層増している〇〇においては、水産生物の資源増大に向けた漁場の整備による漁業経営の安定・向上を図ることが急務である。

このため、「〇〇水産環境整備マスタープラン」に基づき、増殖場として、沿岸域においては、アイナメ、ヤリイカの産卵場や、アイナメ、ソイ・メバル類の稚魚の育成場となる「藻場」を、浅海域では、同じくヤリイカの産卵場や、アイナメ、ソイ・メバル類の幼魚の育成の場となる「幼魚育成場」を、また、沖合域には魚礁を敷設し、アイナメ、ソイ・メバル類の成魚の生息場となる「魚礁漁場」を一体的かつ広域的に整備することで、良好な生息環境空間を創出し、水産生物の資源増大による漁業経営の安定・向上を目指す。

2 施行に係る区域及び工事に関する事項

(1) 区域に関する事項

イ 区域名

区域名	
-----	--

関係市町村名欄には、整備対象漁場と密接に関連する漁港等が所在する市町村名を記載すること。

ロ 所在地等

都道府県名		関係市町村名	
地域指定	過疎、辺地、振興山村、農村工業、半島、都市計画		
整備対象漁港名	—	整備対象漁場名 (関係漁港名等)	

ハ 位置図

位置図	別紙参照
写真等	—

ニ 当該区域の水産業に係る現況、課題及び整備方針

当該区域の水産業に係る現況、課題及び整備方針
では、回遊性魚種であるスルメイカ、サケ等の漁獲量の低迷が続いているため、アイナメ、ソイ・メバル類、ヤリイカ等の生活史に対応した増殖場と魚礁漁場を一体的かつ広域的に整備し、水産資源の増大に向けた漁場の整備による漁業経営の安定・向上を図る。 (1) 水産物の安定供給 ①現況と課題 地区では、スルメイカを対象としたいか釣り漁業、サケ等を対象とした小型定置漁業、

タラを対象とした刺し網・はえ縄漁業などの多様な漁業が営まれているが、近年、これら魚種の漁獲量の低迷が続く、特にスルメイカ漁獲量の減少傾向が著しく、漁業経営の厳しさが一層増していることから、比較的資源量の安定しているアイナメ、ソイ・メバル類、ヤリイカ等の資源の維持・増大に向けた漁場の整備による漁業経営の安定・向上が必要となっている。

②整備方針

本計画の対象種であるアイナメは、沿岸域の藻場や岩礁に産卵し、産まれた稚魚が初期生活を送る。また、ソイ・メバル類は沿岸域の藻場に稚魚が着底し初期生活を送る。さらに、ヤリイカは、浅海域の岩棚等に産卵し、産まれた稚イカが初期生活を送る。そして、これらの稚魚や稚イカは、成長に伴って浅海域から沖合域へと移動、分布していく。

本計画では、このような対象魚種の生活史を踏まえた「XXXXXXXXXX水産環境整備マスタープラン」に基づき、水産生物の生活史に対応した生息環境空間を創出するため、増殖場として、沿岸域においては、アイナメ、ヤリイカの産卵場や、アイナメ、ソイ・メバル類の稚魚の育成場となる「藻場」を、浅海域では、同じくヤリイカの産卵場や、アイナメ、ソイ・メバル類の幼魚の育成の場となる「幼魚育成場」を、また、沖合域には魚礁を敷設し、アイナメ、ソイ・メバル類の成魚の生息場となる「魚礁漁場」を一体的かつ広域的に整備することで、良好な生息環境空間を創出し、水産生物の資源増大による漁業経営の安定・向上を目指す。

また、藻場整備にあたっては、●●地区の藻場の保全活動を実施している「●●の藻場を守る会」の取組と連携し、着実な効果発現を図る。

左記内容についても記載すること

ホ 整備対象漁港及び整備対象漁場の現況及び将来見通し

(現況) 最新のデータを使用しているか (平成 30 年 12 月現在)

整備対象 漁港名	属地陸揚量	— トン	属地陸揚金額	— 百万円	属人漁獲量	— トン
	登録漁船隻数	— 隻	利用漁船隻数	— 隻	漁船以外利用船舶隻数	— 隻
	主な漁業種類		主な魚種			
整備対象 漁場全体	受益戸数		登録漁船隻数			
	1, 105 戸		1, 533 隻			

(将来見通し) (目標年：令和 11 年)

整備対象 漁港名	属地陸揚量	— トン	属地陸揚金額	— 百万円	
	登録漁船隻数	— 隻	利用漁船隻数	— 隻	漁船以外利用船舶隻数 — 隻

整備対象 漁場全体	受益戸数	973 戸	登録漁船隻数	1,316 隻
将来見通し の考え方	上記データと合致しているか			
<受益戸数> 平成 21 年から平成 30 年までの港勢データをもとに、受益戸数の対数回帰分析を行い、目標年の受益戸数を推定した。 <登録漁船数> 平成 21 年から平成 30 年までの港勢データをもとに、登録漁船数の対数回帰分析を行い、目標年の漁船数を推定した。				

(2) 工事に関する事項

イ 主要施設の種類、規模及び配置等
(漁場の施設等)

計画平面図と数値が合致しているか

都道府県名	整備対象漁場名	所管	事業主体名	関係市町村名	対象生物
		本土			アイナメ、ソイ・メバル類、ヤリイカ、ウスメバル、ヒラメ、カレイ類、アワビ、ウニ
計画施設等	計画工事種目		単位	計画数量	備考
増殖場	着定基質工		ha	12.0	漁場計画平面図①
魚礁	魚礁工		空m ³	30,000	漁場計画平面図①

都道府県名	整備対象漁場名	所管	事業主体名	関係市町村名	対象生物
		本土			アイナメ、ソイ・メバル類、ヤリイカ、ウスメバル、ヒラメ、カレイ類、アワビ、ウニ
計画施設等	計画工事種目		単位	計画数量	備考
増殖場	着定基質工		ha	9.0	漁場計画平面図②
魚礁	魚礁工		空m ³	30,000	漁場計画平面図②

ロ 工事の着手及び完了の予定時期

着手予定年度	令和 3 年度	完了予定年度	令和 10 年度
--------	---------	--------	----------

ハ 計画平面図

計画平面図	別紙参照	漁場の施設等の計画内容が表示されている図面とすること。
-------	------	-----------------------------

3 事業費に関する事項

計画事業費	4,700 百万円
-------	-----------

4 効果に関する事項

1. 主要な水産施策別の事業効果	(1) 水産物の安定供給 増殖場と魚礁漁場を一体的かつ広域的に整備することにより、水産生物の生活史に対応した生息環境空間を創出し、水産生物の資源増大による漁業経営の安定・向上と水産物の安定供給に資する。 具体的には、アイナメ、ヤリイカの産卵場や、アイナメ、ソイ・メバル類の稚魚の育成場となる沿岸域の「藻場」をはじめ、同じくヤリイカの産卵場や、アイナメ、ソイ・メバル類の幼魚の育成の場となる浅海域の「育成場」、アイナメ、ソイ・メバル類の成魚の生息場となる沖合域の「魚礁漁場」を一体的かつ広域的に整備することで、水産生物の増産効果が発現し、漁獲量が安定・向上する。		
2. 地域に与える影響	計画との関連性が示されているか 水産物の安定供給を確立することで次の影響が見込まれる。 ・ 輸出のための加工や流通業者等による経済効果 ・ 地元水産物を扱う観光産業等への波及効果 ・ 地元水産物を使用した産直販売等による地域の活性化		
3. 費用対効果分析結果			
社会的割引率	4.0%	投資期間	令和 3 年～10 年
現在価値化の基準年度	令和 2 年	施設の耐用年数	30 年

貨幣化による分析結果

貨幣化した 効果項目	○水産物の生産性の向上 ・漁獲可能資源の維持・培養効果 ○地域産業の活性化 ・漁業外産業への効果 ○自然保全・文化の継承 ・自然環境保全・修復効果
総便益額 B	4,379 百万円
総費用額 C	3,607 百万円
費用便益比率(B/C)	1.21
参 考	純現在価値：(B-C) 772 百万円
	内部収益率：(IRR) 6.51%

4. 事業の定量的・定性的効果(貨幣化が困難な効果)

- ・二酸化炭素の固定能力による大気保全効果
- ・水産物の輸出による経済効果

5 環境との調和に関する事項

環境との調和に関する事項	
藻場などの増殖場や魚礁漁場を一体的かつ広域的に整備し、水産資源の生産の場の保全・創造に加え、水質浄化などの自然環境の保全を促進し、生態系全体の生産力の底上げを図る。	

また、持続可能な水産物の生産体制の構築に向け、●●地区資源管理計画など水産資源管理の取組との連携を図るほか、施工時にCO2排出の少ない工法を採用するなど環境負荷低減を図る。

6 他の水産業に関する施設との関係に関する事項

特になし。

上記内容についても記載すること

● : 魚礁
◆ : 増殖場

位置図

地区水産環境整備事業位置図

整備対象漁場全体の位置関係が分かる図とすること。

<様式－（特定）計画平面図①>

事業名	水産環境整備事業			地区名	●●●●●
整備対象漁場名	所管	事業主体名	関係市町村名	施工場所	
●●●●●	本土	●●●●●	●●●●●	●●●●●地先 他	
漁場の施設等については、計画造成範囲(当該事業を実施する予定の範囲をいう。)を記載すること。 計画平面図 計画施設一覧と平面図の旗揚が一致しているか				位置図	
				凡 例	
				◆	事業計画箇所(増殖場)
				●	事業計画箇所(魚礁)
				●	漁港

第2号様式(第7条、第10条関係)

特定漁港漁場整備事業計画変更書

1 変更理由

変更理由	・計画策定時の考え方を否定する内容となっていないか ・計画策定後の事象の変化があるか (それは、当初不可避であったか)
------	--

備考

計画変更の理由及び漁港漁場整備法施行規則第1条の6に規定する特定漁港漁場整備事業計画の軽微な変更の基準に該当しない変更事項を記載すること。

2 変更後の目的

目的	・当初から変更なしの部分はそのまま ・本変更に関する事象の変化が反映されているか ・整備内容と目的が合致しているか
----	---

3 変更後の施行に係る区域及び工事に関する事項

(1) 変更後の区域に関する事項

イ 区域名

区域名	
-----	--

ロ 所在地等

都道府県名		関係市町村名	
地域指定			
整備対象漁港名		整備対象漁場名	

備考

- 1 別記第1号様式に準じて記載すること。
- 2 変更箇所については、変更前の記載事項を上段()書とすること。

ハ 変更後の位置図

位置図	
-----	--

写真等	・追加した施設の写真が入っているか ・廃止した施設の写真を除いているか
-----	---

備考

位置図については、変更後のものを記載し、写真等については追加すべき写真等があれば添付すること。

二 当該区域の水産業に係る現況、課題及び整備方針

当該区域の水産業に係る現況、課題及び整備方針
漁港漁場整備長期計画の柱と合致しているか

備考

変更の経緯を踏まえた記述とすること。

最新の港勢データを使用しているか

ホ 整備対象漁港及び整備対象漁場の現況及び将来見通し

(変更時の現況)

変更の場合は2段書きになっているか

(令和 年 月現在)

整備対象漁港名	属地陸揚量	トン	属地陸揚金額	百万円	属人漁獲量	トン
	登録漁船隻数	隻	利用漁船隻数	隻	漁船以外利用船舶隻数	隻
	主な漁業種類		主な魚種			
整備対象漁場全体	受益戸数(受益者数)		登録漁船隻数			
	(戸人)		漁港名又は港湾名		漁港(又は港)	隻
			総数			隻

備考

- 別記第1号様式に準じて記載すること。
- 変更前の現況の値を上段()書すること。

(将来見通し)

変更の場合は2段書きになっているか

(目標年:令和 年)

整備対象漁港名	属地陸揚量	トン	属地陸揚金額	百万円		
	登録漁船隻数	隻	利用漁船隻数	隻	漁船以外利用船舶隻数	隻
整備対象漁場全体	受益戸数(受益者数)		登録漁船隻数			
	(戸)		漁港名又は港湾名		漁港(又は港)	隻

	(人)	総数	隻
将来見通しの考え方			
上記データと合致しているか			

備考

- 1 再推定を行う際、目標年は計画当初の概ね10年後を目途に設定することが望ましい。
- 2 変更前の将来見通しを上段()書すること。
- 3 将来見通しの考え方欄には、変更後の推定方法等を記載し、推定方法に変更があればその理由も記載すること。

(2) 変更後の工事に関する事項

イ 主要施設の種類、規模及び配置等

(漁港施設)

都道府県名	整備対象漁港名	漁港種類	所管	事業主体名		漁港管理者名
計画施設	計画工事種目	変更前の計画数量		年月第 回変更		備考
		単位	計画数量	単位	計画数量	

計画平面図と数値が合っているか

備考

計画施設、計画工事種目ごとの計画数量及びその単位については、変更前後の値を記載するものとし、その他の欄については、別記第1号様式に準じて変更後の内容を記載すること。

(漁場の施設等)

都道府県名	整備対象漁場名	所管	事業主体名	関係市町村名	対象生物	
計画施設等	計画工事種目	変更前の計画数量		年月第 回変更		備考
		単位	計画数量	単位	計画数量	

備考

計画施設等、計画工事種目ごとの計画数量及びその単位については、変更前後の値を記載するものとし、その他の欄については、別記第1号様式に準じて変更後の内容を記載すること。

ロ 工事の着手及び完了の予定時期

着手（予定）年度	令和	年度	完了予定年度	令和	年度
----------	----	----	--------	----	----

備考

変更前の値を上段（ ）書で記載すること。

ハ 計画平面図

計画平面図	変更前、変更後のどちらの図面も添付されているか
-------	-------------------------

備考

別記第1号様式に準じて、計画の変更箇所が分かるよう、記載すること。

4 変更後の事業費に関する事項

	変更前の計画事業費	年月第 回変更
計画事業費	(百万円)	(百万円)

5 変更後の効果に関する事項

1. 主要な水産施策別の事業効果	・ 漁港漁場整備長期計画の柱と合致しているか ・ 変更前の施設が混ざっていないか ・ 新たな施設が入っているか、合致しているか
2. 地域に与える影響	計画との関連性が示されているか
3. 費用対効果分析結果	
社会的割引率	%
投資期間	令和 年～ 年
現在価値化の基準年度	令和 年
施設の耐用年数	年

貨幣化による分析結果		
	変更前の分析結果	年月第 回変更
貨幣化した効果項目		
総便益額B	百万円	百万円
総費用額C	百万円	百万円
費用便益比率 (B/C)		
参考	純現在価値：(B-C) 百万円	純現在価値：(B-C) 百万円
	内部収益率：(IRR) %	内部収益率：(IRR) %
4. 事業の定量的・定性的効果（貨幣化が困難な効果）		

備考

- 1 別記第1号様式に準じて、変更後の内容を記載すること。
- 2 貨幣化による分析結果については、変更前後の内容を記載すること。

6 変更後の環境との調和に関する事項

環境との調和に関する事項	・ 漁港漁場整備基本方針に記載の事項と合致するか ・ 水産物供給基盤整備事業等実施要領の運用について第1の7の(9)に関する事項が記載されているか

備考

変更後の内容を記載すること。

7 変更後の他の水産業に関する施設との関係に関する事項

施設名	施設規模・内容	本事業との関係	備考

備考

別記第1号様式に準じて、変更後の内容を記載すること。

事業基本計画の変更時の留意点(一般計画)

【別記様式第1-1号】

〇〇事業基本計画書

- 1 地区名 漁港の中の地区を記載していないか
例) A漁港B地区のB地区を地区名に採用していないか

2 位置図等

都道府県名		所管名		関係市町村名	
地域指定					
整備対象漁港名 (※)			整備対象漁場名 (関係漁港名等)		
位置図					

※港湾背後地区を整備する場合にあっては、当該港湾名

最新の港勢データに
なっているか

3 地区の概要

漁港 (※)		変更の場合は2段書きになっているか		(〇年港勢調査)	
〇〇漁港 (※)	属陸揚揚量	トン	属人漁獲量	トン	属陸揚金額 百万円
	登録漁船数	隻	利用漁船数	隻	利用遊漁船等 隻
	主な漁業種類		主な魚種		
漁場					
受益戸数 (受益者数)		登録漁船隻数			
(戸 人)		〇〇漁港 (港)		隻	総数
		××漁港 (港)		隻	隻
地区の特徴	「水産基盤の役割」と繋がる内容であるか				
水産基盤の役割					

※港湾背後地区を整備する場合にあっては、当該港湾について、漁業の用に供する部分を記載。

4 計画の基本方針

現在及び将来の課題・問題点	本計画の施設整備によって解消される内容となっているか
整備の方針	・漁港漁場整備長期計画の柱と合致しているか ・整備内容と合致しているか
環境との調和に関する事項	・水産物供給基盤整備事業等実施要領の運用について第1の7の(9)に関する事項が記載されているか ・事業が与える環境への影響を把握しているか。

5 計画内容

変更の場合は2段書きになっているか

	計画期間	計画事業費	備考
全 体		百万円	
うち〇〇漁港		百万円	
うち〇〇港湾背後地区		百万円	
うち〇〇漁場		百万円	

備考

増養殖場の整備、養殖場の整備、放置座礁船の処理を行う場合は、その計画事業費を備考欄に記入する。

(漁港施設)

都道府県名	漁港名	漁港番号	種別	所管	事業主体名	漁港管理者	漁港所在地
計画施設	計画工事種目			単位	計画数量	備考	
外郭施設					変更の場合は2段書きになっているか		
水域施設							
係留施設							
輸送施設							
漁港施設用地							
その他							

(漁場施設等)

都道府県名	漁場名	所管	事業主体名	関係市町村名	対象生物
計画施設	計画工事種目	単位	計画数量	漁場開発面積	備考
			(空m3)	ha	

(衛生管理型産地市場等)

都道府県名	港湾名	所管	事業主体名	港湾管理者	港湾所在地
計画施設	計画工事種目	単位	計画数量	備考	
衛生管理型産地市場			変更の場合は2段書きになっているか		
製氷施設					
加工施設 (冷凍施設)					

6 計画平面図

7 写真

8 他の水産業に関する施設との関係に関する事項

施設名	施設規模・内容	本事業との関係	備考

備考

計画変更の場合には、変更する箇所を対比し得るよう変更前を上段（ ）書する。

6 計画平面図について

- ・計画施設一覧と平面図の記載が一致しているか
(特に、変更計画の際、廃止した施設が残ったままとなっていないか。
延長が前計画のままとなっていないか。)
- ・変更の場合、変更前、変更後のどちらの図面も添付されているか

7 写真について

- ・事業の必要性が分かる写真を最低限の分量で添付
- ・注釈を記載して、何を示しているか分かるように
- ・撮影時期を記載

水産物供給基盤機能保全事業基本計画書
(保全工事の実施)

1 地区名
 〇〇地区

2 位置図等

都道府県名	〇〇県	漁港管理者名	〇〇市	事業主体名	〇〇市	所管名	離島
対象漁港名 (所在地)	〇〇漁港(〇〇県〇〇市〇〇)						
位置図	漁港位置図						

3 計画内容

計画期間	令和6年度～令和10年度	計画事業費	47百万円
計画概要	保全工事の実施 機能保全計画に基づく日常点検、定期点検について、UAVを活用した計測を行っており、工事の実施に必要な測量調査についても、新技術を活用する予定。 本事業では、将来要求性能を下回る施設についても、5年間の期間で計画的に実施することにより予算の平準化に努める。 ・北防波堤 L=〇m 本土工腹付け＋上部工の打換え（嵩上げを含む） 本土工、上部工において、老朽化が発生しており、将来要求性能を下回るおそれがある。また、近年越波が頻発しており、静穏度が悪化していることから、保全工事と合わせて、耐波性能を向上させる工事を行う。 ・南護岸 L=〇m 裏埋工（吸出し防止含む）＋エプロン打換え エプロンにおいて、裏埋土の流失に伴う著しい沈下、陥没が見られ、要求性能を下回る可能性があることから、吸出し防止対策と合わせて、エプロン打換えを行う。 ・-2.0m物揚場 L=〇m 鋼矢板 被覆防食＋電気防食 鋼矢板において、発錆、腐食が見られ、将来要求性能を下回るおそれがあることから、防食工を行う。 留意点 その工事の概要（漁港ストックの適正化のための保全工事、耐震化工事又は耐波性能を向上させる工事を含む場合、その考え方と工事内容）や、新技術の活用予定及び予算の平準化の取組について記入して下さい。		
工事実施の有効性	①〇〇漁港において、外郭施設、係留施設の保全工事を実施することにより、安全安心な漁業活動の確保を図ることができる。 ②保全工事と合わせて、耐波性能を向上させる工事を一体的に実施することにより、分割して実施するよりも50年間のLCC縮減が図られる。 ③機能保全計画、点検記録については、電子化済みであり、今後、国、県の動向を見ながら、漁港台帳の電子化を図っていく。 留意点 以下の観点を踏まえ工事実施の有効性について記入して下さい。 ① 工事の実施にあたり、漁港の利用実態・利用見込み等を踏まえ、当該漁港の機能保全、漁港ストックの適正化又は漁港の機能分担・有効活用等が地域水産業や地域住民にもたらす効果について、整理すること。 ② 機能保全計画に基づく工事実施によるコスト縮減効果及び保全工事と耐震化工事又は耐波性能を向上させる工事を一体的に実施することによるコスト縮減効果について整理すること。 ③ 機能保全計画や保全工事に係る情報基盤の整備・活用状況。		
工事実施に向けた体制	①〇〇市の財政状況は、令和〇年度決算において収支が均衡しており、財政的な基礎が整いつつある状況である。漁港施設の長寿命化、LCCの縮減を図る本事業の実施は、予算の平準化の観点からも有効と考えており、財政状況及び負担能力からも問題はない。 ②地元漁業協同組合や漁業関係者も水産業の振興、地域振興に欠かせない〇〇漁港の機能保全を要望しており、工事の実施に対する協力体制が整っている。 留意点 以下の観点から工事実施に向けた体制が整っていることを記入して下さい。 ① 事業主体等の財政状況及び負担能力 ② 水産振興・地域振興に関する地元漁協や住民の熱意・体制		

4 対象魚港一覧

〇〇漁港（漁港番号1234567）

留意点 最新の港勢を記入して下さい（令和4年港勢）

漁港種類	第1種	所管	離島	漁港所在地	〇〇市〇〇
地域指定	離島地域、過疎地域				
属地陸揚量	140 トン	属人陸揚量	140 トン	属地陸揚金額	87百万円
登録漁船数	54 隻	利用漁船数	56隻	利用遊漁船等	-隻
採択要件	a利用漁船の実隻数が50隻程度以上 b登録漁船隻数が50隻程度以上				
主要な漁業種類	小型底びき網、敷網、刺網、定置網				
主な魚類	かたくちいわし、かれい、いかなご、つぶ、ほっきがい、かざみ類				
地区の特徴	本地区は、本土の〇〇港から南方〇kmの〇〇諸島にある〇〇島北岸に位置し、〇〇島唯一の〇〇漁港を有している。 〇〇漁港は、第〇次漁港整備計画における改修事業により、外郭施設、係留施設の充実が図られ、古くからおこなわれてきた小型底引き網、定置網漁の効率化、軽労化が図られている。 近年では、「〇〇地区浜の活力再生プラン」に基づき、漁村交流人口の増加に向けた施設の整備や高付加価値化が進められている。				
水産基盤の役割	〇〇漁港は、〇〇島における小型底引き網、定置網漁の生産拠点としての役割とともに、〇〇島唯一の玄関口として定期船の発着場としての役割も有している。 本漁港の長寿命化を図りつつ更新コストを縮減していくことは、地域の持続、発展のためにも重要である。				

5 漁港施設及び漁場の施設一覧

（新規計画の場合）

種類	名称	規模（延長等）	健全度の評価時期	健全度の評価結果	工事実施又は機能保全計画見直しの実施の対象施設	実施時期
外郭施設	北防波堤	L=〇m	R5.10	B	○	R6～R8
外郭施設	南護岸	L=〇m	R5.10	A	○	R6～R10
係留施設	-2.0m物揚場	L=〇m	R5.10	B	○	R8～R10
係留施設	-1.5m物揚場	L=〇m	R5.10	B		
水域施設	泊地	A=〇m2	R5.10	D		

健全度の評価結果がBで当該計画期間内に工事を実施しない施設について、予防保全の観点からどのように機能保全を図るのか分かる資料

名称	診断結果	保 全 対 策
-1.5m物揚場	B	施設の診断結果はB判定であるが、無筋コンクリート構造物で急激に老朽化が進行する恐れが少なく、漁業活動への支障が少ない施設である。日常点検や漁業者からの聞き取りを行いながら、管理を適切に行う。

留意点

健全度の評価結果がA又はBで当該計画期間内に工事を実施しない施設については、予防保全の観点からどのように機能保全を図るのか分かる資料を添付して下さい。

5 漁港施設及び漁場の施設一覧 (変更計画の場合)

種類	名称	規模（延長等）	健全度の 評価時期	健全度の 評価結果	工事实施又は機能保全 計画見直しの実施の対 象施設	実施時期
外郭施設	北防波堤	L=〇m	R5.10	B	○	R8～R10
外郭施設	南護岸	L=〇m	(R5.10) R7.2	(A) D	●	R6
係留施設	-2.0m物 揚場	L=〇m	R5.10	B	○	R8～R10
係留施設	-1.5m物 揚場	L=〇m	R5.10	C		
水域施設	泊地	A=〇m ²	(R5.10) R7.2	(D) A	○	R8

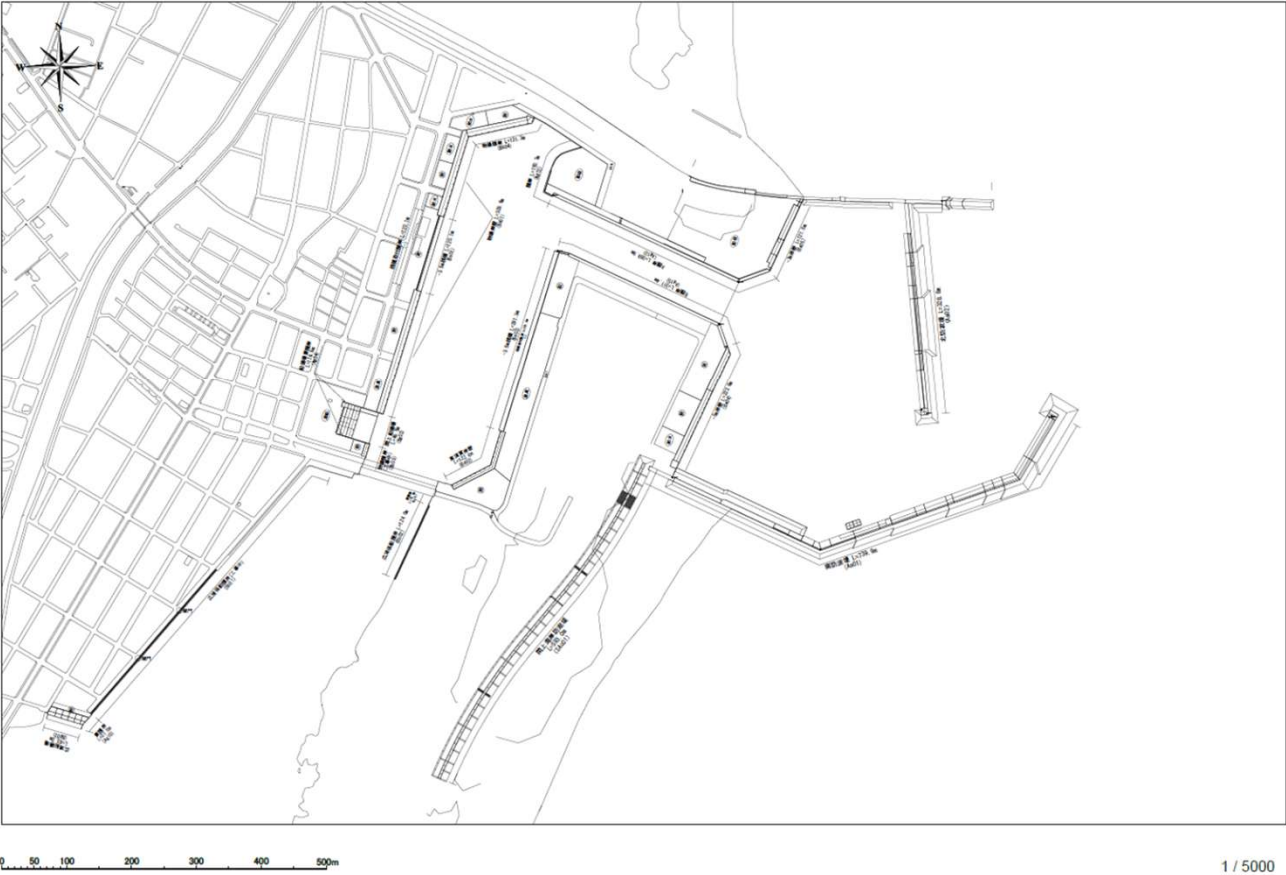
- 6 機能保全計画の概要
別記様式第15号のとおり
- 7 漁港施設の管理状況
日常の管理については、担当職員が目視により状況の把握を行っている。目視による変状の有無を確認し、変状があった箇所については簡易調査（重点項目）により変状の規模の把握を行い、前回調査から5年経過後、台風通過後、地震（震度5以上）発生後には、簡易調査（簡易項目）をチェックシートに基づき調査を行うものとする。また、日々の管理により、施設としての機能が低下している場合は、単独費において補修を行い、機能の保持を図っている
- 8 計画平面図
別紙のとおり
- 9 写真
別紙のとおり
- 10 漁港の機能分担・有効活用推進事業基本計画（第1の3の（1）のウの事業を行う場合）
なし
- 11 機能保全計画の見直しを行う場合にあっては、新技術の導入等により、確実にライフサイクルコストの低減が図られることを示す資料
なし
- 12 漁港ストックの適正化のための保全工事として施設を改良する場合にあっては、集約等に関係する既存施設の規模の合計を超えず、改良後の利用に即した適切な施設規模であることを示す資料
なし
- 13 漁港ストックの適正化のための保全工事として施設を除却又は規模適正化する場合にあっては、除却又は規模適正化によって漁港施設の利用及び機能に支障がないことを示す資料
なし

機能保全計画の概要

〇〇漁港（漁港番号 4524020）

種類	名称	事業実施理由	機能診断結果の概要	対策工法	対策時期
浮桟橋 （〇〇地区）	134 浮桟橋	浮桟橋の保留杭の杭頭部の鋼材に腐食が確認され、現時点では機能を保持しているが、腐食の進行を放置した場合、今後の供用期間を満足しないことが推測される。また、ポンツーン外部においても、塗装部分に欠損が確認され、今後施設の機能が低下することが予測されることから、対策工事を実施する必要がある。	134 浮桟橋 浮桟橋は、浮体の建設が平成8年であり建設から24年が経過している。 診断の結果、現時点では機能性の問題は生じていないが、保留杭の杭頭部の鋼材に腐蝕が確認された。（a判定）同様に、ポンツーン外部の水面上にも腐蝕や剥離、塗装の欠損が確認された。（a判定） 上記の調査結果より、当浮桟橋の機能が低下することにより、利用者の漁業活動に支障をきたす恐れがあることから、早急な補修が必要と判断される。	134 浮桟橋 ○LCC検討 ・シナリオ1：【塗装塗替】＋【水中硬化有機ライニング（パテタイプ）】＋【陽極材交換】 ・シナリオ2：【保留杭一部更新】＋【水中硬化＋有機ライニング（パテタイプ）】＋【陽極材交換】 上記の対策シナリオを選定し、LCCを算定した結果、シナリオ1を対策工法として選定した。	134 浮桟橋 初回対策は令和4年度に実施。2回目以降の対策実施については、20年後に行う。 初 回：令和4年度
種類	名称	対策コスト	コスト縮減効果	日常管理の概要	日常管理の実績
浮桟橋 （〇〇地区）	134 浮桟橋	初回 10百万円 20年後 13百万円 20年後 13百万円 対策期間（50年） 合計 36百万円	対策コスト 36.0百万円 更新コスト 126.0百万円 コスト縮減効果 90.0百万円	・日常点検 施設全体について、陸上から目視できる範囲で変状の有無、程度の把握を行なう。 ・定期点検及び臨時点検 日常点検により変状の有無を確認し、変状があった箇所について簡易調査（重点項目）により変状の規模の把握を行なう。また、前回調査から5年経過後、台風通過後、地震（震度5以上）発生後には、異常時調査として簡易調査（簡易項目）をチェックシートに基づき調査を行なうものとする。	・日常の維持管理として、施設全体について目視調査を実施している。 平成21年 5月 定期点検 平成22年 9月 日常点検 平成23年11月 日常点検 平成24年10月 日常点検 平成25年11月 日常点検 平成26年10月 定期点検 平成27年 9月 日常点検 平成28年10月 日常点検 令和29年 9月 日常点検 平成28年10月 日常点検 令和元年12月 定期点検 令和 2年 7月 日常点検

〇〇漁港 計画平面図



1 / 5000



浮棧橋
(令和元年10月撮影)



チェーン劣化状況



留意点

各写真について、撮影時期、説明等を記述して下さい。

1) 漁港及び漁場の施設の全体写真

2) 老朽化状況等当該漁港施設及び漁場の施設に係る工事の必要性等を示す写真

○「保全工事の実施」の場合

対象施設ごとに劣化状況などがわかるものを添付

○「機能保全計画の見直し」の場合

代表的な工種のものを添付

I-③ 事業評価書の作成

漁港漁場整備事業では、原則、事業主体に対し事業評価の実施を義務付けている。

総事業費10億円以上の場合、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）に基づく事業評価を「水産関係公共事業の事業評価実施要領」（以下、「事業評価実施要領」という。）によって実施することとなる。ただし、地方創生港整備推進交付金及び農山漁村地域整備交付金に係る事業、水産物供給基盤機能保全事業、災害復旧事業並びに国が行う特定漁港漁場整備事業のうち漁港及び漁場の整備等に関する法律第4条第1項第1号の補修に係る事業は除かれる。

また、総事業費10億円未満の場合でも、実施要領の運用第2の1の(6)に基づき、事前の評価に関する調書を作成し、水産庁と協議する。

（事業評価実施要領に基づく事業評価）

- 事業評価では、事業実施地区の事業計画毎に、費用に見合った政策効果が得られているかなどを事前に評価するとともに、必要に応じて事後（期中、完了後）の検証を行う。
- 事業評価の対象は総事業費10億円以上の事業実施予定地区としている。
- 評価書の提出時期は、例年、①事前評価：10月中旬、②期中評価：10月末、③完了後評価：11月中旬としている。

（実施要領の運用第2の1の(6)の事前の評価に関する調書による協議）

- 総事業費10億円未満の事業実施予定地区も含め、調書の提出が必要。
- 事業基本計画の承認申請の前に、事前の評価に関する調書をもって水産庁と協議する。
- 他の事業と一体的効果又は相乗効果を発揮する場合で、それぞれの効果を分離することが妥当性を欠く場合は、他の事業と一体的な調書を作成する。

（事業評価の方法、手法）

- 事業評価は、費用対効果分析その他の手法により、事業の必要性、効率性、有効性等について総合的に評価する。
- 事業評価手法の基本的な考え方や便益の計測方法等については水産基盤整備事業費用対効果分析のガイドライン（令和6年6月改訂、水産庁漁港漁場整備部）等を参考にすることができる。

＜関連する通知等＞

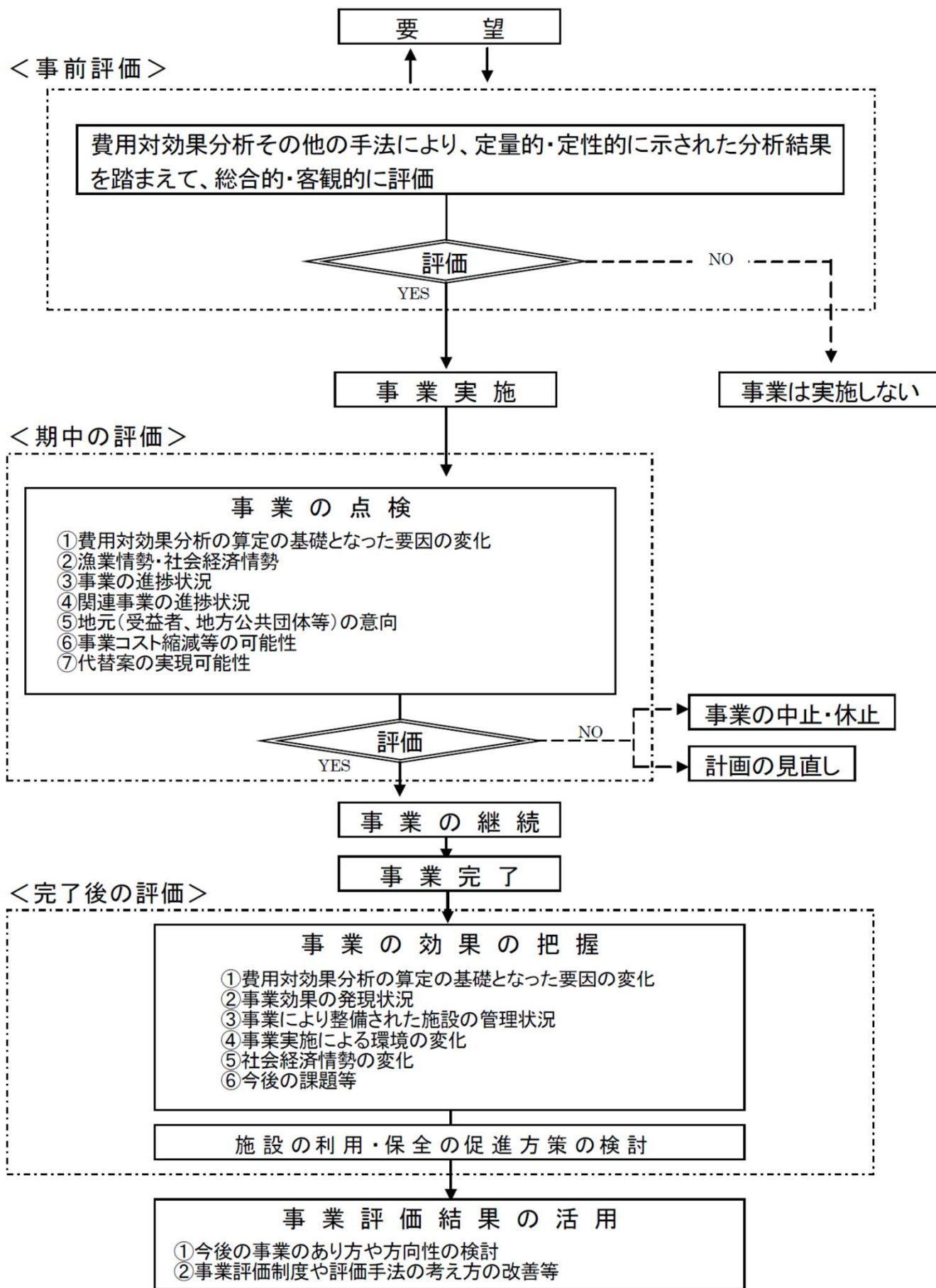
「水産関係公共事業の事業評価実施要領」（平成11年8月13日付け11水港第3362号）

「水産物供給基盤整備事業等実施要領の運用について」（平成13年3月30日付け12水港第4541号）

＜参考資料等＞

水産基盤整備事業費用対効果分析のガイドライン（令和6年6月改訂、水産庁漁港漁場整備部）

水産基盤整備事業費用対効果分析のガイドラインー参考資料ー（令和6年6月改訂、水産庁漁港漁場整備部）



水産関係公共事業評価体系図（総事業費10億円以上の事業が対象）

〔※総事業費10億円未満の事業については、実施要領の運用第2の1の（6）及び第6の規定に応じて評価等を行うこと。〕

事前評価書

都道府県名	〇〇県	関係市町村	〇〇村
事業名	水産資源環境整備事業（水産生産基盤整備事業）		
地区名	サイ	事業主体	〇〇県

I 基本事項

1. 地区概要			
漁港名（種別）	〇〇漁港（第4種）	漁場名	〇〇漁場
陸揚金額	28 百万円	陸揚量	37 トン
登録漁船隻数	72 隻	利用漁船隻数	73 隻
主な漁業種類	かご、刺網、ワカメ養殖、採貝	主な魚種	タコ、ヒラメ・カレイ、ワカメ、ウニ
漁業経営体数	27 経営体	組合員数	36 人
地区の特徴	〇〇漁港は、〇〇に面した〇〇半島西部の〇〇村の中心部に位置し、磯根漁業や小型定置網漁業などが営まれ、〇〇圏域の生産拠点である。 こうした中、村、漁協では、集出荷の効率化等のため、「〇〇漁港を中心とした生業・賑わい創出推進協議会」により、令和3年度から5漁港の陸揚げ機能を〇〇漁港に集約することとしており、〇〇漁港は集出荷機能を有する生産拠点として、より重要な役割を担うこととなる。 さらに、〇〇地区が位置する津軽海峡周辺は、マグロの漁場が形成され、県内外の漁船が操業しているが、冬期間は特に強風などの影響を受ける漁船航行上の難所でもあることから、〇〇漁港は周辺を航行または操業する漁船の避難港としても重要な役割も担っている。 また、漁協は、昨年度から魚類の陸上養殖試験に取り組んでおり、今後は海面養殖への展開により、漁業経営の安定化を目指している。		
事業目的	防波堤と消波堤の機能を併せ持つ沖防波堤の整備により、港内静穏度を確保するとともに、魚類養殖に適した水域を創出する。 併せて、産卵や稚魚の育成の場となる増殖場（藻場）の整備により、ウニ、ナマコ等の多様な水産資源の維持・増大を図る。 また、浮桟橋の整備により、作業労力の軽減を図る。 その他、-3.0m岸壁及び-2.0m物揚場に防暑防雪施設を整備することにより、陸揚げ作業時の降雨や降雪、直射日光による水産物の品質低下や異物混入を防ぎ、漁業活動の安全性・効率性の向上を図る。		
主要工事計画	①沖防波堤（新設）L=350m、②-2.0m物揚場（浮桟橋）L=60m、③-3.0m岸壁（防暑防雪施設）L=70m、④増殖場（藻場）A=1ha		
事業費	4,800百万円	事業期間	令和3年度～令和7年度

Ⅱ 必須項目

1. 事業の必要性

荒天時において、主要な防波堤である北防波堤からの越波により、港内静穏度が確保されず、漁船を安全に係留することが出来ない状況となっている。また、漁業経営の安定を図るため、生産性の高い増養殖場の造成が求められている。

加えて、荷さばき所前面の陸揚岸壁は、小型漁船にとっては高天端であることから、陸揚げ作業時の肉体的負担が大きい状況となっている。

その他、-3.0m岸壁及び-2.0m物揚場は防雪防暑施設が整備されていないことから、陸揚げ作業時の降雨や降雪、直射日光による水産物の品質低下や異物混入、作業環境の悪化等を招いている。

以上から、漁業活動の安全性・効率性の向上及び漁業経営の安定化に資する沖防波堤の整備、ウニ、ナマコ等の多様な水産資源の維持・増大に資する増殖場（藻場）の整備、作業労力の削減に資する浮桟橋の整備、水産物の品質向上及び漁業活動の安全性・効率性に資する防雪防暑施設の整備を行う必要がある。

2. 事業採択要件

①計画事業費 48億円（採択要件（特定）：20億円を超えるもの）

②漁港種別 第4種漁港（昭和37年10月に指定）

3. 事業を実施するために必要な基本的な調査

（1）利用面、防護面、施工面等から適切な位置を選定するための地理的条件、自然条件に関する基本的な調査

- ・計画施設周辺の深淺測量済み
- ・港内静穏度解析済み

（2）施設の利用の見込み等に関する基本的な調査

- ・利用漁船の将来予測済み
- ・係船岸の利用状況済み

（3）自然環境、生活環境等の周辺環境及びそれに与える影響の把握

- ・計画施設周辺の底質（岩、砂等）調査済み
- ・計画施設周辺の海草類の繁茂状況調査済み

4. 事業を実施するために必要な調整

（1）地元漁業者、地元住民等との調整

■■■■漁業協同組合、同漁協を通じて漁業関係者と調整済み

（2）関係都道府県、関係市町村、関係部局（隣接海岸、道路、河川、港湾、環境等）との事前調整

■■■■村と事前調整済み

5. 事業の投資効果が十分見込まれること

費用便益比 B/C：

1.53

※別紙「費用対効果分析集計表」のとおり

Ⅲ 優先配慮項目

分類項目			評価指標	評価
大項目	中項目	小項目		
有効性	生産力の向上と力強い産地づくり	水産資源の保護・回復	水産資源の維持・保全	A
			資源管理諸施策との連携	A
		漁家経営の安定 (水産物の安定供給)	生産量の増産（持続・増産・下降抑制）	A
			生産コストの縮減等（効率化・計画性の向上）	A
		水域環境の保全・創造	水質・底質の維持・改善	A
			環境保全効果の持続的な発揮	A
		陸揚げ荷捌き集出荷流通加工	品質確保	B
			消費者への安定提供	A
			漁港機能の強化	B
			就労改善等	A
	生活	生活者の安全・安心確保	定期船の安定運航	A
			災害時の緊急対応	A
	漁業の成長力強化	漁業の生産性向上	生産量等の拡大・安定化や効率化等	A
		水産物流通に与える効果	水産物流通量等の拡大・安定化や効率化、水産物の販路や輸出拡大等	A
		地域経済に与える効果	加工場等関連産業の集積、雇用者数増加、交流人口の増加等	A
効率性	コスト縮減対策		計画時におけるコスト縮減対策の検討	A
事業の実施環境等	他計画との整合		地域の水産関連計画等との整合性及び地元調整	A
	他事業との調整・連携		他事業との調整・連携	A
	循環型社会の構築		リサイクルの促進等	A
	環境への配慮		生態系への配慮等	A
	多面的機能発揮に向けた配慮		多面的機能の発揮	A

Ⅳ 総合評価

〇〇漁港は、〇〇圏域における生産拠点であるとともに、定期船が発着する生活航路でもあり、加えて、遊覧船が発着する観光拠点でもある。また、第4種漁港として周辺漁場で操業する漁船の避難基地としても重要な役割を担っているが、主要な北防波堤からの越波により、漁船の安全係留ができないことが課題となっている。また、魚類養殖ができる静穏な水域の確保と、水産資源の増大を図り磯根漁場としても活用できる増殖場（藻場）の造成が求められている。さらに、荷さばき所前面の陸揚岸壁は、小型漁船にとって干潮時には高天端であることから、陸揚げ作業時の肉体的負担が大きい状況となっているほか、-3.0m岸壁及び-2.0m物揚場は屋根が整備されていないことから、陸揚げ作業時の降雨や降雪、直射日光による水産物の品質低下や異物混入、作業環境の悪化等を招いている。

当該事業は、防波堤と消波堤の機能を併せ持つ沖防波堤の整備により、漁業活動の安全性・効率性の向上を図る。また、産卵や稚魚の育成の場となる増殖場（藻場）の整備により、水産資源の維持、増大を図る。加えて、防雪防暑施設等の整備により、水産物の品質向上及び漁業活動の安全性・効率性を図り、生産拠点としての機能を充実するものであり、費用便益比率も1.0を超えていることから、事業の実施は妥当であると判断される。

多段階評価の評価根拠について

都道府県名: 青森県

地区名: 青森県

分類項目			評価指標	評価根拠	評価
大項目	中項目	小項目			
有効性	生産力の向上と力強い産地づくり	水産資源の保護・回復	水産資源の維持・保全	増殖場(藻場)の整備により、当該海域において不足する水産資源の成長段階に応じた生育環境が確保され、水産資源の維持・保全が図られることから、「A」と評価した。	A
			資源管理諸施策との連携	増殖場(藻場)の整備により、地域における種苗放流等の資源管理への取り組みや栽培漁業との連携の下、資源管理体制が構築されることから、「A」と評価した。	A
		漁家経営の安定(水産物の安定供給)	生産量の増産(持続・増産・下降抑制)	増殖場(藻場)の整備により、当該海域において、資源状態が悪化し生産量の減少が懸念される魚種の生産量が持続されることから、「A」と評価した。	A
			生産コストの削減等(効率化・計画性の向上)	沖防波堤及び増殖場(藻場)の整備により、効率的・計画的な漁業生産が実現され、漁船見回り作業時間の短縮など生産コストの削減が期待されることから、「A」と評価した。	A
		水域環境の保全・創造	水質・底質の維持・改善	増殖場(藻場)の整備により、海藻類の窒素、リンの固定による水質浄化や底質の安定化、水産資源の生息環境の創造が図られることから「A」と評価した。	A
			環境保全効果の持続的な発揮	漁場管理運営協議会等による漁場の調査、保全、管理活動が継続して行われ、環境保全効果が持続的に発揮されることから「A」と評価した。	A
		陸揚げ荷捌き集出荷流通加工	品質確保	防雪防暑施設の整備により、食品衛生法に基づく安全性の確保が期待され、また水産物の劣化防止が期待されることから、「B」と評価した。	B
			消費者への安定提供	沖防波堤及び浮桟橋の整備により、機能集約による漁獲物の集荷が促進され、水産物の流通安定化に向けたロットの確保につながることから、「A」と評価した。	A
			漁業活動の効率化	沖防波堤の整備により、本漁港を含む5漁港の機能分担に伴う本漁港への陸揚げ機能の役割を果たすための静穏度の確保につながることから、「B」と評価した。	B
			労働環境の向上	沖防波堤及び増殖場(藻場)の整備により、漁港近傍に高齢者や女性でも操業できる静穏な磯根漁場が創出されることから、「A」と評価した。	A
		生活	定期船の安定運航	沖防波堤の整備により、人等を運搬する定期船の発着及び休けい時の静穏度向上等による運航の安定化に資することから、「A」と評価した。	A
			災害時の緊急対応	沖防波堤の整備により、港内静穏度が向上することで、震災後の孤立集落への物資海上輸送拠点として指定している本漁港の防災機能(輸送機能)の強化が期待できることから、「A」と評価した。	A
	漁業の成長力強化	漁業の生産性向上	生産量等の拡大・安定化や効率化等	増殖場(藻場)の整備により、水産資源の増大による漁業生産量の大幅な増産が見込まれ、目標値が設定されていることから「A」と評価した。	A
		水産物流通に与える効果	水産物流通量等の拡大・安定化や効率化、水産物の販路や輸出拡大等	増殖場(藻場)の整備により、漁業生産量が増産し、水産物流通量の大幅な拡大が見込まれ、目標値が設定されていることから「A」と評価した。	A
		地域経済に与える効果	加工場等関連産業の集積、雇用者数増加、交流人口の増加等	地元が本事業で整備する増殖場(藻場)等を活用した漁業体験ツアーを推進することとしており、整備後には漁業者の所得向上や漁村の活性化が期待されることから、「A」と評価した。	A
効率性	コスト削減対策		計画時におけるコスト削減対策の検討	実施断面検討時には、経済性を考慮した断面比較を実施し、コスト削減に取り組むことから、「A」と評価した。	A
事業の実施環境等	他計画との整合		地域の水産関連計画等との整合性及び地元調整	青森県の「攻めの農林水産業推進基本方針」のほか、佐井村のアクションプランの遂行に繋がる事業であるとともに、地元調整も図られていることから「A」と評価した。	A
	他事業との調整・連携		他事業との調整・連携	青森県の「資源回復計画推進事業」、「資源管理指針・計画体制強化事業」や佐井村漁協の「魚類養殖事業」との連携効果が期待されることから、「A」と評価した。	A
	循環型社会の構築		リサイクルの促進等	施工にあたり、再生採石や間伐材を活用した工事看板等を利用することでリサイクルの促進に繋がることから、「A」と評価した。	A
	環境への配慮		生態系への配慮等	水産生物の保護育成効果の高い増殖場(藻場)の整備により、水産生物の多様化による水域環境の改善が図られることから、「A」と評価した。	A
	多面的機能発揮に向けた配慮		多面的機能の発揮	本事業の整備により、漁村の核となる漁港やその周辺が生業と賑わいの場となって、漁業者の所得向上や漁村の活性化に繋がり、地域文化の保全・継承等が図られることから、「A」と評価した。	A

費用対効果分析集計表

1 基本情報

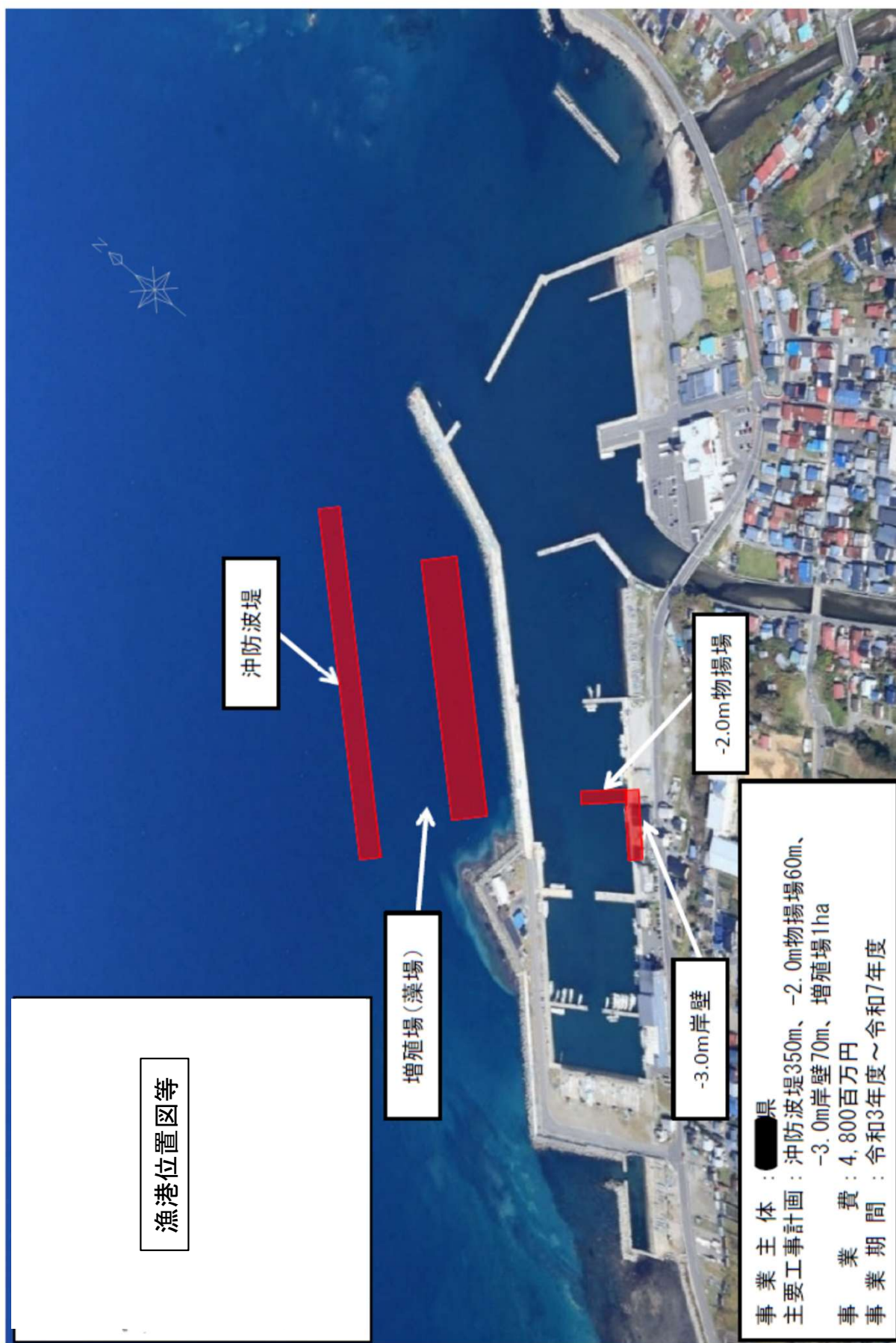
都道府県名	県	地区名	
事業名	水産生産基盤整備事業	施設の耐用年数	漁港施設 50年 漁場施設 30年

2 評価項目

便益の評価項目及び便益額	評価項目		便益額（現在価値化）	
	水産物の生産性向上	①水産物生産コストの削減効果	383,293	千円
		②漁獲機会の増大効果	358,790	千円
		③漁獲可能資源の維持・培養効果	619,461	千円
		④漁獲物付加価値化の効果		千円
	漁業就業環境の向上	⑤漁業就業者の労働環境改善効果	107,805	千円
	生活環境の向上	⑥生活環境の改善効果		千円
	地域産業の活性化	⑦漁業外産業への効果	781,548	千円
	非常時・緊急時の対応	⑧生命・財産保全・防御効果		千円
		⑨避難・救助・災害対策効果	3,263,563	千円
	自然保全・文化の継承	⑩自然環境保全・修復効果	378,689	千円
		⑪景観改善効果		千円
		⑫地域文化保全・継承効果		千円
	その他	⑬施設利用者の利便性向上効果		千円
		⑭その他		千円
	計（総便益額） B		5,893,149	千円
	総費用額（現在価値化） C		3,860,230	千円
	費用便益比 B / C		1.53	

3 事業効果のうち貨幣化が困難な効果

・地元が漁港内の増養殖場や藻場を活用した漁業体験ツアーを実施することで、漁村の核となる漁港への来訪者による「にぎわい」が創出され、漁村の活性化が図られる。



※ 過去の事業評価事例については、以下の農林水産省webページで閲覧できる。
 (https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyosei/assess/hyouka/koukyou_index.html)

Ⅱ. 予算要求と交付申請

Ⅱ-① 予算(概算・実施)要求資料の作成

- 水産庁の予算要求(概算、実施)ヒアリングは、都道府県における水産業の実状及び水産基盤整備の考え方、概算要求額、事業実施要求箇所及び事業目的等を水産庁が都道府県から聴取し、当初予算配分案の作成を行う際の参考とするために行っている。
- 概算要求ヒアリングは例年5月中旬～6月下旬、実施要求ヒアリングは1月中旬～2月中旬に行っている。
- 都道府県は、各ヒアリングまでに管内の関係市町村等の要求内容を把握し、各都道府県全体の要求内容を取りまとめ、所定の様式に沿って要求資料を作成する。

<要求資料に関連する通知等>

- 令和〇年度水産基盤整備事業等概算要求ヒアリング作成要領(毎年度4月頃に水産庁計画課から都道府県に事務連絡で依頼しているものです。)
- 各要求ヒアリングまでに作成する資料は、管内図、事業別総括表、事業箇所別総括表等の総括的資料と事業地区ごとの事業別概要書、地区別資料(位置図、平面図、標準断面図)がある。

事業名 : 水産生産基盤整備事業(事業名を記載)
地区名 : 〇〇地区〇〇漁港(〇〇県〇〇市)

●地区の概要

当地区は、〇〇県本土の〇〇市にある〇〇に位置し、リアス式海岸特有の複雑な地形を有し、急深な静穏水域を利用したブリ養殖漁業が重要な基幹産業となっている地区である。

●事業の目的

水産物の安定的な提供及び荒天時・防災時の島の漁船の受入基地として、外郭施設等の整備による港内静穏確保及び出漁機会の増大のほか、荒天時、防災時の安全対策の強化を図る。また、浮桟橋の整備による就労環境改善を図る。

事業内容

- ・主な事業量 : 沖防波堤(新設) 〇〇m
南防波堤(改良) 〇〇m
道路(改良) 〇〇m
浮桟橋 〇基
- ・事業費 : 〇〇百万円
- ・事業主体 : 〇〇県
- ・事業期間 : H〇〇～R〇〇
- ・令和4年度実施要望額(事業費) : 〇〇千円
(国費) : 〇〇千円
- ・令和4年度事業実施予定箇所 : 沖防波堤(新設) 〇〇m
測試



事業別概要書イメージ

Ⅱ-② 補助金交付申請

国から補助金等の割当内示を受けた補助事業者（都道府県、市町村又は水産業協同組合の代表者）は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（以下「適正化法」という。）第5条、適正化法施行令第3条、「農林畜水産業関係補助金等交付規則」第2条及び交付要綱第4の規定に基づき、農林水産大臣宛てに補助金交付申請書を提出し、交付決定を受けることとなっている。

（補助金等の割当内示）

- 水産庁では、補助金等の割当内示は、予算成立後の4月上旬（平常時）に都道府県に対して事業種類別、区分（本土・離島）別、漁港又は地区別に通知している。
- 補助金の割当内示は法律に基づくものではないが、補助事業者はこれに基づいて本格的に事業に必要な手続き（補助金交付申請など）を開始する。
- 当初・補正予算に係る公共事業の箇所別予算額については、農林水産省HPの次のページにて公表している。（https://www.maff.go.jp/j/budget/yosan_kansi/kokyo_jigyo.html）

（補助金交付申請書）

- 補助事業者は、割当内示後、毎年度別に定める期日（直接補助の場合は内示後20日以内、間接補助の場合は45日以内）までに補助金交付申請書を作成し、農林水産大臣宛てに提出する。なお、毎年度別の期日は、割当内示と一緒に通知される。
- 交付申請の内容については、事前に水産庁の審査ヒアリングを受け、認められた内容でなければならない。（審査ヒアリングに必要な資料は、[p.62]のⅢ-①工事設計書の作成を参照のこと。）

（早期着工のための審査ヒアリング）

- 気象・海象条件による工期の制約等、年度始めから速やかな工事発注が必要な場合にあっては、「補助金早期交付決定（早期着工）」の制度を活用し、水産庁の審査ヒアリングを2月～3月に受けることができる。

水産庁は、補助事業者から交付申請のあったものについて審査して、補助条件を付して補助事業者に速やかに交付の決定通知をする。

補助事業者は、補助金等の交付決定の通知によって、国から補助金等の交付を受ける権利を得るとともに、補助事業を遂行する義務が生じることになる。なお、間接補助事業については、補助事業者（都道府県）が、間接補助事業者（市町村）に対し速やかに交付決定を通知する。

【解説】 直接補助と間接補助

- 直接補助とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業を行う者に国が直接補助するものをいう。
- 間接補助とは、他の者を經由して間接的に補助するものをいう。經由する段階が単一でなく、複数である場合もすべて間接補助という。

（出典）「補助金制度」加藤剛一・田頭基典共著

(申請から交付決定までの期間)

- 申請から交付決定までに要する期間については、適正化法第5条において各省各庁の長が通常要すべき標準的な期間を定め、公表するとされている。
- 農林水産省においては、補助金等交付決定に要する標準的処理期間について(平成12年3月30日付け12経第605号 農林水産事務次官通知)の中で、標準的処理期間を補助金等に係る申請が到達してから1月以内に処理するよう努めるとしている。

<関連する通知等>

- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)
- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)
- 農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)
- 水産基盤整備事業補助金交付要綱(平成13年4月13日付け12水港第4494号)
- 補助金等交付決定に要する標準的処理期間について(平成12年3月30日付け12経第605号)

(参考となる資料等)

- 漁港漁場関係事業事務必携 令和6年度(公益社団法人全国漁港漁場協会)

年度水産基盤整備事業補助金等交付申請書（本土）

漁港第 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

県知事

年度において、市 地区ほか 1 地区の漁港施設機能強化事業を下記のとおり実施したいので、水産基盤整備事業補助金交付要綱第 4 の規定に基づき補助金等 169,200,000 円（補助事業等に要する経費 228,420,000 円）の交付を申請する。

記

事業計画書

- 1 事業の目的 →（次頁上段参照）

- 2 事業主体 市、市

- 3 事業の内容及び経費の配分
 - (1) 事業計画総括表 →（次頁下段参照）
 - (2) 工事費
 - イ 設計総括表
 - ロ 工事費内訳表→（Ⅲ-①工事設計書の参考事例を参照）

- 4 事業の完了予定年月日 年 月 日

● 事業の目的の記入例

(市 地区)

事業計画説明書

漁港施設機能強化事業基本計画に基づき、漁港機能の充実と利便性向上及び安定的な漁獲量の確保を図るため、以下の事業を申請する。

事業概要

本工事費

漁港	北防波堤(改良)	30.0 m
漁港	沖防波堤(新設)	15.0 m
漁港	北防波堤	10.0 m

● 事業計画総括表の記入例

3 事業の内容及び経費の配分

(1)事業計画総括表

事業の施行場所			事業主体	事業費	工事費	間接補助 事業に 要する経費	補助事業 等に要する 経費	補助率	負担区分				備考
漁港名又は 地区名	漁港名・種類 ・漁場名	所在地							国費	都道府県費	市町村費	その他	
市 地区		市	市	円 329,000,000	円 329,000,000	円 329,000,000	円 222,075,000	5/10	円 164,500,000	円 57,575,000	円 106,925,000	円 0	通常
地区		市	市	円 9,400,000	円 9,400,000	円 9,400,000	円 6,345,000	5/10	円 4,700,000	円 1,645,000	円 3,055,000	円 0	通常
計				円 338,400,000	円 338,400,000	円 338,400,000	円 228,420,000		円 169,200,000	円 59,220,000	円 109,980,000	円 0	

Ⅱ-③ 内示変更要望と交付決定変更申請

予算は、単年度主義であることから、当年度内の執行に向けて努力することが求められる。しかし、やむを得ない事由によって事業の執行が困難な場合には、早い段階で内示変更の制度を活用して他地区に振り替えることで予算の有効活用を図ることが重要である。

また、内示変更に伴って補助金の交付決定を受けた事業内容(軽微な変更の範囲に係るものを除く。)を変更しようとする場合には、交付要綱第6の規定に基づき、都道府県知事は変更の理由を記載した交付決定変更申請書に關係書類を添え、農林水産大臣に提出し、承認を受けることとなっている。(この手続きを「重変」という。)

なお、交付決定変更申請に当たっては、事前に審査ヒアリングを受け、変更内容についての水産庁担当官の承諾を得ておく必要がある。審査ヒアリングについては、随時受け付けている。

(内示変更要望)

- 内示変更の要望調査は、通常、年3回(6月、9月、12月)に実施している。これら要望調査時期を踏まえ、計画的に準備を行うことが必要である。(6月は原則県内のみ、9月以降は県間も可能性あり)
- 要望に当たっては、①内示変更要求表、②増額要求地区については増額要求理由及び対象箇所を示した平面図、③減額要求地区については減額理由の説明資料及び平面図を提出する。

(交付決定変更申請)

- 変更の承認を受ける必要があるのは、①事業に要する経費の配分の変更(軽微なものを除く。)、②事業の内容の変更(軽微なものを除く。)、③事業を中止又は廃止、いずれかに該当する場合である。
- 軽微なものについては、交付要綱第9で規定されている。
例えば、以下の要件に該当しない場合となっている。
 - ① 事業の内容の変更であれば手戻り工事を伴うもの、施工位置・計画法線を変更するもの、標準構造を変更するもの等
 - ② 経費の配分の変更であれば費目の新設又は廃止、工事費の費目ごとの増加額が100分の30に相当する金額(当該経費の額の100分の30に相当する金額が400万円以下の場合にあっては、400万円)又は2,000万円のいずれかを超えるもの
- 変更申請書の様式は、交付要綱の様式第3号(事業の場合)又は様式第4号(調査指導監督費の場合)を用いる。
- 変更申請書の作成に当たっては、漁港漁場関係事業事務必携 令和4年度版(公益社団法人全国漁港漁場協会)の2.1.6「事業実施計画変更の手続き」、5.3「実施計画の変更と変更手続き」を参考にすることができる。

<関連する通知等>

- 水産基盤整備事業補助金交付要綱(平成13年4月13日付け12水港第4494号)

(参考となる資料等)

- 漁港漁場関係事業事務必携 令和6年度(公益社団法人全国漁港漁場協会)

令和元年度水産基盤整備事業内示変更要求表(記入例)

都道府県局名: 〇〇県

市町村名	所管	事業名	地区名	事業主体	令和元年度既内示額						令和元年度変更後内示額					
					事業費	国費	監督事業費	監督国費	計事業費	計国費	事業費	国費	監督事業費	監督国費	計事業費	計国費
I市	本土	流通特定	C	県	230,000	115,000			230,000	115,000	250,200	125,100			250,200	125,100
G市	本土	流通一般	A	G市	100,000	50,000	1,500	750	101,500	50,750	80,000	40,000	1,300	650	81,300	40,650
	本土								0	0					0	0
	本土								0	0					0	0
	本土								0	0					0	0
小計					330,000	165,000	1,500	750	331,500	165,750	330,200	165,100	1,300	650	331,500	165,750
K市	離島	生産一般	E	県	200,000	110,000			200,000	110,000	100,000	55,000			100,000	55,000
K市	離島	生産一般	E	県	100,000	55,000			100,000	55,000	200,000	110,000			200,000	110,000
	離島								0	0					0	0
	離島								0	0					0	0
小計					300,000	165,000	0	0	300,000	165,000	300,000	165,000	0	0	300,000	165,000
合計					630,000	330,000	1,500	750	631,500	330,750	630,200	330,100	1,300	650	631,500	330,750

※上表からの続き

増減						変更理由	具体的な内容	備考
事業費	国費	監督事業費	監督国費	計事業費	計国費			
20,200	10,100	0	0	20,200	10,100	事業促進を図るため、増額。	臨港道路	
-20,000	-10,000	-200	-100	-20,200	-10,100	単価・数量精査の結果、減額。	西防波堤〇〇m削除	
0	0	0	0	0	0			
0	0	0	0	0	0			
0	0	0	0	0	0			
200	100	-200	-100	0	0			
-100,000	-55,000	0	0	-100,000	-55,000	工種変更により補助率が変わったため、事業費の減額。	-6.0m岸壁〇〇m削除	
100,000	55,000	0	0	100,000	55,000	事業促進を図るため、増額。	沖防波堤	
0	0	0	0	0	0			
0	0	0	0	0	0			
0	0	0	0	0	0			
200	100	-200	-100	0	0			

変更理由の具体例

変更理由	キーワード	具体的な内容(例)
単価・数量精査・現地精査により増額	・労務費・資材単価の増額 ・施設の追加 ・工事対象施設の各数量(天端高・水深・幅員等)の変更 ・工法の変更等	(例1) 〇〇防波堤について、施工箇所の深浅測量を行った結果、水深が当初計画より深くなった。このため基礎捨石量が増加し、これに伴い1,000(千円)経費を増額する。 (例2) 〇〇漁港の航路について今年度5月に深浅測量を行った結果、-3.5m航路の堆砂量が想定より多かったため、浚渫工の数量A=200㎡を変更増するため、2,000(千円)増額する。
事業促進を図るため増額	・工事の早期施工	(例1) 〇〇地区の-3m物揚場(L=115m)の矢板が激しい腐食により開口しており、安全な係船利用に支障をきたしていると現地漁業者より対応を求められたため、早期に保全対策を行う必要があることから、3,000(千円)増額する。 (例2) △△漁港について、地元漁業者より〇〇物揚場を早期に利用できるよう求められたため、今年度中に物揚場の改良工事を完了させる必要がある。そのため、L=30mの延伸に伴い、3,000(千円)増額する。
事業間・地元調整により減額	・地元漁業への影響、漁業者との調整 ・工事施工に伴う関係者の不同意 ・ヤードの不足 ・漁期の調整等	(例1) 例年4月末に終了する漁港内でのサケ中間育成が豪雪による海水温の低下により、稚魚の育成状況が遅れているので6月末まで延長することとなり、サケ漁(9~12月)との漁期調整を勘案すると東防波堤の工事が不可能となったことから、東防波堤L=10mを延長減する。 (例2) ブロック製作工において、他工事との調整によりヤードが不足したことにより、今年度当初で予定していた個数の製作が厳しいことから、製作個数を変更減する。
単価・数量精査・現地精査により減額	・設計条件の変更 ・工事対象施設の各数量(天端高・水深・幅員等)の変更 ・工法の変更 ・計画見直し等	(例1) 去年度を実施した「耐震・耐津波診断委託」において、△△防波堤に対して地震・津波に対する機能診断を実施した。その結果、上部工においては、地震・津波に耐えうる構造であることが判明したことから、当該防波堤は下部工のみ機能強化事業を行うため、5,000(千円)減額する。 (例2) 施工箇所の深浅測量を行った結果、水深が当初計画より深いことが判明したため、消波工の据付個数を変更減する。
入札差金により減額	・各工事及び調査・設計業務についての入札差金	(例) 〇〇漁港の南防波堤改良工事について、1,000(千円)の入札差金が発生したため、その差額分を減額する。

Ⅱ-④ 繰越手続き

国の歳出予算は原則としてその年度内に全額を使用すべきものであるが、すべての事業について、この原則どおり処理することはかえって非効率となつて実状に添わない場合がある。このため、財政法は、会計年度独立の原則(財政法第12条)の例外を認め、一定の条件の下でならば歳出予算を翌年に繰り越して使用できる道を開き、国の経費の経済的・効率的な執行を図ることとしている。

繰越には4つの種類があるが、漁港漁場整備事業の場合、明許繰越又は事故繰越が主な繰越理由として該当する。

【解説】 明許繰越しと事後繰越し

● 明許繰越し(財政法第14条の3)

明許繰越しとは、財政法第14条の3の規定による繰越である。同条の規定によると「歳出予算の経費のうち成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものにつ、その性質上又は予算上は、予め国会の議決を経て、翌年度に繰り越して使用することができる。」こととなっている。

● 事故繰越し(財政法第42条ただし書)

事故繰越しとは、財政法第42条ただし書の規定による繰越である。同条の規定によると「歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をなし避け難い事故のため年度内に支出を終わらなかったものは、これを翌年度に繰り越して使用することができる。」こととなっている。

また、繰越は、繰越の事由、科目等がそれらの繰越の要件に該当するからといって、自動的に翌年度に繰越されるものではなく、手続きが適切に行われることが不可欠となっている。

(繰越の手続き)

- 農林水産大臣から示達を受けた予算を翌年に繰り越して使用する場合には、農林水産大臣から事務の委任を受けた支出負担行為担当官(都道府県知事が指定する職員)が繰越計算書を作成し、財務局長等の承認を経るとともに、繰越内容(予定を含む。)について農林水産大臣宛てに報告することとなっている。

(事業繰越見込報告書)

- 事業主体は、事業が年度内に完了しないことが見込まれる場合、規則第3条第2号の規定により、農林水産大臣へ事業繰越見込報告書を提出するとともに、繰越内容、経緯等について事業関係担当課(水産基盤整備事業の場合は水産庁整備課)に十分説明し、必要な指示を受ける。
- やむを得ず繰越に至ると判断されたときは、その繰越の種類に応じ、適期に関係機関(地方財務局等)へ必要な手続きを行うものとする。繰越見込報告書は2月10日までに予定額をもって報告し、その後変更が生じた場合は、速やかにその旨を報告する。
- 繰越の制度、手続きに当たっては、繰越しガイドブック《改訂版》(令和6年6月財務省主計局司計課)や漁港漁場関係事業事務必携 令和6年度(公益社団法人全国漁港漁場協会)を参考にすることができる。

＜関連する通知等＞

- 農林畜水産業関係補助金等交付規則第3条第2号
- 歳出予算の繰越しをする場合及び繰越明許費の金額について翌年度にわたって支出すべき債務を負担する場合の手続について(改正平成20年3月28日付け財計第753号)

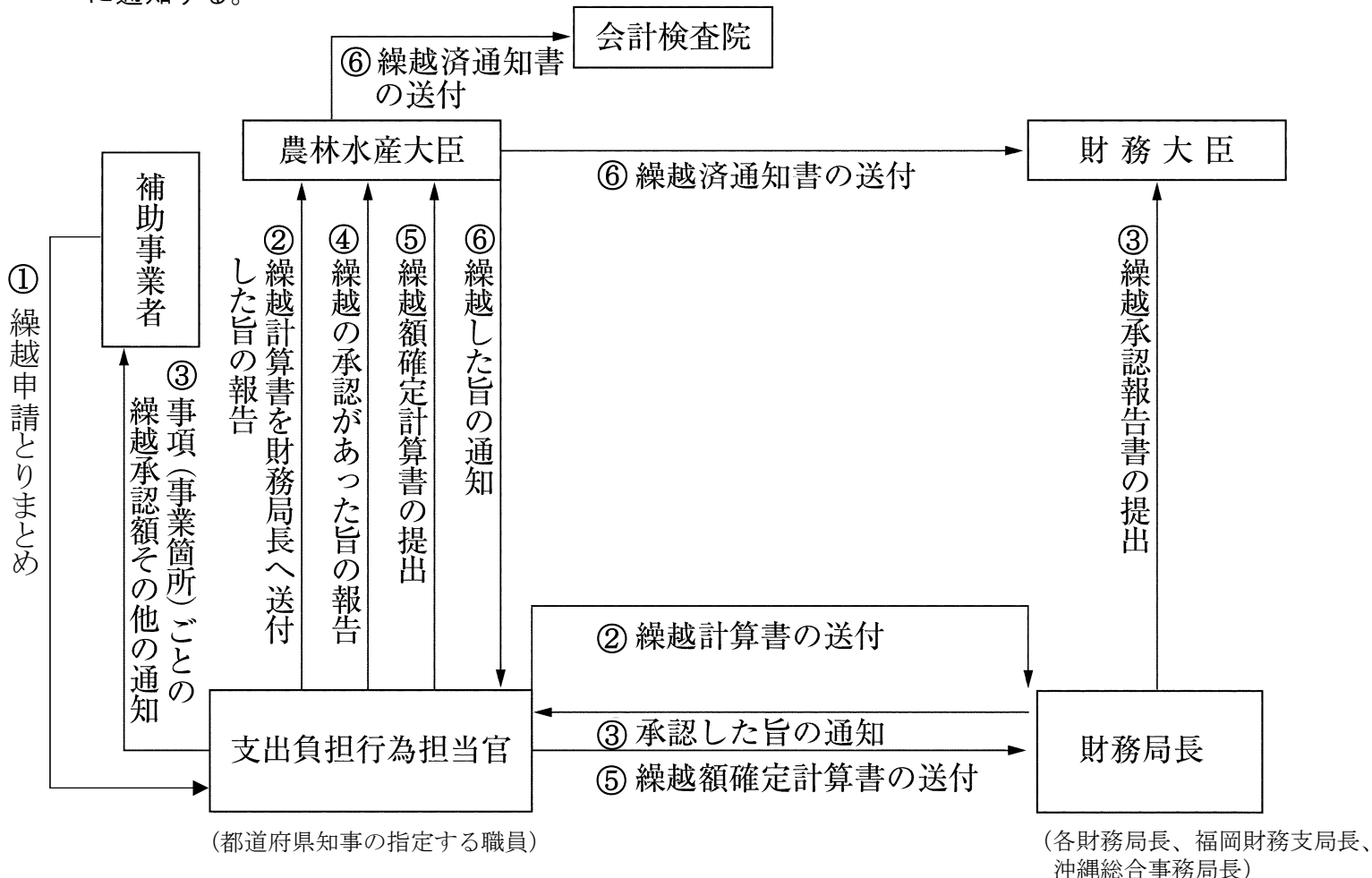
＜参考資料＞

- 漁港漁場関係事業事務必携 令和6年度(公益社団法人全国漁港漁場協会)
第9章 繰越関係
- 繰越しガイドブック《改訂版》(令和6年6月財務省主計局司計課)

繰越しガイドブックp.29

(2) 各省各庁の長が繰越しの手続に関する事務を支出負担行為担当官等に委任している場合

- ① 都道府県は、管下市町村等から繰越申請を取りまとめる。
- ② 支出負担行為担当官等は、繰越計算書を作成して財務局長等に提出。その旨農林水産大臣へ報告する。
- ③ 財務局長等は、提出された繰越計算書を審査し、承認した場合には、支出負担行為担当官等へ承認した旨通知し、歳出予算繰越承認報告書を作成し、財務大臣に提出する。
- ④ 支出負担行為担当官等は、繰越承認の通知があった場合には、その旨を各省各庁の長に報告する。
- ⑤ 支出負担行為担当官等は、繰越しを必要とする額が確定したときは、繰越額確定計算書を作成して農林水産大臣へ申請し、財務局長等へ送付する。なお、後日当該繰越額確定計算書の記載事項について、変更する必要があるときは、速やかに訂正し当該財務局長等へ送付する。
- ⑥ 農林水産大臣は、支出負担行為担当官等から送付された繰越額確定計算書に基づいて繰越しをしたとき、繰越済通知書を作成して財務大臣及び会計検査院へ送付し、その旨支出負担行為担当官等に通知する。



繰越しに係る事務の流れ

Ⅲ 事業の執行と台帳調製

Ⅲ-① 工事設計書の作成

水産基盤整備事業補助金等交付申請書には、工事設計書（設計総括表、工事費内訳書、計画平面図、断面図、縦断面図、標準断面図及び安定計算表、写真等）を添付して提出する。工事設計書は、交付申請までに水産庁の審査ヒアリングを受けて、承諾を得ておく必要がある。承諾の際に工事設計書表紙に水産庁担当官の承諾サインを入れるので、交付申請ではその表紙を添付することとしている。

工事設計書の審査ヒアリングは、随時受け付けているが、気象・海象条件による適正工期の制約や資材・労務者等確保のための発注時期の平準化等のため、新年度となって速やかな工事発注が必要な場合に対応するため、工事实施の前年度の2月～3月に早着ヒアリングを実施している。

また、標準断面及び安定計算表など施設の設計内容を決定するための工法協議については、工事設計書の審査ヒアリングに先立って行うことを原則としている。なお、工法協議は新規断面（初めて工法協議を行う断面）のみ受ければよく、継続断面（既に工法協議を行った断面）はこの限りではない。

（工事費内訳書等）

- 工事費内訳書等は、「水産基盤整備事業、海岸整備事業、地方創生污水处理施設整備推進交付金及び地方創生港整備推進交付金の事務要領」（令和4年4月1日付け3水港第2433号）の第5「申請書等の作成方法」に基づいて作成する。
- 工事費内訳書等の作成に当たっては、漁港漁場関係事業事務必携（令和6年度版）の第3章「補助金等の交付申請書の作成」及び付録「Ⅰ 安定計算表の様式」を参考にできる。

（工法協議）

- 工法協議及びその資料の作成については、漁港漁場関係事業事務必携（令和6年度版）の2.3.3「工法協議」を参考にできる。

（漁港・漁場の施設の設計）

- 漁港・漁場の施設の設計に当たっては、設計実務の的確かつ効率的な推進を可能とするため、性能規定化に対応した漁港・漁場の施設の設計に必要な知見や手法等を解説した「漁港・漁場の施設の設計参考図書2015版」を参考にできる。

<関連する通知等>

- 水産基盤整備事業、海岸整備事業、地方創生污水处理施設整備推進交付金及び地方創生港整備推進交付金の事務要領（平成13年4月13日付け12水港第4525号）
- 漁港漁場整備事業の施行上必要とされる技術的指針の細目について（平成27年7月17日付け27水港第1588号）

<参考になる資料等>

- 漁港・漁場の施設の設計参考図書2023年版（水産庁）
漁港漁場関係事業事務必携 令和6年度（公益社団法人全国漁港漁場協会）

工事設計書の記載例 「機能保全事業以外の場合」

＜工事設計書表紙・チェックリスト＞

別紙 1-1

主要チェックリスト(「適否」欄について、適正な場合は場合V、該当がない場合は-と記入すること。)

(当初・変更・ゼロ国・一部国費付国債)

(第 回変更)

(北海道・本土・離島・沖縄・奄美)

(直接補助・間接補助)

(内枠・満額)

*該当個所に○

令和○年度

○○地区(○○漁港、○○漁場)

○○事業工事設計書

(ネーミング事業名)

* 水産流通、水産環境、水産生産の事業については、地区名の後に括弧書きで漁港名、漁場名を記載すること。

* 「水産物集出荷機能集約・強化対策事業」「災害に強い漁業地域づくり事業」「水産資源を育む水産環境保全・創造事業」等ネーミング事業がある場合については、() にすべて記載すること。

事業主体 ()

* 複数ある場合は、複数記載すること。

都道府県の審査担当者

都道府県の担当者の意見

チェック内容		適否
事前 手 続 等	(1) 特定漁港漁場整備事業計画と整合しているか。承認(変更)手続きは完了しているか。 (変更)承認年月日()	
	(2) 事業基本計画(及びネーミング事業の計画)と整合しているか。承認(変更)手続きは完了しているか。 (変更)承認年月日()	
	ネーミング事業計画(変更)承認年月日()	
	(3) 他事業・計画との調整が図られているか。	
	(4) 事業が漁港区域内で行われているか。(漁港施設整備、漁港保全に限る。)	
	(5) 適化法、漁港法に規定された財産処分の手続きは完了しているか。 承認年月日()	
	(6) 埋立免許は取得済みか。免許年月日() 竣功期限()	
	(7) 道路、河川、自然公園部局等との協議、手続は完了しているか。 協議等完了年月日()	
	(8) 環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート(民間事業者・自治体等向け)は添付されているか。	
	(9) その他、事業実施に当たり必要な法定手続は完了しているか。	
	(10) 事業実施に際し関係機関との調整は済んでいるか。	
設計 積 算 等	(11) 法令、補助金交付要綱等の定めに基づいているか。	
	(1) 天端高等の基本的諸元の考え方は果下統一基準に合致しているか。	
	(2) 施設の構造細目が果下統一基準に合致しているか。	
	(3) 積算基準、使用単価は適正か。標準積算外は見積もり等を活用しているか。また、果下統一基準に合致しているか。	
	(4) 工事・業務の工期設定について、適切に設定されているか。	
申請 額 等	(5) 環境に配慮された設計等になっているか。	
	(1) 申請国費は内示額以内か。国費(補助率)の算定に誤りはないか。	
	(2) 補助金交付申請に必要な書類がそろっているか。事業実施に必要な工事費・測量設計費は計上しているか。	
備 考	(3) 所定の様式、図面、着色等が適切に作成されているか。	

留意点

計画承認が未完了の場合でも認可ヒアリングは同時並行で行っています。
予算成立前でも認可ヒアリングは行っていますが、交付申請は予算成立後です。

注意点

都道府県の審査担当者欄、都道府県の担当者の意見欄は必ず記入して下さい。
事前手続等の(1)～(7)の年月日は、該当がない場合を除き、必ず記入して下さい。
事前手続等の(8)は令和6年度から追加されていますのでご留意下さい。
チェックリストの内容は必ずチェックして下さい。不備があるのに「適」とされている場合が多いです。

<環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート>

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート
(民間事業者・自治体等向け)

事業名: _____
組織名・代表者氏名: _____
住所: _____
連絡先: _____

	申請時 (します)	(1) エネルギーの節減	報告時 (しました)
①	☐	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
②	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない(照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等)ように努める	☐
③	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	☐

	申請時 (します)	(2) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
④	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
⑤	☐	資源の再利用を検討	☐

	申請時 (します)	(3) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑥	☐	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合(該当しない ☐) 生物多様性に配慮した事業実施に努める	☐
⑦	☐	※特定事業場である場合(該当しない ☐) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。
この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

	申請時 (します)	(4) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑧	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑨	☐	関係法令の遵守	☐
⑩	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	☐
⑪	☐	※機械等を扱う事業者である場合(該当しない ☐) 機械等の適切な整備と管理に努める	☐
⑫	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>
・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。
上記について、確認しましたー□

留意点

「申請時」の欄にチェックをしたものを工事設計書に添付して下さい。

<設計総括表>

設計総括表

1 / 1

発行者	費目	工種	数量	事業費	国費	国費算定内訳								備考
						70/100		60/100		55/100		50/100		
						事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費	
●●● 漁港	事業費			270,000,000	186,000,000	240,000,000	168,000,000	30,000,000	18,000,000					
	工事費			270,000,000	186,000,000	240,000,000	168,000,000	30,000,000	18,000,000					
	本工事費			229,000,000	160,300,000	229,000,000	160,300,000							
	第3河防設備	L=1.5m	40,000,000	28,000,000	40,000,000	28,000,000								【本道地区】 堤防(打式)本体工L=1.5m、上部工L=1.5m、 消波工L=1.5m、仮設工 1式
	堤防設備	L=25.0m	189,000,000	132,300,000	189,000,000	132,300,000								【本道地区】 海上地盤改良工1式、護岸工L=25.0m 本体工(堤防打式)L=25.0m、根留・根留工1式、 上部工L=25.0m、付属工1式 消波工L=25.0m、構造物撤去工1式 仮設工1式
	測量設計費		41,000,000	25,700,000	11,000,000	7,700,000	30,000,000	18,000,000						
	設計	1式	2,000,000	1,400,000	2,000,000	1,400,000								【本道地区】 第3河防設備 実施設計
	設計	1式	2,000,000	1,400,000	2,000,000	1,400,000								【本道地区】 堤防設備 実施設計
	設計	1式	24,970,000	14,982,000			24,970,000	14,982,000						【本道地区】 -3.5m岸壁 構造物撤去設計
	設計	1式	2,000,000											【本道地区】
	補償・工事監理	1式	1,700,000											
	補償・工事監理	1式	30,000											
	補償・工事監理	1式	1,500,000											
	補償・工事監理	1式	1,500,000											
	補償・工事監理	1式	1,500,000											
	補償・工事監理	1式	1,500,000											
	補償・工事監理	1式	1,000,000											
	台帳等整備	1式	1,300,000	910,000	1,300,000	910,000								【本道地区】 堤防設備 漁港台帳更新

注意点

表の計算式の間違い、補助率の間違い等で、金額の計算が合わない場合が非常に多いです。また、合計欄は合っているのに工種毎の欄が間違っている場合もあります。確実に確認をお願いします。また、変更設計の場合、上段の変更前の数量や金額が前回の設計書と一致していない場合が多いです。確実に確認をお願いします。なお、数量は「1式」ではなく、延長や面積等で表記して下さい。変更設計総括表については、上段括弧書きで変更前、下段に変更後の数量及び金額を記入して下さい。

注意点

表の計算式の間違い、補助率の間違い等で、金額の計算が合わない場合が非常に多いです。また、合計欄は合っているのに工種毎の欄が間違っている場合もあります。確実に確認をお願いします。また、変更設計の場合、上段の変更前の数量や金額が前回の設計書と一致していない場合が多いです。確実に確認をお願いします。なお、数量は「1式」ではなく、延長や面積等で表記して下さい。変更設計総括表については、上段括弧書きで変更前、下段に変更後の数量及び金額を記入して下さい。

<工事費内訳表>

工 事 費 内 訳 表

施工者	費 目	工 種	区 分	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
●●●●	工事費						270,000,000	
	本工事費						229,000,000	
		第3西防波堤						【本港地区】
			本体工[場所打式]	1.5	m		40,000,000	
				1.5	m	2,248,000	3,372,000	
			上部工	1.5	m	640,000	960,000	
			消波工	1.5	m	13,564,000	20,346,000	50tブロック製作据付37個
			仮設工	1	式		15,000	敷鉄板
			直接工事費計				24,693,000	
			間接工事費（積上分）	1	式		993,000	回航費、運搬費、事業損失防止施設費（汚濁防止膜）
			間接工事費（率分）	1	式		10,678,000	娯楽費（快適トイレ）
			工事価格				36,364,000	
			消費税相当額	10	%		3,636,000	
			計				40,000,000	

留意点
変更設計の場合で、変更前後で内容が変わらない工種についても、工事費内訳表を添付して下さい。なお、この場合の図面や写真は省略することが可能です。

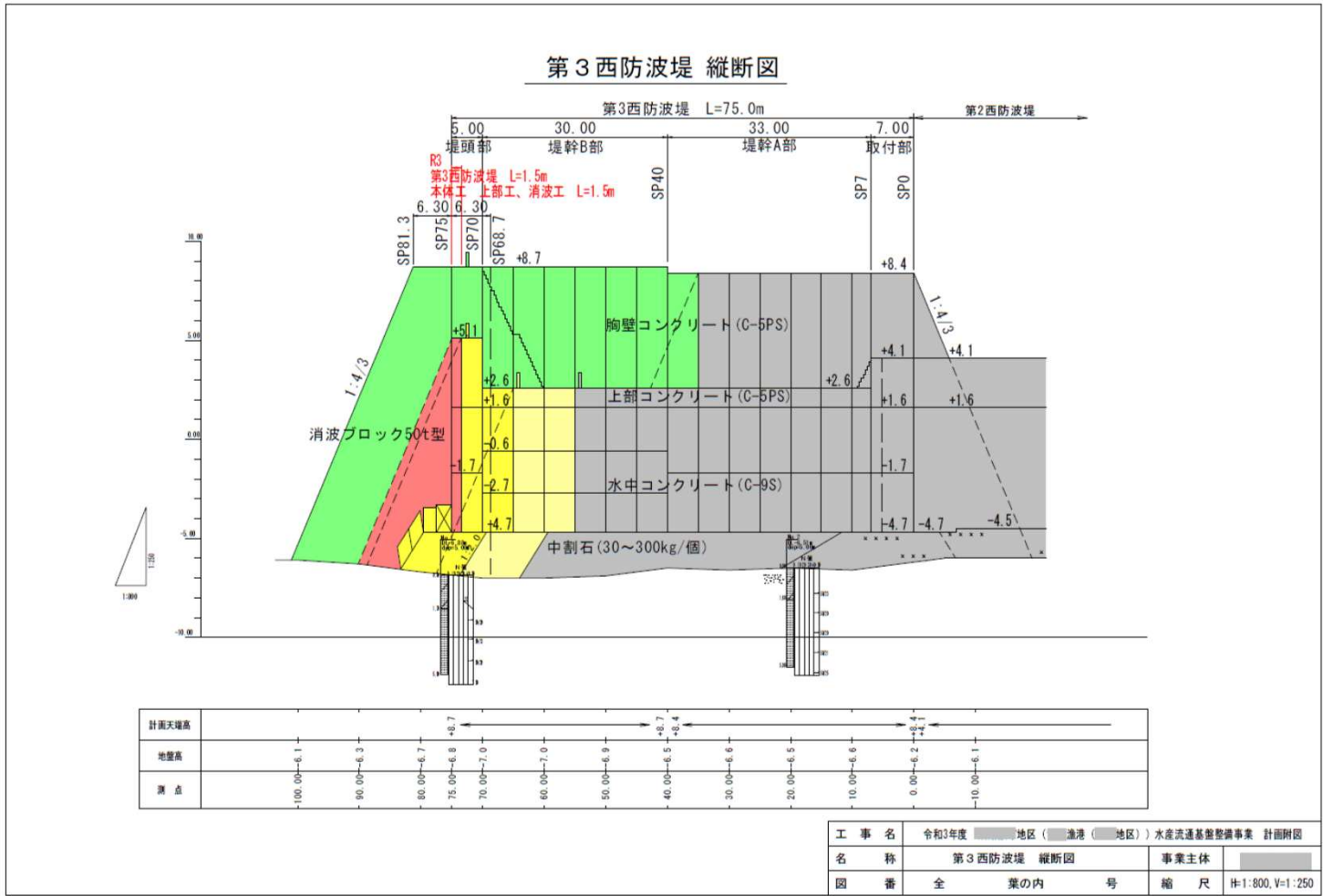
工 事 費 内 訳 表

施工者	費 目	工 種	区 分	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
		東防波堤						【本港地区】
			海上地盤改良工	250	m		189,000,000	
			基礎工	1	式		7,033,000	民有地 D=15.5km
			本体工[場所打式]	250	m	665,000	16,625,000	
			被覆・根固工	250	m	1,864,000	46,600,000	
				1	式		4,032,000	2t製作据付89個、据付49個
			上部工	250	m	286,000	7,150,000	根固方溝6.23t据付25個
			付属工	1	式		281,000	灯標移設
			消波工	250	m	1,056,000	26,400,000	12t製作据付140個、据付86個
			構造物撤去工	1	式		1,294,000	被覆2t撤去49個、根固方溝6.23t撤去5個
			仮設工	1	式		586,000	消波12t撤去86個
			敷鉄板	1	式			
			直接工事費計				110,001,000	
			間接工事費（積上分）	1	式		6,298,000	運搬費、娯楽費（快適トイレ）
			間接工事費（率分）	1	式		55,520,000	
			工事価格				171,819,000	
			消費税相当額	10	%		17,181,000	
			計				189,000,000	

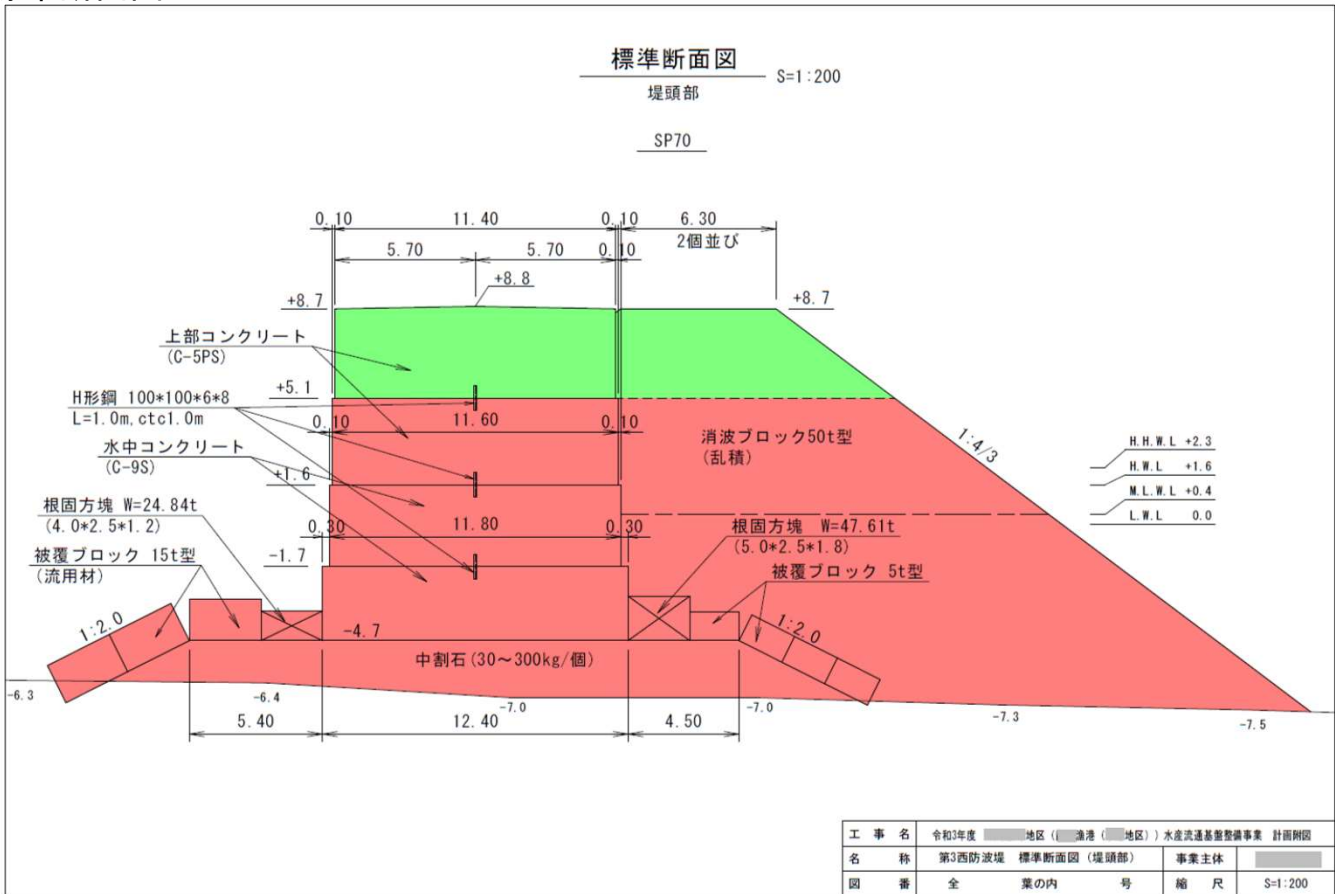
＜計画平面図＞

66

<縦断面図>



<標準断面図>

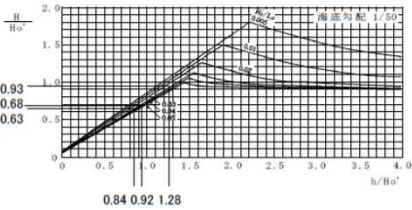


<安定計算表>

安定計算表

(コンクリート単塊式混成堤)						
都道府県名	事業名	漁港名	漁港番号	工種名	工区名	着工年度
	水産流通基盤			第3西防波堤	堤頭部	H27
設計条件						
潮位	H.H.W.L.	+2.3m	波高(Ho)	10.8m	堤前波高(H)	6.5m
	H.W.L.	+1.6m	波長(Lo)	297.1m	5H波前波高(H)	(30年)7.0m,(5年)6.9m
	L.W.L.	±0.0m	主方向	SE	周期(T)	13.8sec
	海底勾配	1/50	推算法	スペクトル法(MRI)	入射角	8±15°
設置水深		-7.0	船舶係留の有無	無	基礎地盤の地質	砂礫
備考	・換算沖波波高はエネルギー平衡方程式を使用した。					
	・設置点 ※天端高計算用 Ho=10.8*0.95=10.26m,H=10.26*0.63=6.5m					
	・5H沖区間波高(30年確率波) ※完成時安定計算用 H=10.26*0.68=7.0m					
	・消波工先波高(30年確率波) ※消波工質量算定用 H=10.26*0.68=7.0m					

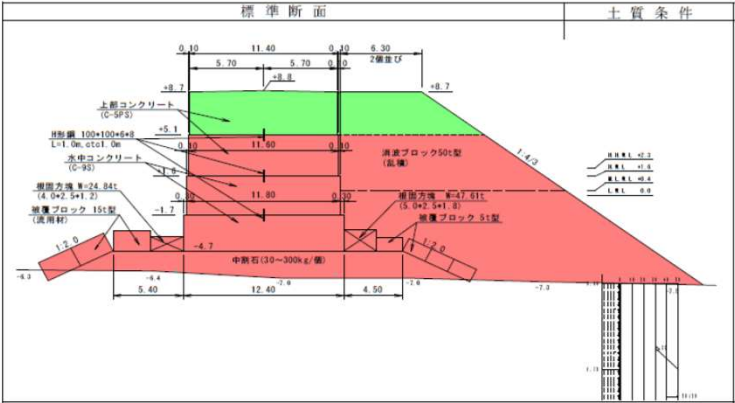
解析モデル						
検討モデル領域における沖側境界条件						
エネルギー平衡方程式	格子間隔(m)	沖側地盤 G.H.	潮位 H.W.L.	水深h(m)	入射波高 Ho	周期T(s)
	100.0m	-147.0m	+1.6m	148.6m	10.8m	13.8sec
	換算沖波算定結果					
	地点	水深h(m)	屈折・回折係数等	浅水係数	入射波向	
砕波点		-15.0m	0.95	-	N143.7°	



H.W.L.時			
h/Ho*	0.84	0.92	1.28
H/Ho*(Ks)	0.63	0.68	0.93
	(30年)	(30年)	(5年)

(継続断面)

設計計算										
天端高	天端高	+8.7m	安全率	滑動	1.764 >1.2 1.473 >1.2 2.27 >1.0	端趾圧	P1	497.683 294.817 431.888	KN/m ²	
	算定式	1.0H ₀ +H.W.L.+η		転倒	2.203 >1.2 2.395 >1.2 3.311 >1.0		P2	0.000 0.000 21.346		
	既設天端高	-		偏心傾斜	1.184 >1.0		P1'	-		KN/m ²
	波圧算定式	消波工付公式 p=1.0wHcosβ		直線すべり	1.747 >1.2	P2'	-	KN/m ²		
全波力	940.310 kN/m	円形すべり		-	基礎地盤支持力の算定	qa=	500	KN/m ²		
消波ブロックの質量算定	W=	47.345 t以上								
備考	・天端高の算定 $1.0H_0+HWL+\eta=1.0\times6.5+1.6+0.6=8.7m$ ・消波ブロック質量の算定(ハドソン式) $W=2.3\times7.0^2/(10.0\times(2.3/1.03-1)^3\times4/3)*1.5=47.345t$ 以上とし、経済比較より50t型とする。 ・堤体幅の決定 完成時:堤体幅=12.3mの時、端趾圧 $p1=504.498>500$ で安定しないため、 $B=12.4m$ とする。 ・安全率は、上段:完成時(30年)、中段:暫定時(5年上段無し)、下段:地震時($K=0.21$)とする。 ・打継ぎ部の検討 [+5.1] 滑動 $Fs=1.517>1.2$ 、H形鋼 $L=1.0m$ を1本/m配置する。 [+1.6] 滑動 $Fs=2.045>1.2$ 、H形鋼 $L=1.0m$ を1本/m配置する。 [-1.7] 滑動 $Fs=1.851>1.2$ 、H形鋼 $L=1.0m$ を1本/m配置する。									



<航空写真・施工箇所写真>

事業施工箇所写真（本港地区）



第3西防波堤



東防波堤

令和〇年〇月撮影

漁港内の静穏状況写真（本港地区）

振込波の進入により1.0m程度のうねりが発生。
うねりの発生により船が揺れている。



↑係船ロープに余裕あり
↓係船ロープが張り危険な状態



振れ込み波により船が左右に揺れている。



令和〇年〇月撮影

留意点

写真は、整備目的がわかるものを添付して下さい。

工事設計書の記載例「機能保全事業の場合」

＜工事設計書表紙・チェックリスト＞

別紙 1-1

主要チェックリスト(「適否」欄について、適正な場合は場合V、該当がない場合は-と記入すること。)

(当初・変更・ゼロ国・一部国費付国債)

(第 回変更)

(北海道・本土・離島・沖縄・奄美)

(直接補助・間接補助)

(内枠・満額)

*該当個所に○

令和○年度

○○地区(○○漁港、○○漁場)

○○事業工事設計書

(ネーミング事業名)

* 水産流通、水産環境、水産生産の事業については、地区名の後に括弧書きで漁港名、漁場名を記載すること。

* 「水産物集出荷機能集約・強化対策事業」「災害に強い漁業地域づくり事業」「水産資源を育む水産環境保全・創造事業」等ネーミング事業がある場合については、() にすべて記載すること。

事業主体 ()

* 複数ある場合は、複数記載すること。

都道府県の審査担当者

都道府県の担当者の意見

チェック内容		適否
事前 手 続 等	(1) 特定漁港漁場整備事業計画と整合しているか。承認(変更)手続きは完了しているか。 (変更)承認年月日()	
	(2) 事業基本計画(及びネーミング事業の計画)と整合しているか。承認(変更)手続きは完了しているか。 (変更)承認年月日()	
	ネーミング事業計画(変更)承認年月日()	
	(3) 他事業・計画との調整が図られているか。	
	(4) 事業が漁港区域内で行われているか。(漁港施設整備、漁港保全に限る。)	
	(5) 適化法、漁港法に規定された財産処分の手続きは完了しているか。 承認年月日()	
	(6) 埋立免許は取得済みか。免許年月日() 竣功期限()	
	(7) 道路、河川、自然公園部局等との協議、手続は完了しているか。 協議等完了年月日()	
	(8) 環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート(民間事業者・自治体等向け)は添付されているか。	
	(9) その他、事業実施に当たり必要な法定手続は完了しているか。	
	(10) 事業実施に際し関係機関との調整は済んでいるか。	
設計 積 算 等	(11) 法令、補助金交付要綱等の定めに基づいているか。	
	(1) 天端高等の基本的諸元の考え方は果下統一基準に合致しているか。	
	(2) 施設の構造細目が果下統一基準に合致しているか。	
	(3) 積算基準、使用単価は適正か。標準積算外は見積もり等を活用しているか。また、果下統一基準に合致しているか。	
	(4) 工事・業務の工期設定について、適切に設定されているか。	
申請 額 等	(5) 環境に配慮された設計等になっているか。	
	(1) 申請国費は内示額以内か。国費(補助率)の算定に誤りはないか。	
	(2) 補助金交付申請に必要な書類がそろっているか。事業実施に必要な工事費・測量設計費は計上しているか。	
備 考	(3) 所定の様式、図面、着色等が適切に作成されているか。	

留意点
計画承認が未完了の場合でも認可ヒアリングは同時並行で行っています。
予算成立前でも認可ヒアリングは行っていますが、交付申請は予算成立後です。

注意点
都道府県の審査担当者欄、都道府県の担当者の意見欄は必ず記入して下さい。
事前手続等の(1)～(7)の年月日は、該当がない場合を除き、必ず記入して下さい。
事前手続等の(8)は令和6年度から追加されていますのでご留意下さい。
チェックリストの内容は必ずチェックして下さい。不備があるのに「適」とされている場合が多いので、気を付けて下さい。

＜環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート＞

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート
(民間事業者・自治体等向け)

事業名: _____

組織名・代表者氏名: _____

住所: _____

連絡先: _____

申請時 (します)	(1) エネルギーの節減	報告時 (しました)	申請時 (します)	(4) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
①	☐ オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐	⑧	☐ みどりの食料システム戦略の理解	☐
②	☐ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない(照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等)ように努める	☐	⑨	☐ 関係法令の遵守	☐
③	☐ 環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	☐	⑩	☐ 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	☐
	(2) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)	⑪	☐ ※機械等を扱う事業者である場合(該当しない ☐) 機械等の適切な整備と管理に努める	☐
④	☐ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐	⑫	☐ 正しい知識に基づく作業安全に努める	☐
⑤	☐ 資源の再利用を検討	☐			
	(3) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)			
⑥	☐ ※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合(該当しない ☐) 生物多様性に配慮した事業実施に努める	☐			
⑦	☐ ※特定事業場である場合(該当しない ☐) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐			

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。
この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

＜報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて＞
・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。
上記について、確認しました→□

留意点
「申請時」の欄にチェックをしたものを工事設計書に添付して下さい。

＜設計総括表＞

設 計 総 括 表										
水産物供給基盤機能保全事業							地区			
事業主体	漁港名	費 目	工 種	数 量	事業費	国 費	国 費 算 定 内 訳			
							80.60.55/100		補助率	
							事業費	国費	事業費	国費
	漁港	事業費			19,400,000	11,640,000	19,400,000	11,640,000		
		工事費			19,400,000	11,640,000	19,400,000	11,640,000		
		本工事費			19,400,000	11,640,000	19,400,000	11,640,000		
		猪ノ子東浮桟橋		1基	19,400,000	11,640,000	19,400,000	11,640,000		係留施設(60/100)

注意点

表の計算式の間違い、補助率の間違い等で、金額の計算が合わない場合が非常に多いです。また、合計欄は合っているのに工種毎の欄が間違っている場合もあります。確実に確認をお願いします。
また、変更設計の場合、上段の変更前の数量や金額が前回の設計書と一致していない場合が多いです。確実に確認をお願いします。
なお、数量は「1式」ではなく、延長や面積等で表記して下さい。
変更設計総括表については、上段括弧書きで変更前、下段に変更後の数量及び金額を記入して下さい。

<工事費内訳表>

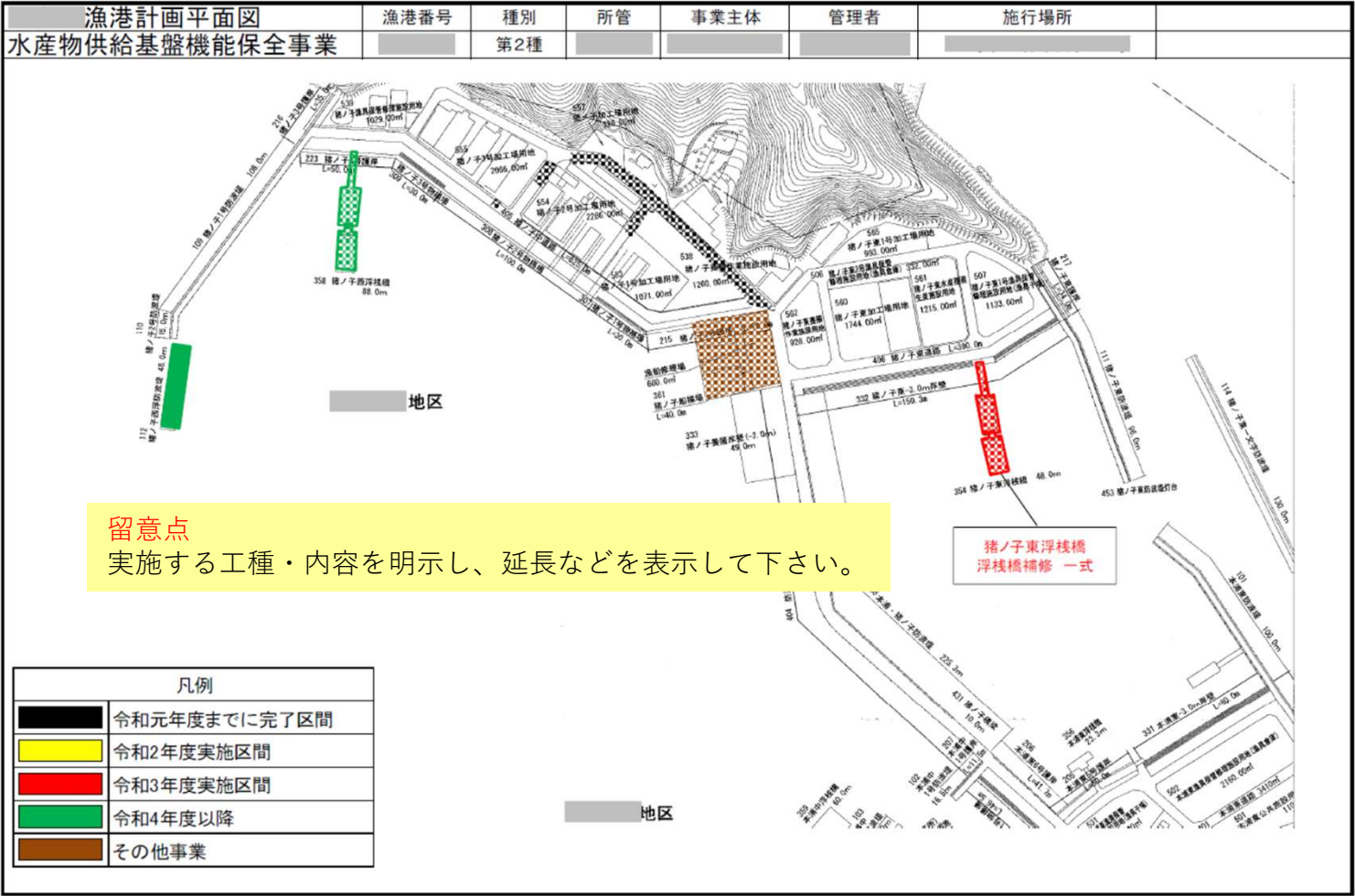
工 事 費 内 訳 表

事業主体	漁港名	費目	工種	区分	数量	単位	単価	金額	備考
		工事費						19,400,000	
		本工事費						19,400,000	
			猪ノ子東浮棧橋		1	基		19,400,000	係留施設(浮棧橋)
				浮棧橋補修	1	式	10,700,000	10,700,000	チェーン設置撤去工 アンカーチェーン 3種φ81 N=1本
				諸経費等				8,700,000	

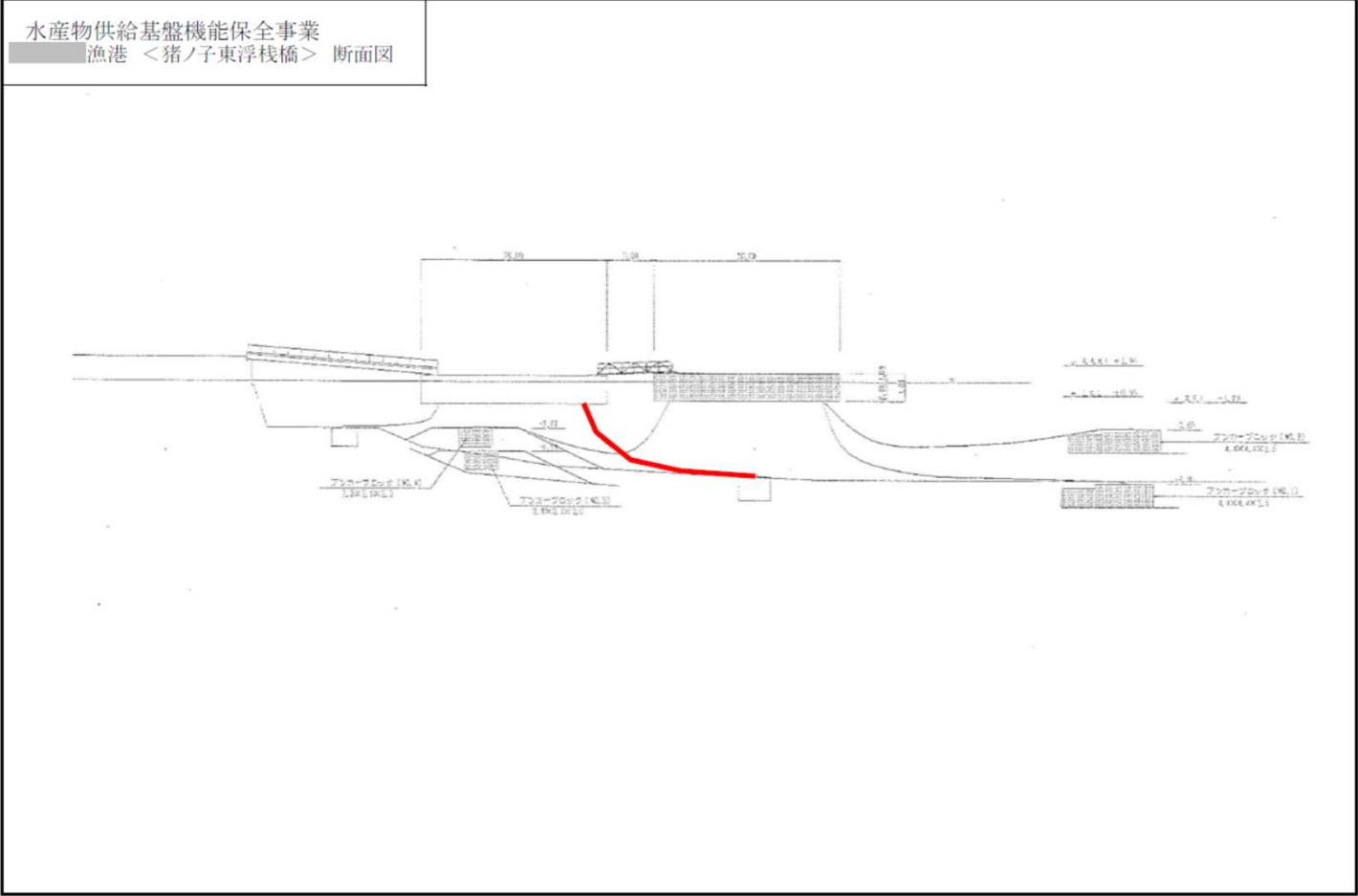
留意点

変更設計の場合で、変更前後で内容が変わらない工種についても、工事費内訳表を添付して下さい。なお、この場合の図面や写真は省略することが可能です。

<計画平面図>



<断面図>



(平成29年9月撮影)

留意点

整備対象施設全体が写っている写真を添付して下さい。

猪子東浮棧橋
L=48.0m

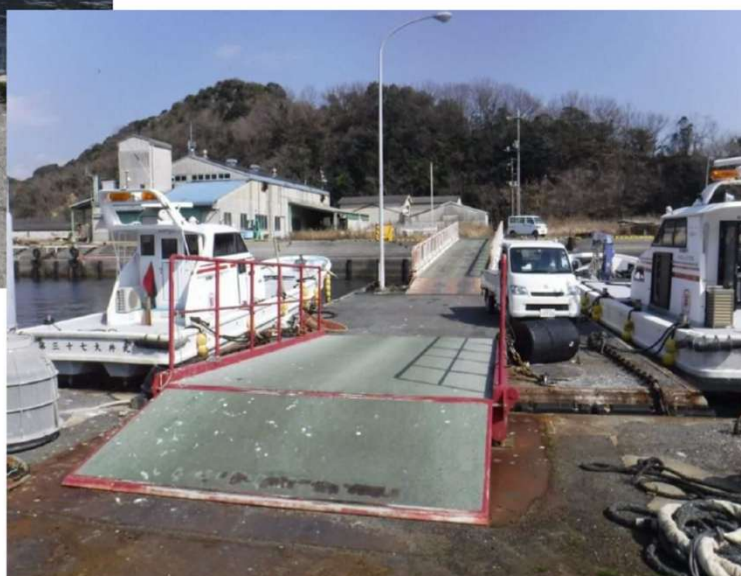


猪子東浮棧橋

(令和元年10月撮影)



チェーン劣化状況
チェーン劣化状況



留意点

写真は、整備目的がわかるものを添付して下さい。

(参考) 漁港漁場整備事業の主な工種区分一覧表

事業名	工 種
水産物供給基盤整備事業のうち、 漁港施設の整備	防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘門、護岸、堤防、突堤、胸壁、岸壁、物揚場、係船浮標、係船くい、棧橋、浮棧橋、船揚場、泊地、航路、漁具管理水域、鉄道、道路、駐車場、橋、運河、漁港施設用地、水産種苗生産施設、養殖用作業施設、荷さばき所、配送用作業施設、水産倉庫、製氷、冷凍及び冷蔵施設、加工場、漁港浄化施設、水産物流通センター、電源施設
水産物供給基盤整備事業のうち、 漁場の施設の整備	魚礁、着定基質、消波施設、海水交流施設、中間育成施設、用地、区画施設、底質改善、人工海底山脈、湧昇流発生装置、音響給餌ブイシステム
水産環境整備事業	魚礁、着定基質、消波施設、海水交流施設、中間育成施設、用地、区画施設、底質改善、人工海底山脈、湧昇流発生装置、音響給餌ブイシステム、作れい、水深確保、漁場観測施設、たい積物の除去、導水施設、覆砂、干潟、突堤、離岸堤、土砂流入防止施設、循環ポンプ、水質浄化施設、廃油処理施設、清掃船、廃船処理、放置座礁船の処理等
水産生産基盤整備事業	防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘門、護岸、堤防、突堤、胸壁、岸壁、物揚場、係船浮標、係船くい、棧橋、浮棧橋、船揚場、泊地、航路、漁具管理水域、鉄道、道路、駐車場、橋、運河、漁港施設用地、水産種苗生産施設、養殖用作業施設、荷さばき所、配送用作業施設、水産倉庫、製氷、冷凍及び冷蔵施設、加工場、漁港浄化施設、水産物流通センター、電源施設、魚礁、着定基質、消波施設、海水交流施設、中間育成施設、用地、区画施設、底質改善、人工海底山脈、湧昇流発生装置、音響給餌ブイシステム、作れい、水深確保、漁場観測施設、たい積物の除去、導水施設、覆砂、干潟、突堤、離岸堤、土砂流入防止施設、循環ポンプ、水質浄化施設、廃油処理施設、清掃船、廃船処理、放置座礁船の処理等
漁村整備事業	漁業集落道、水産飲雑用水施設、漁業集落排水施設、防災安全施設、緑地・広場施設、用地等

Ⅲ-② 発注関係事務

公共工事の品質確保の促進に関する法律(以下、品確法という。)では、公共工事は、経済性に配慮しつつ、価格と品質が総合的に優れた内容の契約を行うこととされ、発注者は「発注関係事務」を適切に行い、必要に応じて「発注者支援機関」の活用を努めることなどが規定されている。

漁港漁場整備事業の事業主体は、工事の品質確保のため、仕様書及び設計書等の契約図書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約書相手方の決定、工事の監督・検査などの発注関係事務を適切に実施することが必要である。

漁港漁場整備事業では、補助事業等の対象となる漁港漁場整備事業の施行に必要な発注関係事務(積算、技術審査、工事監督及び検査等)に係る業務委託については、「測量設計費」で支弁することができるとしている。なお、支弁の対象であるか否かについて判断が難しい場合には、個別に水産庁整備課企画班に相談されたい。

ただし、発注関係事務を委託する機関については、水産関係公共事業全般に対する知見、工事の対象とする施設に対する技術的能力等に配慮しつつ、公平性、中立性、法令の遵守、秘密保持の確保ができる者を選定する必要があることに留意する。

- 漁港漁場整備事業の事業主体は、発注関係事務の実施に際しては、「水産基盤整備事業工事等の今後の取組方針について」(平成18年2月28日付け17水港第2760号)、「水産基盤整備事業等における品質確保促進ガイドライン」(平成19年3月水産庁漁港漁場整備部)を踏まえて適切に対応する。
- 実際の発注関係事務の実施に当たっては、「漁港漁場関係事業事務必携」、積算等の各実務に関する参考図書等を作成しており、参考にできる。なお、参考図書等は水産庁HP(<http://www.jfa.maff.go.jp/j/gyosei/supply/sonota/>)で掲載している。
- 専門的な知見や技術的な支援が必要な場合には、「水産基盤整備・維持管理に係る市町村支援のための連絡協議会」が公表している「水産基盤整備・維持管理に係る市町村支援の具体的内容について」(令和元年6月)を踏まえ、相談することも有効である。
(<http://www.fidec.or.jp/shichouson-shien>)

<関連する通知及び参考になる資料等>

(契約図書の作成)

- 「発注関係事務の運用に関する指針」(令和7年2月3日改正,公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議)(https://www.mlit.go.jp/tec/tec_reiwaunyoshsishin.html)
- 漁港漁場関係工事共通仕様書新旧対照表(水産庁漁港漁場整備部)
(最新情報は、<http://www.jfa.maff.go.jp/j/gyosei/supply/sonota/>の「共通仕様書等」に掲載)
- 漁港漁場関係工事共通仕様書(水産庁漁港漁場整備部)
(<https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyosei/supply/sonota/attach/pdf/index-217.pdf>)
- 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書(水産庁漁港漁場整備部)
(<https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyosei/supply/sonota/attach/pdf/index-196.pdf>)

(積算等)

- 漁港漁場関係工事積算基準新旧対比表(水産庁漁港漁場整備部)
- 船舶および機械器具等の損料算定基準新旧対比表(水産庁漁港漁場整備部)
- 漁港漁場関係事業に適用する設計業務委託等技術者単価(水産庁漁港漁場整備部)
(上記事項に関する最新情報は、<http://www.jfa.maff.go.jp/j/gyosei/supply/sonota/>の「積算基準等」に掲載)
- 漁港漁場関係工事積算基準(公益社団法人全国漁港漁場協会)
- 船舶および機械器具等の損料算定基準(公益社団法人全国漁港漁場協会)
- [月刊]積算資料(一般財団法人経済調査会)※可能な限り最新版を活用すること。
- [月刊]建設物価資料(一般財団法人建設物価調査会)※可能な限り最新版を活用すること。

(入札及び契約の方法及び契約相手の選定)

- 「発注関係事務の運用に関する指針」(令和7年2月3日改正,公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議)(https://www.mlit.go.jp/tec/tec_reiwaunyoshsishin.html)

(工事の監督・検査)

- 漁港漁場整備事業等請負工事監督・検査要領(平成23年8月4日23水港第1383号)
- 漁港漁場関係工事共通仕様書(水産庁漁港漁場整備部)

(工事中及び完成時の施工状況の確認・評価)

- 漁港漁場関係工事共通仕様書(水産庁漁港漁場整備部)、付属資料「施工状況検査一覧表」及び品質・出来高・写真管理基準

Ⅲ-③ 実績報告と額の確定

補助金等の交付決定によって始まった補助事業等は、額の確定をもって終わることになる。額の確定を行うためには、事業が補助事業等の交付決定の内容、条件等に適合して行われたかどうか、また、事業の精算が適正に行われたかどうかを調査確認することが必要となる。このため、補助事業者等は、適正化法の規定により、事業の遂行状況及び成果等を報告することが義務づけられている。

(事業遂行状況報告書)

- 適正化法第12条の規定による報告は、「公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況の報告について」(昭和42年5月1日付け蔵計第946号)に係る報告を農林水産大臣に行っている場合は省略することができると規定されており、毎月行っている施行状況調査の報告をもって事業遂行状況報告書の提出の省略が可能である。

(実績報告書等)

- 補助事業等が完了した時は、適正化法第14条の規定に基づき、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書(繰越の場合は年度終了報告書)を提出する。
- 実績報告書の様式は、交付要綱の別紙様式第8号及び第9号、年度終了報告書の様式は、交付要綱の別紙様式10号を用いる。
- 実績報告書を提出する期日は、規則第6条の規定に基づき、補助事業等の完了の日から起算して1月を経過した日又は補助事業等の完了の日の属する国の会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までとなっている(なお、交付先が地方公共団体であり、前金払又は概算払を受けている場合は、補助事業等の完了の日の属する国の会計年度の翌年度の6月10日までとするとなっている。)
- 事業等の実施期間内に、国の会計年度が終了したときは(繰越の場合)、交付要綱第14第2項の規定により年度終了報告書を提出しなければならない。期日は、翌年度の4月30日までとなっている。

(額の確定)

- 補助事業等の完了等の成果の報告を受けた場合、国は適正化法第15条の規定に基づき、報告書等書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等を行い、交付決定の内容等に適合すると認めたときは、補助金等の額を確定し、補助事業者等に通知することとなっている。
- 補助事業者等は、既に確定額を超える補助金等の交付を受けている場合、適正化法第18条の規定に基づき、その超える額を国庫に返還しなければならない。

<関連する通知等>

- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)
- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)
- 農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)
- 水産基盤整備事業補助金交付要綱(平成13年4月13日付け12水港第4494号)

<参考になる資料等>

- 漁港漁場関係事業事務必携 令和6年度(公益社団法人全国漁港漁場協会)

水産基盤整備事業補助金実績報告書について

「水産基盤整備事業補助金交付要綱」、「水産基盤整備調査事業補助金交付要綱」及び関係通知等に基づき提出書類を作成すること。

令和 年度水産基盤整備事業補助金実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
〔北海道にあっては北海道開発局長
沖縄県にあっては沖縄総合事務局長〕

押印不要なため右詰

都道府県知事（又は市町村長 氏 名
水産業協同組合代表者）

令和 年度水産基盤整備事業を下記のとおり実施したので、水産基盤整備事業補助金交付要綱第14の規定に基づき報告する。

交付要綱の改正があった場合には確認

記

- | | |
|-----------------|--------|
| 1 漁港別又は地区別事業実績表 | 別紙のとおり |
| 2 事業完了年月日 | 〃 |
| 3 事業実績総括表 | 〃 |
| 4 工事費実績内訳表 | 〃 |
| 5 取得財産調書 | |

〔 該当がない場合は「該当なし」と記入し添付省略可
該当がある場合は「別紙のとおり」と記入し、「取得財産調書」を添付 〕

注1) 通常分、国庫債務負担行為分及び繰越分は報告書を別に分けて提出するものとし、通常分以外は、件名の末尾又は下段に（国庫債務負担行為）又は（繰越）を表示する。

注2) 事業主体及び交付先が市町村又は漁協等である直接補助事業については、管轄する都道府県からの進達により提出（進達文書の添付）

1 漁港別又は地区別事業実績表

漁港別又は地区別事業実績表

事業名	漁港名又は地区名	事業主体	交 付 決 定			計 画				実 績				備 考
			番 号	年 月 日	変更年月日	事業費	負 担 区 分			事業費	負 担 区 分			
							国費	都道府県費	市町村費		その他	国費	都道府県	
〇〇	〇〇	〇〇	〇水港第〇〇号	〇.〇.〇	〇.〇.〇	75,000,000	37,500,000	22,500,000	15,000,000	75,000,000	37,500,000	22,500,000	15,000,000	本土/離島一般/特定

交付決定時(交付申請書)の漁港名又は地区名の表記と一致させること

当初交付決定通知の文書番号を記載すること

変更年月日には、最終変更の年月日を記載すること
なお、最終変更の年月日は、工事の内容変更のみで金額に変更がない場合の変更申請(変更承認)も該当

事業費は、負担区分の合計額と一致すること

交付決定時(交付申請書)の漁港名又は地区名の表記と一致させること

当初交付決定通知の文書番号を記載すること

変更年月日には、最終変更の年月日を記載すること
なお、最終変更の年月日は、工事の内容変更のみで金額に変更がない場合の変更申請(変更承認)も該当

事業費は、負担区分の合計額と一致すること

備考

- 1 交付決定の変更年月日欄には、最終の変更年月日を記載すること。
- 2 計画(事業費、負担区分(国費、都道府県費、市町村費、その他))欄には、最終承認等のあった金額を記載すること。
- 3 複数の事業主体があるときは、事業主体ごとに記載の上、それらの合計額を記載すること。

2 事業完了年月日 令和〇年〇月〇日

「4内訳表」の検査年月日以降の日付となっていること
間接補助事業の場合は、検査終了後であって市町村への支払い完了後とする

備考には、区分(本土/離島、一般/特定等)の情報を入れること

3 事業実績総括表

※通常の場合

事業名の誤りに注意

〇〇事業実績総括表

漁港名 又は 地区名	事業主体	工種	事業費	工事費	工事費				国費				内訳		
					本工事費	附帯工事費	測量及び 試験費	用地及び 補償費	船舶及び 機械器具費	補助率	交付決定額 A	既受額 B	不用額 A-B	精算額 C	返還額 B-C
〇〇県			円 800,000,000	円 800,000,000	円 795,400,000	円 4,600,000	円 4,600,000		円 0	8/10	円 600,000,000	円 600,000,000	円 0	円 600,000,000	円 0
			円 600,000,000	円 600,000,000	円 595,400,000		円 4,600,000			8/10	円 480,000,000	円 480,000,000	円 0	円 480,000,000	円 0
			円 200,000,000	円 200,000,000	円 200,000,000					6/10	円 120,000,000	円 120,000,000	円 0	円 120,000,000	円 0
		南防波堤			円 203,400,000					8/10				円 162,720,000	
		東防波堤			円 220,000,000					8/10				円 176,000,000	
		—5m泊地			円 94,000,000					8/10				円 75,200,000	
		—4m泊地			円 78,000,000					8/10				円 62,400,000	
		—4m岸壁			円 200,000,000					6/10				円 120,000,000	
		地質調査					円 4,600,000			8/10				円 3,680,000	

「1実績表」及び「4内訳表」の漁港・地区名の表記と一致させること
 (機能保全事業又は機能強化事業について、「1実績表」の地区の内訳となる漁港等を記載する場合は合計行を設け、内訳は●地区(〇〇漁港)と記載し「1実績表」の漁港・地区名との合計を一致させる)

工事欄には認可を受けた設計書の工種を記入することまた、「4内訳表」の工種と表記を一致させること

精算額は必ず工事ごとの金額に補助率をかけた金額を記載すること
 また、端数は切り捨てで四捨五入はしないこと

備考

- 1 複数の事業主体があるときは、事業主体ごとに記載の上、それらの合計額を記載すること。
- 2 工事欄には、別記様式第1号の記の3の(2)のイの設計総括表の相当欄の記載事項に準じて記載すること。
- 3 事業費欄及び工事費欄には、複数の補助率があるときは、補助率の高い順に補助率ごとの小計額を2の内訳として記載すること。
- 4 工事費内訳に掲げる事項欄には、工事欄に対応する工事費を記載すること。
- 5 国費内訳の交付決定欄には、最終の交付決定額を記載すること。

3 事業実績総括表

※繰越の場合

事業名の誤りに注意

〇〇事業実績総括表

漁 港 名 又 は 地 区 名	事業主体	工 種	事業費	工事費	工 事 費				内 訳				国 費				内 訳	精 算 額 C	返 還 額 B-C
					本工事費	附帯工事費	測量設計費	用地及び船舶及び機械器具費	補助率	交付決定額 A	既受額 B	不用額 A-B							
〇〇 県			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
			100,000,000	100,000,000	95,000,000		5,000,000			1/2	50,000,000	50,000,000	0	50,000,000	0	50,000,000	0		
		〇〇年度		70,000,000	65,787,500		4,212,500			1/2	50,000,000	35,000,000	0	35,000,000	0	35,000,000	0		
		魚礁施設			65,787,500					1/2					32,893,750				
		深淺測量				4,212,500			1/2					2,106,250					
		〇〇年度	30,000,000	30,000,000	29,212,500		787,500			1/2		15,000,000	0	15,000,000	0	15,000,000	0		
		魚礁施設			29,212,500					1/2				14,606,250					
		工事監督				787,500			1/2					393,750					

「1実績表」及び「4内訳表」の漁港・地区名の表記と一致させること
(機能保全事業又は機能強化事業について、「1実績表」の地区の内訳となる漁港等を記載する場合は合計行を設け、内訳は●●地区(〇〇漁港)と記載し「1実績表」の漁港・地区名との合計を一致させる)

工種欄には認可を受けた設計書の工種を記入すること
「4内訳表」の工種と表記を一致させること

精算額は必ず工種ごとの金額に補助率をかけた金額を記載すること

備考

- 1 複数の事業主体があるときは、事業主体ごとに記載の上、それらの合計額を記載すること。
- 2 工種欄には、別記様式第1号の記の3の(2)のイの設計総括表の相当欄の記載事項に準じて記載すること。
- 3 事業費欄及び工事費欄には、複数の補助率があるときは、補助率の高い順に補助率ごとの小計額を2の内訳として記載すること。
- 4 工事費内訳に掲げる事項欄には、工種欄に対応する工事費を記載すること。
- 5 国費内訳の交付決定額には、最終の交付決定額を記載すること。

Ⅲ-④ 漁港台帳の調製

漁港管理者は、漁港及び漁場の整備等に関する法律第36条の2の規定によって、その管理する漁港について漁港台帳を調製しなければならないとされている。このため、漁港管理者は、その管理する漁港については、その現状を把握し、適切な管理を行うため、関係法令等に基づいて、漁港台帳を調製し、請求があったときには閲覧に供しなければならない。

漁港施設は、施設の種類も多岐にわたり、整備のための事業も多様であり、事業完成までに長期間を要するのが通例である。また、近年は老朽化点検に基づく漁港施設の長寿命化対策を進めており、その管理する施設の経緯、現状等を明確にする上でも漁港台帳の適切な整備は必要不可欠である。

なお、漁港管理者が自ら造成した施設以外にも、寄付により取得したもの、他の公共団体から管理の委託を受けたもの、公用水面の埋め立ての免許条件によって漁港管理者に帰属した施設や土地等についても、漏れることなく台帳に記載する必要がある。

この他、漁港台帳は、普通交付税の基準財政需要額及び基準財政収入額に関する資料としても用いられることとなっており、漁港においては、前年3月31日現在において漁港台帳に記載されている係留施設の延長及び外郭施設の延長とされている。

したがって、漁港台帳については、常に施設の現状を正確に把握しておくことが必要であり、漁港管理者は、工事等に伴って漁港台帳の記載事項に変更があったときにはその都度台帳に記載しなければならない。

なお、災害が生じた場合、漁港台帳に記載されていない施設(構造、延長も含む。)については、公共土木施設としての復旧対象とならないので、台帳の調製に際しては注意しなければならない。

【漁港及び漁場の整備等に関する法律】

(漁港台帳)

第三十六条の二 漁港管理者は、その管理する漁港について、漁港台帳を調製しなければならない。

2 漁港台帳に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

【漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則】

(漁港台帳に記載すべき事項等)

第十八条 漁港台帳には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 漁港の名称、種類、所在地及び区域
- 二 漁港施設の種類、名称、所在地、構造及び規模又は能力
- 三 漁港施設の所有者及び管理者
- 四 漁港施設の建設又は取得の年月日
- 五 漁港施設の建設又は取得の価格
- 六 その他漁港の維持管理上必要な事項

2 漁港台帳の様式は、農林水産大臣が告示で定める。

3 漁港台帳には、農林水産大臣が告示で定める図面を添付しなければならない。

4 漁港管理者は、第一項の漁港台帳の記載事項に変更があつたときは、変更に係る事項をその都度当該漁港台帳に記載しなければならない。

(漁港台帳の備付け及び閲覧)

第十九条 漁港管理者は、漁港台帳をその事務所に備えて置き、関係者の請求があつた場合には、これをその閲覧に供しなければならない。

【告 示】

漁港台帳の様式及び漁港台帳に添附すべき図面を定める告示(昭和三十二年農林省告示第百二十九号)

- 一 漁港台帳の様式
- 二 漁港台帳に添付すべき図面
 - (一)漁港の平面図
 - (二)外郭施設及び係留施設の標準断面図
 - (三)水準図面

<参考になる資料等>

漁港漁場管理の手引 平成21年度版(社団法人全国漁港漁場協会)

- 第1章 漁港の維持管理 III 漁港の管理一般
 - 5 漁港台帳
- 第3章 関係通知等 I 漁港漁場整備法関係
 - 8 漁港台帳の様式及び漁港台帳に添附すべき図面を定める告示
 - 9 漁港漁場整備法施行規則第9条第2項及び第3項の規定による漁港台帳及びこれに添付すべき図面の調製要領について
 - 10 漁港台帳記載例

【台帳電子化の推進】

漁港施設の情報管理にあたっては、施設情報を電子化およびデータベース化することにより、効率的なマネジメントが可能となります。特に漁港台帳をデータベース化し、施設情報をGIS (Geographic Information System : 地理情報システム) で地図情報とリンクさせることにより、各種情報の視覚化や正確な位置情報の把握が可能となり、老朽化対策の効率化も期待できます。

現状、漁港施設等の情報を管理するのに適したシステムは何種類かありますが、その機能に応じて「GIS型データベース」と「簡易型データベース」に大別できます。効率的・効果的な施設管理を行う観点からGIS型データベースを基本として推奨されますが、小規模な漁港のみを管理する場合などは、システムの導入・運用等にかかるコストや利用状況等を考慮し、簡易型データベースを使用することもできます。

当該費用については、漁港管理者等において事務費等にて支弁する必要がありますが、水産基盤整備事業等を実施する漁港においては「測量設計費」の活用も可能となります。

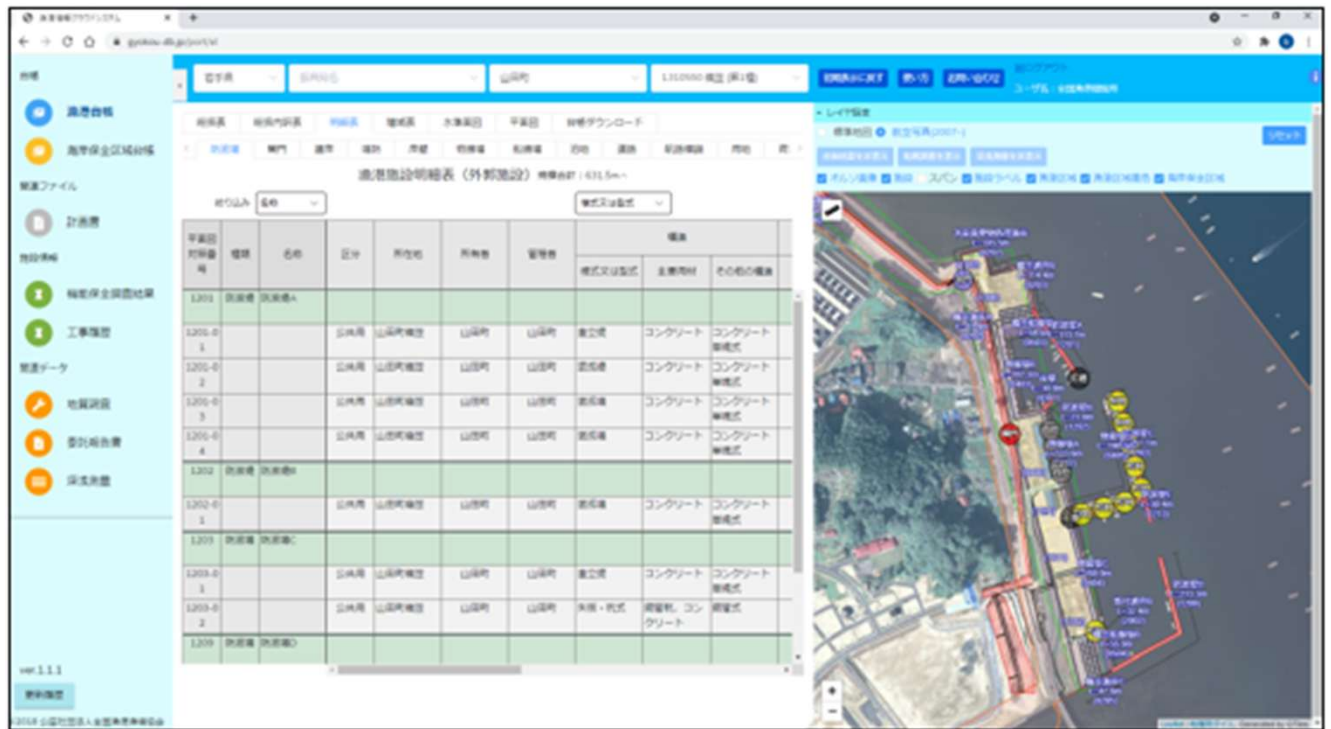
なお、漁港台帳のデータベース化に当たっては、

- ・令和6年4月15日付け(事務連絡)「漁港施設情報等のデータベース導入にかかる支援について」担当者あて
 - ・令和5年3月15日付け(事務連絡)「漁港施設情報等のデータベース化について(情報提供)」担当者あて
 - ・令和4年4月8日付け(4水港第40号)「漁港台帳及び図面の調整要領」の補足について(技術的助言)担当主務課長あて
- によりそれぞれ文書が示されています。

代表的な台帳管理システムの例

GIS型
データ
ベース

漁港台帳＋施設情報



参考: 漁港情報クラウドシステム (公社全国漁港漁場協会)

■ 漁港台帳情報

- ・漁港平面図(PDF)
- ・水準面図
- ・施設毎標準断面図 (外郭・係留)

漁港電子平面図 (GIS)

加工・登録

現地現況確認



GPS測量



ドローン空撮

紐付け

スパン番号の管理による
点検結果のデータベース化

図化

■ スパン毎情報

- ・竣工図 (平面、縦断、標準断面)
- ・設計図書
- ・安定計算表
- ・現況写真



点検結果とス
パン位置を紐
付けて管理

老朽化点検データ
簡易／詳細調査結果

簡易型
データ
ベース

施設の基本情報のみ

漁港電子平面図情報がない

漁港台帳データ

それぞれの情報
に連動性なし

■ 施設情報

- ・図面
- ・設計図書
- ・現況写真
- ・工事関連データ

施設形状 (施設断面、施設スパン)
や工事区間、点検位置等の紐付、
図示ができない

■ 老朽化点検データ

- ・簡易
- ・詳細調査結果

■ 漁港施設点検データ

- ・日常施設、管理利用、災害

「水産基盤整備事業における附帯施設の取扱い」

問 来年度以降、機能保全工事を実施することを考えているが、基本施設以外の附帯施設は、国庫補助対象となるのでしょうか？

(回答)

水産物供給基盤機能保全事業においては、水産物供給基盤整備事業等実施要領の運用について(平成13年3月30日付け12水港第4541号水産庁長官通知)第1の1の(1)のウ係留施設を、国庫補助対象としており、機能上又は管理上必要と認められる場合は附帯施設も国庫補助対象となり得ます。

また、水産物供給基盤機能保全事業は、機能保全計画に基づく保全工事を対象としています。「水産基盤施設ストックマネジメントのためのガイドライン(平成27年5月)」のP16表3.1機能保全レベルの概要にも附帯施設が位置づけられています。

ただし、老朽化した係船柱、防舷材、はしご、係船環のみの交換は、通常の維持管理相当と考えられることから、附帯施設のみの修繕は機能保全工事の対象としておりません。上部工、舗装工の打ち換えに伴い、一体的に交換する必要がある場合には、機能保全工事の中で実施している場合があります。

「魚礁の試験設置」

問 タコの試験的な魚礁を検討しているが、国庫補助事業のメニューがありましたら、手続き等も含めて紹介をお願いしたい。

(回答)

ご相談の内容について、どの程度の規模の調査・試験を検討しているのかわかりませんが、試験設置のみの内容では、通常の国庫補助事業の活用は難しいです。

ただし、たとえば、農山漁村地域整備交付金の「効果促進事業」等の活用により実施可能となる場合があります。

「改良した物揚場の機能保全」

問 機能保全計画の策定に際し、漁港台帳上は、物揚場となっているものの、地元からの要望を元にH22年の交付金事業により町工事を行い物揚場の上部に波返しを増設した施設が存在しております。R3年度に機能保全計画の策定を行いたいと考えております。現状として、物揚場としての利用があるため、機能保全計画を策定し今後も保全工事を実施したいと考えております。機能保全計画を策定する際に、今後補助を受け保全工事を実施するためには、どのように機能保全計画を策定し補助を受け保全工事を実施したらよいのか。

(回答)

漁港台帳において物揚場として登録されている施設が実態と合っていないようであれば見直した方が良いと思います。施設の種別区分に懸念があるのであれば、種別区分を修正すればよいと考えます。場合によっては、兼用工作物として整理することも可能です。お問い合わせの施設を見る限り、当該物揚場の延長の大部分に波返しが設置されており、海へのアクセスのために波返しがない部分については角落しのレールがあることから、護岸として漁港台帳を整理してはどうかと考えます。

仮に漁港台帳を見直すとした場合、財産処分の観点からは、当該施設の建設年が昭和52年で、平成22年の交付金事業を行う時点で、既に処分制限期間を過ぎていることから、物揚場から護岸へ目的外使用をする場合にあっては補助金の返還は不要となります。

こうした施設の今後の整理をした上で、機能保全計画の見直しを行ってください。その後、漁船数などの事業要件を満たしていれば、機能保全計画に従って水産物供給基盤機能保全事業を実施していくことになります。

なお、機能保全の観点からは、物揚場部分と波返し部分を一体的に維持管理することが理想ですが、整備実績、利用実態等からやむを得ず、別々に管理すると判断することや、たとえば波返し部分のみを単独事業として予算区分を別にして維持管理することも可能です。

ただ、今後何十年も維持管理していくことを勘案すると、できる限りシンプルに整理した方が継続性を担保しやすいと思います。

「漁港における放置艇の抑制について」

問 ●●漁港における漁船以外の船舶の利用について、放置艇の抑制を図りたい。

- ①条例を作成するため参考事例について情報提供いただきたい。
- ②利用実態に合った適正化を図りたいのでアドバイスをお願いしたい。

(回答)①水産庁及び国土交通省で、令和3年3月に「プレジャーボートの放置艇対策の今後の対応について」を公表しています。水域の利用の競合の度合い等地域の実情を踏まえ、保管場所の確保、規制措置から所有者名簿の作成など弾力的な対応が可能です。また、▲▼漁港では、放置禁止区域が設定され、地方自治法第244条の2第3項に基づく指定管理者制度導入された事例がありますので、参考までご紹介します。

②●●漁港の漁港管理者である貴町の漁港管理条例でも、問題なく、実態把握は可能と考えられます(ただし、指定区域を定めた場合、管理者への許可という強い規制が適応)。なお、漁港漁場整備法第38条「漁港施設を他人に利用させ、使用料を徴収する場合、利用方法及び料率を定めて、漁港管理者の認可を受けなければならない。」ので、当該規定に基づく認可、料金徴収を可能とする根拠についてご確認いただくとよいと考えます。参考事例の手順についても参照してください。

「舗装工事における目地の工法選定の考え方」

問 -1.5m物揚場の保全工事を実施するにあたり、詳細設計を実施しています。漁港漁場関係工事積算基準では、コンクリート舗装における目地が4種類あるようですが、工法をどのように選択すればよいか教えてください。

(回答)

舗装コンクリートの設計・施工を行う際には、「舗装設計施工指針」「舗装設計便覧」「舗装施工便覧」および「漁港・漁場施設の設計参考図書」「漁港漁場関係工事関係共通仕様書」を参考にしてください。収縮目地については、施工方法により挿入工法とカット工法があり、現場条件により選択が可能です。

目地間隔は、「漁港・漁場施設の設計参考図書」(P499)に記載がありますのでこれを参考に配置下さい。

「港内へ堆積する土砂の処分方法」

問 漁港の水域施設において、近年の潮流変化により、当面の間、定期的な浚渫が必要な状況にあり、その土砂は全て漁港区域内に仮置きしている。しかし、浚渫土の置き場は不足しているため、土砂の仮置きに関して何か良い解決策は無いか教えてほしい。

なお、解決策がない場合、浚渫土砂の海洋投棄を行いたい、その実現可能性と、その方法や留意点、手続き等を教えてほしい。

(回答)

土砂処分の方法については、近隣の漁港工事での利用や他事業(県・近隣市町)での有効活用もしくは最終処分場へ適切に処分するなどについてご検討されるとよいと思います。

浚渫土砂の海洋投入処分を行う場合には、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)」に係る手続きが必要となります。その条件として、他の事業で有効利用及び陸上処分が無理な場合で環境への障害がない場合に限る旨があげられていますのでご注意ください。また、海洋投入場所には、周辺漁協(漁業者)との合意も必要となります。海洋投入処分の事例については、県を通じてご確認・参照ください。

「測角・測距の基準点に関する考え方について」

問 機能保全事業にて浮棧橋のチェーン取換にかかる測量委託の実施を検討しております。そこで、「漁港積算基準」には、測角・測距とあるが、どのように主要基準点と補助基準点を選定するのでしょうか。

(回答)

公共測量の基本的な考え方は、国土交通省公共測量作業規程に準じることから陸上との違いはありません。なお、漁港における測量に関しては水産庁が公表している漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書を参考にさせていただくことが可能です。

「水理模型実験のブロック選定について」

問 水理模型実験にあたってのブロック形式選定方法や考え方などについて教えてほしい

(回答)

ブロックの選定にあたっては、一般的には当該施設に期待する効果、経済性、施工性、当該漁港やその周辺における施工実績等により、総合的に判断されるものだと考えます。

ブロックの選定の透明性を確保するため、発注者においてブロック選定委員会等により水理模型実験を行うブロックを選定する方法や、比較可能なように、ある程度複数のブロックを用いて実験した上で最適なものを選定するといった方法等があると考えられます。

「漁港内での浚渫作業について」

問 浚渫を計画しています。岸壁からロングアームバックホウで掘削する計画で、場内に仮置きし最終的には処分をする計画です。（想定している浚渫土量は150m³です。）相談した業者から底質調査が必要ではないかと言われましたが、再利用ではなく仮置きし処分する場合でも底質調査が必要なのでしょうか。
また、その他必要な試験等があるのでしょうか。

（回答）

浚渫土砂に対する底質調査は、一般的に施工条件を把握するための土質調査と有害物質含有の有無等を把握するための環境目的で実施されますが、いずれも仮置き先、搬出先の要求に応じて実施されることが多いです。

今回実施される浚渫土砂の仮置き場所、搬出先が求める要求内容をご確認の上、浚渫を行っていただきますようお願いいたします。

「防波堤のアルカリ骨材反応への対策について」

問 無筋コンクリートによる防波堤について、アルカリ骨材反応により網目状のひび割れが発生した場合に、その対策工法としてどのようなものがあるか。また、どの程度既設コンクリートを撤去するか。

（回答）

例えば、下記資料に対策工法に関する記載があるので参考になります。

- ・水産基盤施設機能保全計画策定の手引き,水産庁漁港漁場整備部.
- ・コンクリート診断技術[基礎編],(公社)日本コンクリート工学会.
- ・コンクリート構造物の維持管理～塩害・中性化・ASR補修の考え方～, 技術資料Ver.4.3,一般社団法人コンクリートメンテナンス協会.
- ・コンクリート標準示方書[維持管理編]、2022年制定、土木学会.

●影響範囲の設定

上記の資料より、ひび割れやアルカリシリカゲルの滲出が発生している範囲を影響範囲とし、対策として断面修復する場合、ひび割れが発生している深さまで既設コンクリートを撤去すればよいかと思います。

「事業計画変更に伴うB/C再評価について」

問 「B/Cの再算定」について、例えばR5年度に「変更事業計画書」を作成する場合、B/Cの再算定に用いる「労務単価」の「現在価値化」についてですが、

- ①当初事業計画（R1年度）に用いた「労務単価」をデフレーターで補正（ $R5/R1$ ）する。
- ②水産基盤整備事業費用対効果分析のガイドライン—参考資料—に記載のR3単価をデフレーターで補正（ $R5/R3$ ）する。

以上のどちらの手法が適切か。

（回答）

再算定にあたっては最新の労務単価を用いることとし、入手できる最新の値が古い場合はデフレーターを用いて評価基準年の価格に換算していただくようお願いいたします。

「漁港の照明灯のLED化について」

問 市管理漁港に関し、脱炭素化、更新頻度削減の観点より防波堤等の照明設備をLED化することを検討しており、該当する補助メニューがあれば情報提供していただければと思います。機能増進事業を確認しましたが、本体施設の整備を伴うことが条件となっており該当しないと認識しております。

（回答）

漁港機能増進事業においては、付帯施設のみの整備も可能となっております。ただし、原則単年度で事業費要件1千万円となっております。

V. 近年の漁港漁場整備事業に掛る制度の主な拡充・改正事項とその概要

※概要を大まかに記載しています。詳細は公表資料 (https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_yosan/index.html) や公文書でご確認ください。

	事項	概要	改正箇所
R3 年度	港湾背後における流通機能強化	・港湾の背後地における衛生管理型産地市場等の整備を補助対象化	交付要綱運用
	水産物流通の拠点におけるICTの活用推進	・荷さばき所や岸壁の整備と一体的に行う情報処理施設の整備を追加	交付要綱運用
	養殖業成長産業化に向けた生産拠点整備	・安定的な種苗確保のための種苗生産施設整備を補助対象化 ・効率的な作業環境のための用地への屋根整備等を補助対象化 ・養殖適地の選定や施設の検討に係る調査を補助対象化	交付要綱運用
	海洋環境の変動に対応した漁場整備の展開	・試験的な魚礁設置等の実証試験の実施及びモニタリングの実施を補助対象化	交付要綱運用
	拠点漁港等における非常電源確保対策	・電源施設の高架化、非常電源の設置を補助対象化	交付要綱運用
	漁港施設の効率的な維持管理の促進	・荷さばき所の機能保全対策を補助対象化	交付要綱運用
	漁村における防災・生活インフラ整備の強化	・交付金事業のうち、漁業集落排水施設等の防災・生活インフラの計画的・集中的な整備を補助事業化	交付要綱
R4 年度	拠点漁港における流通機能高度化・輸出促進対策	・流通拠点漁港等における漁港総合利用・運営計画の策定を補助対象化 ・漁港総合利用・運営計画に基づく既存施設等の再編・整序を補助対象化 ・加工場や水産物流通センターの整備を当初予算においても補助対象化 ・荷さばき所等の整備の採択要件を属地陸揚量3,000トン以上等と見直し	交付要綱運用
	養殖生産拠点における一体的な施設整備	・事業の対象地域に無給餌養殖品目を取り扱う養殖地域を追加 ・養殖場としての活用するための海域環境等調査を補助対象化 ・養殖生産拠点における整備事業として、荷さばき所、加工場等を補助対象化 ・養殖種苗の海水馴致に必要な取水施設の整備等を補助対象化	交付要綱運用
	栽培漁業と連携した漁場整備の展開	・魚礁の機能保全対策を補助対象化 ・水産環境整備マスタープラン対象種の種苗生産施設整備を補助対象化	交付要綱運用
	漁業地域における防災・減災対策の推進	・漁港の機能施設の用地嵩上げや胸壁等の整備を補助対象化 ・避難路、避難地の整備について、集落人口要件を100人以上と見直し	運用
	予防保全型の老朽化対策の推進	・機能保全計画見直し経費を補助対象化(ただし新技術の導入等により確実にライフサイクルコストの低減が図られると見込まれる場合等に限る。)	交付要綱運用
	持続可能な水産物生産体制の構築	・藻場・干潟の整備はソフト対策と連携して取り組む地区を対象を絞る ・漁船や冷凍トラック等に対する電力供給設備の整備を補助対象化 ・広域的な藻場・干潟調査、モニタリングの実施を補助対象化	運用
	日本海溝・千島海溝地震防災対策特措法関連	・避難場所、避難経路の整備に係る補助率を3分の2以内に嵩上げ	交付要綱
	施越の対象の見直し	・施越工事の対象について、「複数年度にわたって工事をするもの」で「施工時期の平準化を図るためのもの」を追加	取扱い
	共通	・「測量及び試験費」を「測量設計費」に変更	取扱い
R5 年度	流通拠点漁港等を中心とした圏域機能強化対策	・圏域機能強化対策整備方針に基づく「事業計画等策定調査」を補助対象化 ・圏域機能強化対策整備方針に基づいて実施する事業の採択要件を「圏域機能強化対策整備方針に位置づけられた漁港の計画事業費の合計が5億円以上」等とする ・離島・奄美・沖縄の拠点漁港における荷さばき所等整備の採択要件を「年間取扱量1,000トン以上」へと見直し ・漁港施設用地における屋根等の整備を補助対象化	交付要綱 実施要領 運用
	漁港施設の老朽化対策の推進	・事業主体に漁港管理者以外の地方公共団体、水産業協同組合を追加。 ・漁港環境整備施設(水域施設と接する施設に限る)の老朽化対策を補助対象化	実施要領 交付要綱 運用

凡例 実施要領：水産物供給基盤整備事業等実施要領
取扱い：水産基盤整備事業及び海岸整備事業の実施に当たっての取扱い

運用：水産物供給基盤整備事業等実施要領の運用
交付要綱：水産基盤整備事業補助金交付要綱

V. 近年の漁港漁場整備事業に掛る制度の主な拡充・改正事項とその概要

※概要を大まかに記載しています。詳細は公表資料 (https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_yosan/index.html) や公文書でご確認ください。

	事項	概要	改正箇所
R6 年度	持続可能なインフラ管理に向けた漁港ストックの適正化の推進	・ 予防保全型の老朽化対策と漁港ストックの適正化対策を一体的に推進するための機能保全計画の見直しを補助対象化 ・ 機能保全計画に基づく漁港ストックの適正化のための保全工事として行う改良・補修・規模適正化・除却を補助対象化 ・ 複数事業主体による事業計画の作成を追加	実施要領 運用 交付要綱
	漁港のグリーン化の推進	・ 漁港施設への脱炭素機能向上のための藻場造成機能の付加とこれと一体的な藻場整備造成を補助対象化	実施要領 運用
	漁港漁場整備法第3条改正に伴う補助対象施設の明確化	・ 漁港漁場整備補第3条の改正を踏まえ、「配送用作業施設」等を補助対象化。	実施要領 運用 交付要綱
R7 年度	港湾背後における一貫した衛生管理体制の構築に向けた水産物加工機能の強化	・ 港湾の背後地において岸壁等と一体的に機能する加工施設（加工場）の整備を補助対象化	実施要領 運用 交付要綱
	持続可能な衛生管理体制の確保に向けた漁港施設の効率的な維持管理の促進	・ 水産物供給基盤機能保全事業の補助対象施設に製氷施設、冷凍・冷蔵施設、加工場を追加	運用 交付要綱
	気候変動の影響へ適応するための漁港施設等の防災・減災機能の強化	・ 漁港漁場整備における共通事項として気候変動対策の設計の考え方を盛り込むとともに、この考え方を踏まえ、漁港施設機能強化事業において気候変動対策を追加	運用 交付要綱
	漁港施設等活用事業の促進に係る漁港の環境整備	・ 地方公共団体・水産業協同組合等が実施する漁港施設等活用事業を行うための当該漁港に係る活用推進計画（案）を策定している場合に限り、同計画（案）を踏まえた漁港施設・用地の再編・整序を水産物供給基盤機能保全事業で実施	運用 交付要綱
	漁業集落排水施設の効率的な維持管理に向けた広域化・共同化の促進	・ 広域化・共同化に取り組む地区、かつ、一定の漁業活動が行われている漁港の背後集落に限り、漁業集落排水施設の整備に係る人口要件を緩和	運用(漁村)

凡例 実施要領：水産物供給基盤整備事業等実施要領
 取扱い：水産基盤整備事業及び海岸整備事業の実施に当たっての取扱い

運用：水産物供給基盤整備事業等実施要領の運用
 交付要綱：水産基盤整備事業補助金交付要綱

VI. 補助対象に関するよくある問い合わせ内容とその回答

よろず相談や事業の実施に当たり、事業主体の方々から問い合わせの多かった内容について、簡単にまとめました。

	問い合わせ	回答
(共通) 測量設計費	測量設計費でどのような内容を実施できるか	当該補助事業等の執行に必要な測量、調査、観測、設計、工事監督等を行うものです。詳しくは事務必携3.7の測量設計費の項目を参照ください。 事業に必要な内容であって、上記に記載の項目に該当する内容であるか判断に迷う場合には、事業課企画班へお問い合わせください。
機能保全事業	R4より補助対象となった「機能保全計画の見直し」経費について、採択基準を知りたい	補助対象となるのは、新技術等の導入等により機能保全計画を見直すことによって、確実にライフサイクルコスト(国費を伴う工事費)が低減できるもの又はストック効果の最大化に向けた漁港の機能分担・有効活用推進事業実施要領に基づき漁港機能再編後に行う場合に限られます。 「補助対象外の経費(点検、見回り、維持補修等)のみコスト低減できるもの」や同計画の見直しをせずとも実現できる、「施工の仕方の変更による経費削減」などについては対象となりませんのでご注意ください。
	機能保全事業で航路・泊地の浚渫を行う際の条件について	航路・泊地の維持のための浚渫工事は、基本的に管理者の責務となっています。 浚渫工事を機能保全事業にて行う場合には、計画的に実施することで、ライフサイクルコストを低減できるものに限定して対象としています。また、その場合においても、概ね5年程度の間隔をあけていただくことを原則としています。
	採択要件に満たない漁港について、補助を受ける方法はないか	圏域計画により各漁港の機能分担・有効活用等の推進を図った上で、複数の漁港で漁港合併をする方法や、複数の漁港にて機能分担・有効活用等を行う「ストック効果の最大化に向けた漁港の機能分担・有効活用推進事業」(ネーミング事業)を取得することで、要件を満たしやすくなります。 また、採択要件に満たない漁港について、要件を満たす場合は漁港機能増進事業(非公共)で補修工事を行うことができるほか、地方単独事業で行う場合であっても総務省の公共施設等適正管理推進事業債の適用により負担を減らすことが可能な場合がありますのでご検討下さい。

＜問い合わせ窓口一覧＞

水産庁代表 03－3502－8111

（手引き全般に関する事項）

水産庁 事業課 企画班（内線6880）

（Ⅰ．事業基本計画に関する事項）

- 水産物供給基盤機能保全事業以外の事業基本計画の場合
水産庁 計画・海業政策課 計画班（内線6843）
- 水産物供給基盤機能保全事業の事業基本計画の場合
水産庁 事業課 企画班（内線6880）

（Ⅱ．予算要求と交付申請に関する事項）

- 予算要求、要求資料に関する事項
水産庁 計画・海業政策課 事業班（内線6842）
- 補助金交付申請に関する事務的な事項（交付申請書、繰越手続き）
水産庁 事業課 総括班（内線6881）

（Ⅲ．事業の執行と台帳調製に関する事項）

- 補助金交付申請に関する技術的な事項（工事設計書の作成、審査ヒアリング、工法協議）
水産庁 事業課 企画班（内線6880）
- 発注関係事務に関する事項
水産庁 事業課 施工積算班（内線6884）
- 実績報告等に関する事項
水産庁 事業課 総括班（内線6881）
- 漁港台帳の調製に関する事項
水産庁 計画・海業政策課 管理班（内線6846）